

# 循環型地域社会の形成に関する

## 条例逐条解説

平成21年4月

岩手県環境生活部



## 第1章 総則

| 条 例   | 規 則   |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成10年岩手県条例第22号)第3条に定める基本理念にのっとり、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、循環型地域社会の形成のための施策を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩手県条例第73号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |

| 取 扱 要 領  |
|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1 この要領は、循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩手県条例第73号。以下「条例」という。)及び循環型地域社会の形成に関する条例施行規則(平成15年岩手県規則第22号。以下「規則」という。)の円滑かつ適正な施行を図るため必要な事項を定めるものとする。</p> |

### 【趣旨】

- 1 本条は、この条例の目的を定めたものであり、「循環型地域社会の形成」は本県の環境の保全及び創造における「最高規範」である岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例のもとに展開する政策であることを明記したものである。

### 【岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例】

#### (基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、県民が豊かな岩手の自然及び文化の中で生かされていることを認識し、恵み豊かな環境と共生する地域社会を構築することを旨として、すべての県民の参加、連携及び協力によって行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、資源としての廃棄物の徹底的な利用、エネルギーの有効利用等が行われる循環型の地域社会が形成されることにより、多様な自然に恵まれた安全で快適な環境が確保され、将来の世代も豊かな環境の恵みを楽しむことができるように行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、地域における環境の保全に関する活動の集積により成し遂げられることにかんがみ、県民が地球的な見地から地域の環境を考え、及び行動することによって行われなければならない。

- 2 この条例を制定した理由は次のとおりである。

立法事実があること。

- ア 最終処分場の逼迫等の弊害を来たしている「大量消費・大量廃棄」の20世紀型の社会から、「資源の循環による持続可能な」21世紀型の新しい社会を本県において目指すために、「いわて資源循環型廃棄物処理構想」の実現に向け、今すぐに対策を講ずる必要があること。
- イ 青森県境不法投棄事件の教訓から不法投棄を予防するシステムを早急に構築する必要があるが、廃棄物処理法等関係法が必ずしも十分ではないこと。
- ウ 循環型地域社会システムが未熟であり、制度的整備が必要であること。

エ 廃棄物処理施設等の設置等に関する指導要綱制定後 10 年が経過し、取り巻く環境が変化したとともに、行政の公正の確保と透明性の向上が強く求められ行政手続法（条例）が制定されたことから、要綱による指導の見直しが必要であること。

条例形式でなければならないこと。

ア 不法投棄の予防等の実効性を確保するには強制力のある義務付けが必要なこと。

イ 廃棄物の適正保管等さまざまな規制を含み、県民等に義務を課し、権利を制限する以上、議会の審査を経る条例による必要があること。

ウ 自治体の最高の規範であり恒久性があること、県民とともに行政に対しても強制力があること等から、循環型地域社会の形成を全県をあげてかつ継続的に推進するツールとして適切なこと。

3 総合的な取組みを含む条例とした理由は次のとおりであること。

循環型地域社会の形成には個別的な対応では限界があり、全県を挙げての総合的かつ有機的な取組みが不可欠であること。

規制のみでは限界があり、再生資源利用認定製品制度や産業廃棄物処理業者の育成等環境産業の振興と健全な育成との組合せが重要であること。

産業廃棄物税や環境保全協力金等の経済的手法を用いることにより、かかる経済的負担を回避することを目的に不適正処理に流れることを防ぐため、可能な限りの手段を講ずる必要があること。

| 条 例  | 規 則  |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 循環型地域社会 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第3条第2項の資源としての廃棄物の徹底的な利用、エネルギーの有効利用等が行われる循環型の地域社会をいう。</p> <p>(2) <sup>1</sup>廃棄物等 次に掲げる物をいう。</p> <p>ア 廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第1項の廃棄物をいう。)</p> <p>イ 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事(以下「建設工事」という。)農畜産物及び林産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(アに掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)</p> <p>(3) <sup>2</sup>循環資源 廃棄物等のうち有用なものをいう。</p> <p>(4) 循環的な利用 循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第4項の循環的な利用をいう。</p> <p>(5) 産業廃棄物 廃棄物処理法第2条第4項の産業廃棄物をいう。</p> <p>(6) 再生資源 循環資源であって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。</p> <p>(7) 産業廃棄物処理業 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分業として行うものをいう。</p> <p>(8) <sup>3</sup>廃棄物処理施設等 廃棄物処理法第8条第1項の一般廃棄物処理施設(以下「一般廃棄物処理施設」という。) 廃棄物処理法第15条第1項の産業廃棄物処理施設(以下「産業廃棄物処理施設」という。) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第2条第13項に規定する解体業又は同条第14項に規定する破碎</p> | <p>(廃棄物処理施設等)</p> <p>第2条 条例第2条第8号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第20条の2第1項の登録を受けようとする者のうち廃棄物処理法第2条第2項の一般廃棄物のみを取り扱う者が事業の用に供する処理施設であって、</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>業の用に供する施設(以下「自動車リサイクル施設」という。)その他規則で定める施設をいう。</p> | <p>1日当たりの処理能力が5トン未満のもの(以下「小規模再生事業施設」という。)</p> <p>(2) 産業廃棄物処理業を行う者(廃棄物処理法第15条の4の2第1項の認定を受けた者を除く。)が設置する産業廃棄物の処理施設(積替え施設及び積替えのための保管施設(以下「積替保管施設」という。)を含む。)であって、廃棄物処理法第15条第1項の許可を要しないもの(以下「その他処理施設」という。)</p> |
|---|--|

**【趣旨】**

本条は、この条例における用語の定義である。

**【用語の解説】**

1 「廃棄物等」

循環型社会形成推進基本法第2条第2項に定める内容をほぼ引用したものである。ただし、「間伐材」を含めるため、「農畜産物」を「農林畜産物」としている。

**【循環型社会形成推進基本法】**

第2条 略

2 この法律において「廃棄物等」とは、次に掲げる物をいう。

(1) 廃棄物

(2) 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)

2 「循環資源」

資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項をベースにしているが、「使用済み物品等又は副産物」より広い概念である本条第2号の「廃棄物等」を用いた。

**【資源の有効な利用の促進に関する法律】**

第2条 (略)

4 この法律において「再生資源」とは、使用済み物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

3 「廃棄物処理施設等」

廃棄物処理法の規定により知事の設置許可を受けなければならない一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設のほか小規模再生事業施設、産業廃棄物処理業者が設置する産業廃棄物を処理するための施設で許可までは要しないもの(その他処理施設)である。

**【留意事項等】**

この条例は現行法が対象としていない範囲までを対象とする、いわゆる「横だし」をベースとしており、用語については特別な用法以外は現行法と同義で用いている。

| 条  | 例 | 規 | 則 |
|--|---|---|---|
| (県の責務)   |   |   |   |
| 第3条 県は、市町村並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」という。)事業者並びに県民による廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。 |   |   |   |
| 2 県は、自ら率先して廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に努めるものとする。  |   |   |   |
| (市町村等の役割)  |   |   |   |
| 第4条 市町村等は、当該市町村等の特性に応じて、それぞれの立場において、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。                                  |   |   |   |
| (事業者の責務)   |   |   |   |
| 第5条 事業者は、その事業活動に伴い生ずる廃棄物について、性状、数量等を把握するとともに、原材料、製造工程等の見直しを図り、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に積極的に努めなければならない。                       |   |   |   |
| 2 事業者は、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に関して県が実施する施策に協力しなければならない。   |   |   |   |

### 【趣旨】

本条は、循環型地域社会の形成に当たり、県、市町村等、事業者、県民それぞれの責務又は役割を規定したものである。循環型地域社会の形成には、全县を挙げ各主体が有機的に連携しながら推進することが不可欠であり、廃棄物の発生抑制等に向け、県は率先して努めるとともに必要な措置を講ずることとし、市町村等は施策の策定及び実施に努めることとし、事業者は廃棄物の発生抑制等に努めるとともに県の施策への協力を求めるものである。

### 【用語の解説】

#### 1 「責務」及び「役割」

この条例の運用主体である県並びに運用の対象である事業者及び県民については条例により義務等が生じることから「責務」を有し、市町村等については事業者に該当しない限りは直接の義務等が生じないことから「役割」を有するとしたものである。

これは、2000年の地方分権一括法により県と市町村は対等の関係となったことから、個別の法律等の根拠がない場合は、県が条例で市町村に義務付けることは適当ではないことから、従来「責務」と規定していたものを「役割」へと県条例を統一的に整理したことと軌を一にしている。

なお、県及び市町村等とも事業活動に伴い廃棄物を発生させる排出事業者となる場面があるが、その際は「事業者」に該当し、責務は勿論、各種の規定の対象となる。

#### 2 「市町村等」



市町村、一部事務組合及び広域連合である。

**【留意事項等】**

県は一般廃棄物の処理責任が一義的には存在しないにもかかわらず、かかる責任を有する市町村等の役割を条例で規定したのは次の理由による。

- 1 この条例は「循環型地域社会の形成」を目指すものであり、条例の射程としては、産業廃棄物のみならず、一般廃棄物も含めている。また、循環型地域社会の形成のためには、県と市町村等との役割分担が不可欠である。
- 2 現行法上、県は一般廃棄物も対象とした廃棄物処理計画を策定することとされているほか、市町村を補完することとされており、県は一般廃棄物に関する施策について一定の責任を有している。
- 3 建設資材廃棄物対策業務について一部の市への委任を行っているが、その他にはこの条例により、市町村において、具体的な業務の発生や委任等は想定していないこと。
- 4 次により不当な干渉ではないこと。

市町村に説明し、理解を得ていること。

廃棄物処理法等関係法令による政策から逸脱していないこと。

第4条の「役割」は努力義務であり、具体的な事務事業の義務付けを行うものではないこと  
他の条例とも均衡を失っていないこと

| 条       | 例   | 規 | 則 |
|---------|---|---|---|
| (県民の責務) |   |   |   |
| 第6条     | 県民は、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に努めなければならない。  |   |   |
| 2       | 県民は、自ら地域の生活環境を保全するため、廃棄物等について不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、遅滞なく、その旨を県又は「 <u>関係機関</u> 」に通報するよう努めなければならない。 |   |   |
| 3       | 県民は、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に関して県が実施する施策に協力しなければならない。   |   |   |

### 【趣旨】

不適正処理事案の発見への端緒は県民からの通報によるところが多い。不適正処理への対応は、早期発見が早期解決に結びつく事例が多く、それにより原状回復の確保が容易になり、原状回復経費が軽減される。

一方で、産業廃棄物適正処理指導員の配置により、施設等立入検査件数や屋外調査件数も増加したが、依然として不適正処理事案が減少していない現状にある。

行政の監視体制には限界があり、地域に居住する県民の不適正処理の通報が非常に有益である。自らが居住する地域の生活環境を保全することは、県民に共通する利益であり、生活環境の保全という公共の利益を守るため、県民一人一人の主体的な取り組みが求められている。

### 【用語の解説】

#### 1 「関係機関」

廃棄物に関し、一般廃棄物は市町村、廃棄物の輸出入は国（経済産業大臣、環境大臣）の所管とされている。県以外の関係機関としては、警察、市町村、国が挙げられる。

| 条           | 例  | 規 | 則 |
|-------------|--|---|---|
| (土地所有者等の責務) |  |   |   |
| 第6条の2       | 土地(1 盛岡市の区域にある土地を除く。この項及び次項において同じ。)を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、2 他人に土地を使用させるときは、 <u>廃棄物等の不適正な処理が行われないよう努めなければならない。</u> |   |   |
| 2           | 土地所有者等(第23条第1項第3号に該当する者を除く。次項において同じ。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地において廃棄物等の不適正な処理が行われたことを知ったときは、遅滞なく、その旨を県又は関係機関に3 通報しなければならない。       |   |   |
| 3           | 土地所有者等は、前項に規定する場合は、 <u>廃棄物等の不適正な処理を行った者に対し4 当該不適正な処理をやめるよう求めることその他その土地及び地域に係る生活環境を保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>          |   |   |
| 4           | 土地所有者等は、 <u>廃棄物の不適正な処理の防止に関して県が実施する施策に協力しなければならない。</u>   |   |   |

### 【趣旨】

- 1 本条は、不適正処理の早期発見、早期対応を図るため、土地所有者等に対し、不適正処理の情報の通報義務や不適正処理が行われないよう注意する努力義務等を規定するものである。
- 2 土地所有者等が所有地の管理を怠ったり、用途の確認をせず安易に賃貸した結果、産業廃棄物の不適正な処理に利用された事例が多発している。土地所有者がなすうる権限を適切に行使することにより、未然防止が可能であったと考えられるものもある。

また、土地所有者等は、不法投棄が行われた場合に、その状況を早期に発見しやすい立場にある。土地所有者等が県に情報を提供することにより、県は早期に不適正処理を発見することができる。

加えて、賃貸地で不適正処理が行われた場合、土地所有者等は一時的には被害者であるものの、その原状回復に当たり、当該土地所有者等自身が費用を負担する等の対応を行わざるを得ないケースも想定される。

そのため、所有地の適切な管理や不適正処理発見の場合の通報を求める努力義務を規定することとする。

なお、土地所有者等は必ずしも県内に居住するとは限らないため、県民への通報義務とは別に規定するものである。

### 【用語の解説】

- 1 「盛岡市の区域にある土地を除く」

平成20年4月に盛岡市が中核市に移行したことに伴い、産業廃棄物対策のための条例を独自に定めるため、県条例の適用範囲を限定し、県と盛岡市の役割分担を明確にしたものである。

本条は、土地所有者等の責務を定めた規定であり、盛岡市の区域内にある土地の土地所有者等に係る責務規定は、同市が自ら定めることから、本条において個別に同市の区域内の土地の所有者等に対する県条例の適用を除外するものである。

- 2 「他人に土地を使用させるときは、廃棄物等の不適正な処理が行われないよう努めなければならない」

土地の賃貸を行う場合、不適正処理が行われないようにする努力義務を課すものである。具体的には、賃貸地において、廃棄物の搬入又は発生が予見される場合には、当該賃貸地の使用状況を随時確認することや、不適正処理を行わないことを契約条件として明示すること等が考えられ

る。

なお、県民には不適正処理の「おそれ」の段階で通報の努力義務が課されているのに対し、土地所有者等はより広範な努力義務を課すものである。

3 「通報しなければならない」

第6条の県民の責務では、通報は努力義務と規定しているが、土地所有者の果たすべき責任に鑑み、不適正処理が行われたことを知ったときは、努力義務ではなく、義務規定とするものである。

4 「当該不適正な処理をやめるよう求めることその他その土地及び地域に係る生活環境を保全するために必要な措置」

土地の所有権に基づきなしうる権限を適切に発揮することを期待するものであり、不適正処理の中止を求めることを条例上例示しているが、進入防止柵を設ける、契約の解除の申し出を行うこと等が想定される。

| 条              | 例   | 規 | 則 |
|----------------|---|---|---|
| (通報に基づく調査等の義務) |   |   |   |
| 第6条の3          | 知事は、第6条第2項又は前条第2項の規定による通報(次項において「通報」という。)を受けたときは、速やかに、調査その他の必要な措置(次項において「調査等措置」という。)を講じなければならない。                                    |   |   |
| 2              | 知事は、通報をした者から当該通報に係る調査等措置の状況について照会を受けたときは、当該通報をした者に対し、当該調査等措置の状況を回答しなければならない。ただし、「情報公開条例(平成10年岩手県条例第49号)第7条第1項各号に掲げる情報については、この限りでない。 |   |   |

### 【趣旨】

今回の循環条例の改正の中で、不適正処理の早期発見・早期対応のため、県民や土地所有者等に対し、不適正処理の通報の努力義務等を課すこととしているが、県民等から寄せられた通報に対し、県は速やかに調査等を行う責務を有しており、通報を受けてもこれを放置することは許されない。

また、自らの居住地や管理等を行う土地に不適正処理がなされた場合、通報者は生活環境に不安を抱きつつ通報を行うことが予想され、県の調査等の状況を確認したいと考えることも予想される。

そのため、通報を受けた場合、県は速やかに調査等を行うとともに、通報者から問い合わせがあった場合、調査状況を回答することとする。なお、県の回答の方法は限定しない(口頭であっても可)。文書で回答を求められた場合は、情報公開条例の制度に沿って対応する。

### 【用語の解説】

#### ア 知事は

県民や土地所有者等は「県又は関係機関」に通報を行うことが努力義務等として規定されているが、調査・回答義務は知事にのみ課すこととする。

#### イ 調査その他の必要な措置

通報がなされた場合、適切な対応を迅速に行うことを規定するものである。なお、実務上、県に寄せられる不適正処理の通報は、全てが真実であるとは限らない状況にある。通報の真偽を含め、必要な調査等を行うことを規定するものであり、通報がなされた場合、全てにおいて現地調査を行うとする趣旨ではない。

「措置」の内容として、一般廃棄物の不適正処理の通報がなされた場合、一般廃棄物の処理は市町村の権限とされているため、通報がなされた内容が一般廃棄物の不適正処理に係るものと判断された場合は、該当市町村へ通知することとなる。

#### ウ 通報をした者から当該通報に係る前項の調査の状況について照会を受けたときは

知事の回答義務は、照会を受けた場合に行うものである。不適正処理の通報は匿名により行われることが少なくないことから、一律に不適正処理の回答義務を課すことは実務上不可能であるため、このような規定を設けたものである。

なお、調査状況の回答は照会を受けた場合に限定されるとして、それ以外は何ら行政が回答のための責務を有していないと解することは適当ではない。不適正処理の通報がなされた際に、調査状況の回答を求めるかどうか、通報者に確認を行うことが適切な対応であるといえる。

#### エ ただし、情報公開条例(平成10年岩手県条例第49号)第7条第1項各号に掲げる情報については、この限りでない。

照会・回答は様式を問わないため、口頭や電話での照会も可能である。この場合、回答する情報の範囲を明らかにするための、個人情報等の非開示事項は回答しない旨の確認的規定である。

## 第2章 産業廃棄物の自県（圏）内処理の原則

| 条                                 | 例   | 規   | 則 |
|-----------------------------------|---|---|---|
| (産業廃棄物の <sup>1</sup> 自県（圏）内処理の原則) |   |   |   |
| 第7条                               | 事業者は、その事業活動に伴って県内で生じた産業廃棄物の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理に当たっては、循環型地域社会の形成を図るため、当該産業廃棄物の性状等に応じ、県内又は規則で定める圏域において適正に処理するよう努めなければならない。              |   |   |
| 2                                 | 県は、前項の処理が円滑に行われるよう、 <sup>2</sup> 県外において生じた産業廃棄物の秩序ある県内への搬入、産業廃棄物を処理する施設の整備の促進並びに産業廃棄物の処理に関する技術に関する研究開発の推進及びその普及について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 |   |   |
|                                   |   | (圏域の区域)                                     |   |
|                                   |   | 第3条 条例第7条第1項の規則で定める圏域は、本県並びに青森県及び秋田県の区域とする。 |   |

### 【趣旨】

- 1 本条は、「地域で発生した産業廃棄物は、その地域で循環的に処理する」という「自県（圏）内処理」を事業活動における原則とし、その実施に向け努力を求めるものである。ただし、一定の特別管理産業廃棄物など現実には本県で処理しきれないものもあるため、処理のエリアを「自県」のみではなく、青森県及び秋田県で連携して形成する「自圏」とするとともに、「自県」のみならず「自圏」以外で処理する実態もあることから、努力義務にとどめたものである。
- 2 「自県（圏）内処理」は、本県における産業廃棄物の処理における原則であり、循環型地域社会の形成に関する条例の解釈や運用はもちろん、本県の産業廃棄物に関する全ての政策を形成、実施する際の基準となるものであり、この原則を実現するため、県はハード（処理施設）及びソフト（処理技術開発の推進及び普及等）の整備に努めるものとした。

### 【用語の解説】

#### 1 「自県（圏）内処理」

「地域で発生した産業廃棄物は、その地域で循環的に処理する」ことであり、「いわて資源循環型廃棄物処理構想」（平成13年3月策定）及び「岩手県廃棄物処理計画」（平成14年3月策定）で採用した原則である。産業廃棄物の処理を行う地域は当該産業廃棄物を発生させた自県（すなわち県内）か、せめて自圏（すなわち「目が届く」範囲でしかも同一の産業廃棄物政策に取り組んでいる北東北三県（青森、秋田、岩手）内）とするよう求めている。これは、産業廃棄物を適正に処理するには、処理責任のある排出事業者と行政及び住民それぞれの目が届く範囲で処理するとともに、産業廃棄物の発生抑制や再生利用の取り組みを地球や国家規模だけでなく地域毎に進めることが極めて有効であることから、本県における産業廃棄物の処理における原則としたものである。

なお、一般廃棄物は市町村内での処理原則が廃棄物処理法上規定されているため（法§6の2）市町村をまたがる移動は原則的に不可能であることから、産業廃棄物についてのみの規定で足りるものである。

「自圏」とは、条例第7条第1項の「規則で定める圏域」であり、規則第3条により北東北三県（青森、秋田、岩手）としている。これは、広域的な取り組みを行ううえで東北6県が適当な範囲と考えられ、この範囲内で準備が整った県と順次連携を進めることを検討しているが、現時点で青森、秋田両県との連携のみが可能のみだったことによるものであり、この2県に限定しているのではない。

## 2 「県外において生じた産業廃棄物の秩序ある県内への搬入」

本県の原則である「自県（圏）内処理」に支障を及ぼさない、県外産業廃棄物の搬入であり、本県の最終処分場を逼迫させないものが最も適当である。

これは、青森県境不法投棄事件の教訓から、産業廃棄物の県をまたがる広域移動は処理責任の所在が不明確になりがちであり不法投棄事件に結びつきやすいこと、無制限な搬入は本県の原則である「自県（圏）内処理」へのプレッシャーとなることから、一定の県外産業廃棄物の搬入の規制は必要であると認められたことによる。ただし、広域移動を認めている国の姿勢もあることから搬入の全面禁止は難しいので、せめて秩序が必要としたものである。

| 条 例  | 規 則 |
|--|-----|
| ( 県外産業廃棄物の搬入事前協議義務 )   |     |
| 第 8 条 その事業活動に伴い県外において産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者（発生から埋立処分又は再生が終了するまでの一連の処理の行程の途中における産業廃棄物の処分（以下「中間処理」という。）を行う者をいう。以下同じ。）を含む。）は、当該産業廃棄物の処理（収集又は運搬を除く。）を県内で行うため搬入しようとする場合は、別に条例で定めるところにより知事に協議しなければならない。 |     |

**【趣旨】**

本条は、自県（圏）内処理の原則で、県が構はずべき「県外において生じた産業廃棄物の秩序ある県内への搬入」のための措置として、県外産業産業廃棄物を県内に搬入する際には当該事業者に対し、性状及び処理方法等の確認のため、知事との事前協議を義務付け、再生利用等の一定の基準に適合しない場合は中止等の勧告を行うこととしたものである。具体的な内容は「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」において規定している。



| 条  | 例 | 規 | 則 |
|--|---|---|---|
| (産業廃棄物の県外搬出)   |   |   |   |
| 第9条 県内の事業活動に伴って生じた産業廃棄物の処理(収集又は運搬を除く。)を県外で行うために搬出しようとする事業者(中間処理業者を含む。)は、当該産業廃棄物について、性状、数量等を把握するとともに、適正に処理するよう努めなければならない。 |   |   |   |

**【趣旨】**

- 1 本条は、産業廃棄物の自県(圏)内処理の原則からの帰結として、県内で発生した産業廃棄物を県外に搬出する場合には、事業者当該産業廃棄物の性状及び数量等の把握、適正処理の努力義務を課すものである。
- 2 第5条の事業者の責務とほぼ同様であるが、県外搬出の際は特に性状等の把握と適正処理が重要である旨を強調するため、あえて規定したものである。
- 3 県外搬出については事前協議等の立法事実は現段階でそれほど認められないこと、県外処理を規制するほど自県(圏)内処理を貫徹できる基盤整備が十分ではないこと、県内搬入に比較し県外搬出の実態把握は困難であること等から努力義務にとどめたものである。

第2章の2 産業廃棄物の減量等に関する計画

| 条 例  | 規 則  |
|--|--|
| <p>(1 準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画)</p> <p>第9条の2 その事業活動に伴って生じた産業廃棄物(特別管理産業廃棄物(廃棄物処理法第2条第5項の特別管理産業廃棄物をいう。第20条の3第1項第2号において同じ。))を除く。以下この項及び第22条の2において同じ。)の前年度の発生量が500トン以上である事業場を設置している事業者(廃棄物処理法第12条第7項の多量排出事業者を除く。次項において「準多量排出事業者」という。)は、規則で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 準多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の計画及び前項の実施の状況について、規則で定めるところにより、公表するものとする。</p> | <p>(準多量排出事業者の産業廃棄物処理計画)</p> <p>第3条の2 条例第9条の2第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該事業場において現に行っている事業の概要を記載すること。</p> <p>(2) 次に掲げる事項を定めること。</p> <p>ア 計画期間</p> <p>イ 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</p> <p>ウ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</p> <p>エ 産業廃棄物の分別に関する事項</p> <p>オ 産業廃棄物の再生利用に関する事項</p> <p>カ 産業廃棄物の処理に関する事項</p> <p>(3) 別に定める様式による産業廃棄物処理計画書を添付すること。</p> <p>(4) 当該年度の6月30日までに提出すること。</p> <p>(実施の状況の報告)</p> <p>第3条の3 条例第9条の2第2項の規定による報告は、別に定める様式による産業廃棄物処理計画実施状況報告書を翌年度の6月30日までに知事に提出することにより行うものとする。</p> <p>(提出書類の部数及び経由)</p> <p>第3条の4 第3条の2第3号の産業廃棄物処理計画書及び前条の産業廃棄物処理計画実施状況報告書の提出部数は、正副2部とし、当該計画書及び報告書は、本店又は主たる事務所若しくは事業所(以下「本店等」という。)の所在地が県内にある者にあつては当該本店等の所在地を所管する広域振興局又は地方振興局長(以下「所管広域振興局長等」という。)を経由して、当該本店等の所在地が県外にある者にあつては直接提出しなければならない。</p> <p>(計画及び実施の状況の報告の公表)</p> <p>第3条の5 条例第9条の2第3項の規定による公表は、同条第1項の計画及び同条第2項の規定による報告の内容を1年間公衆の縦覧に供することにより行うものとする。</p> |

## 【趣旨】

本条は、年間 500 t 以上 1,000 t 未満の産業廃棄物を排出する準多量排出事業者が策定し実施状況を報告すべき産業廃棄物処理計画について定めたものである。

- 1 国においては、多量排出事業者制度を法制化しており、廃棄物処理法第 12 条第 7 項の規定には、多量排出事業者（前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上である事業場を設置している事業者又は同じく特別管理産業廃棄物の発生量が 50 t 以上である事業場を設置している事業者）は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出するとともに、計画の実施の状況について報告しなければならないとあり、また、都道府県知事は、前項の計画及びその実施状況について、公表（1 年間公衆の縦覧に供する）するものとするとしている。
- 2 本県では、多量排出事業者の報告された発生量のうち県内の総発生量に占める割合は、平成 14 年度及び平成 15 年度において 17% であり、その廃棄物の減量化に向けた指導を行う面で、国の当初の見込みである 70% に比較すると 53% も下回る状況にある。産業廃棄物処理計画の作成及び実施状況報告義務者の基準を引き下げることにより、カバー率を引き上げ、廃棄物の減量化を促進する必要があるため、産業廃棄物実績報告書からの推計を基に 500 t 以上としたもの。
- 3 法定規則事項又は地方公共団体の長その他の執行機関の権限とされている事項でないことから、本制度は県独自の制度として、年間 500 t 以上 1,000 t 未満の者に対して義務化するものであり、法の横だし条例ではなく、県独自の制度として整理されるもの。

## 【用語の解説】

- 1 「準多量排出者」  
多量排出者に「準じて」排出量が多い事業者を指すものであり、他県でもこの語を使用する県があることから、準多量排出者としたもの。
- 2 「計画期間」  
計画期間については、多量排出者制度と同様（法令による定めはない）具体的な期間を定めるものではないが、都道府県廃棄物処理計画との関係、提出期限等を踏まえて 4 月から翌年 3 月末までの 1 年間とすることや、中長期的な観点から複数年度の計画とすることが考えられる。

## 【留意事項等】

- 1 実施状況の報告（条例第 9 条の 2 第 2 項による報告）は、計画期間が終了する年度分まで、毎年度提出を求め、計画の履行状況等を最後まで確認するものである。

第3章 再生利用の促進

| 条  | 例  | 規 則 |
|--|--|-----|
| <p>第3章 再生利用の促進<br/>(再生資源利用認定製品)</p> <p>第10条 知事は、再生資源を利用した製品で規則で定める基準に適合すると認められるものを、岩手県再生資源利用認定製品(以下「認定製品」という。)として認定することができる。この場合において、知事は、再生資源を利用した製品の製造又は流通、環境の保全その他再生資源を利用した製品の使用の促進に係る学識経験を有する者及び関係団体に所属する者の意見を聴くものとする。</p> <p>2 再生資源を利用した製品を製造し、又は製造しようとする者であって前項の認定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他規則で定める書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 製品を製造し、又は製造しようとする事業所の所在地</p> <p>(3) 製品の原材料となる再生資源等の状況</p> <p>(4) 製品の特質</p> <p>(5) その他規則で定める事項</p> <p>3 第1項の規定に基づく認定の有効期間は、認定の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。</p> | <p>(認定の基準等)</p> <p>第4条 条例第10条第1項の、<u>規則で定める基準</u>は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 主として県内で生じた再生資源を利用して、県内で製造されたものであること。</p> <p>(2) 環境への負荷(人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。)の低減に十分な配慮がなされていることその他環境保全のために必要な措置が講じられている事業所において製造されたものであること。</p> <p>(3) 申請時において既に県内で販売されていること又は申請の日から6月以内に県内で販売されることが確実であること。</p> <p>(4) 別表第1に定める岩手県再生資源利用認定製品品質基準に適合していること。</p> <p>2 知事は、原則として毎年度2回、条例第10条第1項の認定に係る審査を行うものとする。</p> <p>3 知事は、条例第10条第1項の認定をしたときは、申請者に対し岩手県再生資源利用認定製品認定証(様式第1号)を交付するとともに、当該認定に係る認定製品の品目名及び製品名、当該認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)の氏名又は名称並びに製造する事業所の所在地を公表するものとする。</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第4条の2 条例第10条第2項の申請は、岩手県再生資源利用認定製品認定申請書(様式第2号)により行わなければならない。</p> <p>2 条例第10条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 製品の説明書</p> <p>(2) 認定の基準に適合していることを証する書類</p> <p>(3) 申請者の概要を記載した書類</p> |     |

|   |  |
|---|--|
| <p>4 前項の有効期間の満了後引き続き第1項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認定の更新を受けなければならない。</p> <p>5 前項の認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>6 県は、その事務を処理し、又は事業を実施するに当たり、物品（工事で使用する資材を含む。）を購入し、又は使用する場合において、他の製品と同等の品質であると認められる認定製品があるときは、当該認定製品を<sup>2</sup>優先的に購入し、又は使用するよう努めるものとする。</p> <p>7 県は、規則で定めるところにより、毎会計年度の終了後、当該会計年度における認定製品の購入及び使用の状況を公表するものとする。</p> <p>8 県は、県の行う工事において認定製品を使用する場合には、規則で定めるところにより、当該工事現場の見やすい場所に、当該認定製品の品目、使用量その他規則で定める事項を掲示するものとする。</p> <p>9 県は、認定製品の使用が促進されるよう、県民、事業者及び<sup>3</sup>市町村等に対し、その周知に努めるとともに、市町村に対し、必要に応じ、認定製品の使用の促進のための技術的助言を行うものとする。</p> | <p>（認定の更新）</p> <p>第4条の3 条例第10条第4項の更新の申請は、岩手県再生資源利用認定製品認定更新申請書（様式第2号の2）により行わなければならない。</p> <p>2 前項の申請には、前条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、既に知事に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>（認定製品の変更届等）</p> <p>第5条 認定事業者は、認定製品の申請事項のうち次に掲げる事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、岩手県再生資源利用認定製品変更届出書（様式第3号）により知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>（1）製品の寸法</p> <p>（2）製品の仕様</p> <p>2 認定事業者は、認定製品の製造を廃止したときは、速やかに、岩手県再生資源利用認定製品廃止届出書（様式第3号の2）によりその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>（公表）</p> <p>第6条 条例第10条第7項の公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。</p> <p>（掲示）</p> <p>第7条 条例第10条第8項の掲示は、県が工事を行う場所において、立札、看板、表示板等に掲示する方法により行うものとする。</p> <p>2 条例第10条第8項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）製品名</p> <p>（2）認定番号</p> <p>（3）再生資源を使用した製品である旨</p> |
|---|--|

## 取 扱 要 領

(実地確認)

第2 条例第10条第1項の認定に当たっては、環境保全のために必要な措置が講じられている事業所であることを実地に確認するものとする。

(台帳への記載)

第3 知事は、条例第10条第1項の認定の状況を明らかにしておくため、台帳を整備するものとする。

(購入等状況報告)

第4 各部長は、毎年5月末までに、前年度の認定製品の購入及び使用の状況を環境生活部長に報告するものとする。

### 【趣旨】

本条は、廃棄物等を再生資源として利用する再生資源利用認定製品認定制度について定めるものである。

- 1 再生資源を利用した製品については、价格的に割高であるほか、品質への信頼性が必ずしも高くないこと等から、需要が伸びず市場流通が活発とは言えない状況である。そこで、当該製品で一定の基準を満たすものを県が認定することとし、条例に規定することにより、県民一体となった取り組みを行おうとするものである。
- 2 認定製品の商品としての流通の状況や開発の速度を考慮し、有効期間を定めたものであるが、今後の広域的な対応を想定し、他県の状況を考慮して、3年としたものである。
- 3 認定製品として一定の販売実績がある製品は、制度の安定性や信頼性の観点から認定の有効期間満了後も引き続き認定を受けることが望ましい。そのため、認定の更新制度を設け、有効期間満了に再度、認定を申請する際の申請者の負担を軽減することとし、認定制度の普及拡大を図るものである。
- 4 認定製品の製造が中止された場合、知事は認定の取消しができることとしている(第12条)。こうした場合、制度の信頼性の確保という観点から、速やかに認定製品から除外しなければならない。このため、認定製品の製造事業者は認定製品の製造中止の場合の届出を義務付けることとする。
- 5 県は他の模範となる必要があり、また事業等において当該製品の多量な利用が期待できることから、優先的な購入又は使用を行う努力義務を課し、購入又は使用状況を公表するとともに、県の行う工事で使用する場合は工事現場に掲示するものとする。
- 6 認定製品の使用が促進されるように、県に周知の努力義務を課するものである。

### 【用語の解説】

#### 1 「規則で定める基準」

規則第4条第1項第1号の「主として」は、原材料として使用される再生資源の半分以上は県内のものであることを想定しており、再生資源の大半が県外搬入による製品は原則として認定しないものである。

また、「県内で製造」は県内のリサイクル産業の育成を制度の目的としていることによる。

これは、自県内処理の原則との整合性から、原材料となる再生資源の発生の場合と、「処理」としての性格も有する認定製品の製造の場が自県内であることを要件とするものである。

#### 2 「優先的に購入し、又は使用」

県が行う物品購入や、工事において調達しようとする品目の中に認定製品があるときは、目的に応じた品質、機能及び価格等を考慮して、優先的に購入し、又は使用するよう努めるものである。

なお、県における認定製品の優先利用は、他のリサイクル製品の使用を排除するものでなく、競

争関係を維持し、独占禁止法やWTO協定に抵触しない範囲で行うものであることから、努力義務とするものである。

### 3 「市町村等」

市町村及び一部事務組合、広域連合をいう。一部事務組合、広域連合はあらゆる意味において市町村に準ずるほか、県又は市町村と同様に大口の需要者として期待できるため、周知等の対象に加えるものである。

#### 【留意事項等】

- 1 事業者の自主的な経済活動への関与を回避することから、認定については、申請主義とするものである。
- 2 再利用は再生利用ではないことから、原則としてリユース製品は認定の対象ではない。

| 条  | 例 | 規  | 則 |
|--|---|--|---|
| (認定製品の表示)<br>第 11 条 前条第 1 項の認定を受けた者は、規則で定めるところにより、再生資源を利用した製品に当該認定製品であることを表示することができる。<br>2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、認定製品以外の製品については、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。 |   | (認定製品の表示)<br>第 8 条 条例第 11 条第 1 項の表示は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。<br>(1) 岩手県再生資源利用認定製品の文字の表示<br>(2) 知事が別に定める認定マークの表示<br>(3) 前 2 号の表示を同時に使用した表示 |   |

#### 【趣旨】

本条は、第 10 条の規定により認定された製品であることを県民等に周知するため、認定製品にその旨の表示ができることを定めるとともに、類似の表示を禁止するものである。

なお、認定マークの表示は義務ではなく、認定を受けた事業者において、認定製品の宣伝効果や識別性等を検討し表示するものとする。

#### 【用語の解説】

##### 1 「表示」

##### (1) 文字の表示

「岩手県再生資源利用認定製品」又は、「岩手県認定リサイクル製品」と表示することができる。

##### (2) 認定マークの表示

デザインは、下図のとおりであり、色彩は、「I W A T E」の文字を赤色、その他の部分を青色とする。



認定マークは、平成 15 年 10 月に一般公募により決定した。一切の権利は県に帰属するものとし、認定製品以外の製品に認定マークが使用することを禁止している。

#### 【留意事項等】

認定マークは、商標登録をしていれば商標法により類似マークが登録されることや使用されることから保護されるものであるが、今のところ未登録であり、認定製品以外の製品に類似マークを使用されることを防ぐため、条例第 11 条第 2 項で明記するものである。



| 条 例  | 規 則  |
|--|--|
| <p>(認定の取消し)</p> <p>第12条 知事は、認定製品が第10条第1項の基準に適合しなくなったと認めるときその他規則で定める事由に該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。</p> | <p>(認定の取消し)</p> <p>第9条 条例第12条の規則で定める事由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 認定事業者が認定製品の製造を中止した場合</p> <p>(2) 認定事業者が第5条第1項の届出をしなかった場合</p> <p>(3) 認定事業者が正当な理由なく条例第31条第1項の報告をせず、又は虚偽の報告を行った場合</p> <p>(4) 認定事業者が偽りその他不正の手段により認定を受けた場合</p> |

| 取 扱 要 領   |
|---|
| <p>(認定取消し)</p> <p>第5条 条例第12条の認定の取消しは、岩手県再生資源利用認定製品認定取消通知書(様式第1号)により行うものとする。</p> |

**【趣旨】**

本条は、第10条の規定に基づき認定された製品が認定基準に適合しなくなったとき、又は不正な方法により認定を受けたことが発覚した場合等に、知事が認定を取り消すことができる旨規定したものである。

#### 第4章 優良な産業廃棄物処理業者の育成

| 条                 | 例  | 規 | 則 |
|-------------------|--|---|---|
| (産業廃棄物処理業者育成センター) |  |   |   |
| 第13条              | 知事は、県内の産業廃棄物処理業の経営の健全化を図ることを目的として設立された民法(明治29年法律第89号)第34条の法人であって、次条第1項の業務を適正かつ確実に行うことができる<br>と認められるものを、その申請により、 <u>1</u> 県内を通じて1個に限り、産業廃棄物処理業者育成センター<br>(以下「センター」という。)として指定することができる。 |   |   |
| 2                 | 知事は、前項の規定に基づく指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を <u>2</u><br>公示しなければならない。  |   |   |
| 3                 | センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨<br>を知事に届け出なければならない。   |   |   |
| 4                 | 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。   |   |   |

#### 【趣旨】

本条は、産業廃棄物処理業者の優良育成等を目的とした産業廃棄物処理業者の格付け、保証金等の事業を行うことができる公益法人を、産業廃棄物処理業者育成センター(以下「センター」という。)として知事が指定できることとしたものである。

なお、平成15年7月30日に社団法人岩手県産業廃棄物協会がセンターに指定された(平成15年8月12日告示)。

#### 【用語の解説】

##### 1 「県内を通じて1個に限り」

センターの業務である産業廃棄物処理業者の格付け及び事故時の対応等に係る保証金制度を実施するには、全県的かつ統一的に行うことが適当であることから、県内1法人に限定したものである。したがって、指定が取り消されない間は、新たに別の公益法人を指定することはできない。

##### 2 「公示」

センターを指定したとき及びセンターから名称等の変更届出があったとき、センターの名称、住所及び事務所の所在地及び変更事項を岩手県報により公示するものである。

| 条 例  | 規 則  |
|--|--|
| <p>(業務)</p> <p>第14条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>1 産業廃棄物処理業者の格付けに関すること。</u></p> <p>(2) <u>2 産業廃棄物処理業者の事故時の対応等に係る保証金に関すること。</u></p> <p>(3) 前2号の業務に附帯する業務</p> <p>2 センターは、前項各号に掲げる業務を行うときは、当該業務の開始前に、規則で定めるところにより、当該業務の実施に必要な規程を定め、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> | <p>(格付け基準等)</p> <p>第9条の2 知事は、条例第14条第1項第1号の格付け(第4項において「格付け」という。)の基準(以下この条において「格付け基準」という。)を定め、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>2 格付け基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 評価項目及び評価基準に関する事項</p> <p>(2) 認定基準に関する事項</p> <p>(3) 評価方法に関する事項</p> <p>(4) 評価結果に基づく格付け区分に関する事項</p> <p>3 知事は、格付け基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ産業廃棄物処理業者以外の者で産業廃棄物処理の専門的事項に関し学識経験を有するものの意見を聴かなければならない。</p> <p>4 条例第13条第1項の産業廃棄物処理業者育成センターは、産業廃棄物処理業者から格付けの申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る産業廃棄物処理業者が格付け基準を満たすと認めるときは、その格付けを行うものとする。</p> <p>(業務規程)</p> <p>第10条 条例第14条第2項の業務の実施に必要な規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理業者育成センターの運営に関する事項</p> <p>(2) 産業廃棄物処理業者の格付けに関する事項</p> <p>(3) 産業廃棄物処理業者の事故時の対応等に係る保証金に関する事項</p> |

**【趣旨】**

本条は、センターの業務内容を定めるとともに、センターが業務規程を定め、知事の認可を受けることを定めたものである。これは、センターの業務は公共性を有していること及び排出事業者等の信用を得るには公正と透明性の確保が必要であること等を勘案し、センターの業務に関し、一定のルールを作り、その内容を県が審査し認可することとしたものである。

## 【用語の解説】

### 1 「産業廃棄物処理業者の格付け」

排出事業者等が処理を委託する際の産業廃棄物処理業者の選定に資すること及び具体的な認定基準を明示することで、優良な産業廃棄物処分業者となるインセンティブを働かせることを目的に、遵法性、管理体制、設備能力等の評価軸に基づき、「委託処理の安心度」という観点から、産業廃棄物処理業者の能力を数段階に格付けして評価することをいい、その結果を公表するものである。

ただし、当面は一定の基準をクリアした業者を「基準適合業者」として認定し、制度の定着度や効果等を勘案しながら、上記の「段階的格付け」に移行することが見込まれている。

### 2 「産業廃棄物処理業者の事故時の対応等に係る保証金」

産業廃棄物の不適正処理の原状回復等を確保するため、産業廃棄物処理業許可（更新）時にセンターに預託する保証金をいう。保証金を預託した産廃処理業者による適正処理が不可能になった際に、預託した業者に保証金を返還し、先行的、緊急的対応に資することを目的とするものである。保証金の金額が一業者 100 万円（県産業廃棄物協会員は別に相互保証があれば 50 万円に減額）であることから、先行的、緊急的対応としては、通常手薄になりがちな、産業廃棄物の飛散・流出防止、周辺環境影響調査、原状回復計画策定などを想定しているが、軽易な事案であれば原状回復措置までを行うものである。

## 【留意事項等】

- 1 産業廃棄物処理業者の格付け及び事故時の対応等に係る保証金の業務は、本県産業廃棄物処理業界としての自主管理・自主規制を目的としており、センター固有のもので、県の委託ではない。いわばセンターの「自主事業」であり、業務運営を県が指導監督するというものである。
- 2 「格付け」結果の公表は、排出事業者等の処理委託先選定のため、認定結果という事実を情報提供するものであり、一定の要件を満たしたすべての業者を公表するものである。したがって、個別の産業廃棄物処理業者をPRしたり、逆に情報提供の場から排除するものではない。
- 3 保証金制度は、原状回復等の代行や保険のような原状回復費用の「補填」ではなく、いわば「供託」に類似する制度である。したがって、「保証」や「保険」というより、産業廃棄物処理業者の自己責任による緊急対応等の費用の確保という性格と、違反行為はしないという「誓約金」的な性格を有している。また、保証金制度への加入と格付けにおける加点点評価とリンクさせ、加入のインセンティブを刺激し、一層、安心できる処理を担う優良な産業廃棄物処理業者の育成に向けたトータルパッケージの一つとなっている。

| 条   | 例  | 規 | 則 |
|---|--|---|---|
| <p>(事業計画等)</p> <p>第 15 条 センターは、毎事業年度、規則で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 センターは、規則で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> | <p>(事業計画等の提出)</p> <p>第 11 条 条例第 15 条第 1 項の事業計画書及び収支予算書の作成及び提出は、毎事業年度開始前に行わなければならない。</p> <p>2 条例第 15 条第 2 項の事業報告書及び収支決算書の作成及び提出は、毎事業年度終了後 3 月以内に行わなければならない。</p> |   |   |

【趣旨】

本条は、事業年度開始時には事業計画書及び収支予算書を、事業年度終了後には事業報告書及び収支決算書を作成し、知事に提出することを定めたものである。

| 条      | 例 | 規  | 則 |
|--------|---|--|---|
| (措置命令) |   |  |   |
| 第 16 条 |   | 知事は、センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、センターに対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 |   |

**【趣旨】**

本条は、センターの財産の状況又はその業務の運営に関し措置命令ができることを定めたものである。第 13 条及び第 14 条における県のセンターの指導監督の権限と一体となったものである。

| 条   | 例 | 規 | 則 |
|---|---|---|---|
| (報告及び立入検査)  |   |   |   |
| <p>第 17 条 知事は、第 14 条第 1 項各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、センターに対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、当該業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> |   |   |   |

**【趣旨】**

本条は、センターの業務の適正な運営を確保するため、報告徴収又は立入検査を行うことができることを定めるものである。センターは条例第 13 条により公益法人でなければならず、県が所管する公益法人であれば民法第 67 条第 3 項を根拠に立入検査を行うことができるが、当該法人をセンターに指定し、センターの業務の指導監督を行うことからの本条で規定したものである。実際には、公益法人としての業務とセンターとしての業務が不可分な部分が生じることが予想され、本条と民法第 67 条第 3 項の 2 つの規定を根拠に立入検査を実施する場合があります。

| 条        | 例 | 規  | 則 |
|----------|---|--|---|
| (指定の取消し) |   |  |   |
| 第18条     |   | 知事は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第13条第1項の規定に基づく指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。 |   |
| (1)      |   | 第14条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。                                |   |
| (2)      |   | 指定に関し不正の行為があったとき。  |   |
| (3)      |   | この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。   |   |
| 2        |   | 知事は、前項の規定に基づき指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。                                  |   |

**【趣旨】**

本条は、業務の適正な実施が不可能となった場合等にセンターの指定を取り消すことができることを定めたものである。



## 第5章 許可の取消し等の基準

| 条 例   | 規 則  |
|---|--|
| <p>(許可の取消し等の基準)</p> <p>第19条 知事は、廃棄物処理法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項又は第15条の2の5第1項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が廃棄物処理法又はこの条例若しくは<sup>1</sup>この条例に相当するものとして規則で定める盛岡市の条例（第4項において「盛岡市条例」という。）若しくは県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号。第4項において「県外搬入事前協議条例」という。）に違反したときは、<sup>2</sup>規則で定める基準に従い、当該違反行為の内容に応じた点数を記録するとともに、当該許可業者に対しその旨を通知するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の許可業者の違反行為に応じた点数が<sup>3</sup>規則で定める点数（以下「基準点数」という。）に達し、又は基準点数を超えたときは、規則で定めるところにより、廃棄物処理法第9条の2第1項、第14条の3（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第15条の2の6の規定に基づき期間を定めて、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の使用の停止を命じ、若しくはその事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は廃棄物処理法第9条の2の2第1項若しくは第2項、第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第15条の3の規定に基づき当該許可を取り消すものとする。</p> <p>3 前項の場合においては、<sup>4</sup>第1項の違反行為が行われたことが明らかになった日から起算して過去1年以内の違反行為（廃棄物処理法第9条の2第1項、第14条の3若しくは第15条の2の6の規定に基づく一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止又は廃棄物処理法第9条の2の2第1項若しくは第2項、第14条の3の2若しくは第15条の3の規定に基づく許可の取消しの処分の際に点数を加算されたものを除く。）に係る点数を加算するものとする。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、知事が廃棄物処理法に基づく許可又はその取消しを行うに当たっては、廃棄物処理法第7条第5項第4号トに該当する者とする。</p> | <p>(許可の取消し等の基準)</p> <p>第12条 条例第19条第1項の規則で定める盛岡市の条例は、盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年盛岡市条例第40号）とする。</p> <p>2 条例第19条第1項の規則で定める基準は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、知事が必要と認める場合には、同項の点数を20点の範囲内で加減することができる。</p> <p>3 条例第19条第2項の規則で定める点数は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に掲げる点数に達し、又はこれを超えたときは、当該各号に掲げる許可の取消し等の処分を行うものとする。</p> <p>(1) 100点 許可取消し<br/> (2) 90点 事業停止90日<br/> (3) 60点 事業停止60日<br/> (4) 30点 事業停止30日<br/> (5) 10点 事業停止10日</p> |

| 条 例  | 規 則   |
|--|---|
| <p>(1) 過去において繰り返し廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第41条第2項の規定により許可の取消処分を受けた者（廃棄物処理法第7条第5項第4号ニに該当する者を除く。）</p> <p>(2) 第20条第7項、第20条の3第1項若しくは第23条第3項の規定又はこれらの規定に相当するものとして規則で定める盛岡市条例の規定による命令に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(3) 廃棄物処理法、浄化槽法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の6各号に掲げる法令（以下「廃棄物処理法等」と総称する。）の規定、廃棄物処理法等、この条例若しくは盛岡市条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕若しくは勾留されている者</p> <p>(4) 廃棄物処理法等、この条例若しくは盛岡市条例若しくは県外搬入事前協議条例の規定又は廃棄物処理法等若しくはこの条例若しくは盛岡市条例に基づく処分に係る違反を繰り返すことにより、行政庁による処分等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に規定する処分及び同条第6号に規定する行政指導をいう。次号において同じ。）を繰り返し受けた者であって、廃棄物処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められるもの（第1号及び廃棄物処理法第7条第5項第4号ニに該当する者を除く。）</p> <p>(5) 廃棄物処理に係る業務を遂行するに際し、繰り返し法令（廃棄物処理法等を除く。）若しくは条例（この条例及び盛岡市条例並びに県外搬入事前協議条例を除く。）の規定に違反して罰金以下の刑に処せられた者又は行政庁による処分等を繰り返し受けた者であって、廃棄物処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められるもの</p> <p>(6) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号及び次号において同じ。）に対し、同法第9条各号に掲げる行為を行うことを要求し、依頼し、又は唆す等暴力団員を利用している者</p> | <p>4 条例第19条第4項第2号の規則で定める盛岡市条例の規定は、盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第21条の2第7項、第21条の4第1項及び第21条の7第3項の規定とする。</p> |

| 条  | 例 | 規 | 則   |
|--|---|---|---|
| (7) 暴力団員に対して自発的に資金を提供し、又は便宜を供与する者その他直接的又は積極的に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者 |   |   |   |
| (8) 前各号に定めるもののほか、産業廃棄物の不適正な処理の状況を勘案し、廃棄物処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められる者として規則で定めるもの                    |   | 5 | 条例第19条第4項第8号の規則で定めるものは、廃棄物処理法に基づく許可を申請する際、廃棄物処理法第19条の5第1項の規定により支障の除去等の措置を命じられたにもかかわらず、その措置を履行せず、履行しても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあつては履行しても当該期限までに完了する見込みがない者とする。 |

| 取   | 扱 | 要 | 領 |
|---|---|---|---|
| (点数の通知)   |   |   |   |
| 第6 条例第19条第1項の点数の通知は、許可取消通知書又は事業停止命令書への記載により行うものとする。 |   |   |   |

#### 【趣旨】

本条は、廃棄物処理法に基づき産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者に対し、知事が同法第14条の3又は第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく事業停止命令又は許可の取消しを行う場合の基準を定めるものである。

これは、行政処分の基準を明確化することで、違反行為の抑止と、適性かつ迅速な行政処分の判断を目的とし、現在の国通知（「行政処分の指針について」H13.5.15 環境省産業廃棄物課長通知）による廃棄物処理法違反の「処理基準」の点数化に加え、循環型地域社会の形成に関する条例に関する違反も点数化したものである。

また、違反行為の抑止と適正かつ迅速な行政処分の判断は、処理業者のみに要請されるものではなく、施設設置者に対しても同様に求められるものである。施設設置者についても、少数ではあるが、無許可による事業内容の変更を行い、知事の勧告が行われることもあることから、平成19年度の改正において、当該基準の適用対象を一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可を受けた者にも拡大するとともに、県外搬入事前協議条例に係る違反についても、点数制の対象としたものである。

#### 【用語の解説】

- 「この条例に相当するものとして規則で定める盛岡市の条例」  
「盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年盛岡市条例第40号）」をいう。
- 「規則で定める基準」  
違反行為の類型ごとに点数を定めた基準（別表第2を参照）をいう。廃棄物処理法及び循環型地域社会の形成に関する条例に定める罰則の内容に応じ点数化している。なお、本条は「廃棄物処理法又はこの条例に違反したとき」に適用され、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の違反行為（具体的には罰則が適用される立入検査等の拒否等）には直接適用されない。
- 「規則で定める点数（以下「基準点数」という。）」  
基準点数に応じ、処分内容を定めるものであり、次のとおりとする。

|      |      |             |             |             |             |       |
|------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|
| 基準点数 | 9点以下 | 10～29点      | 30～59点      | 60～89点      | 90～99点      | 100点～ |
| 処分内容 | 対象外  | 事業停止<br>10日 | 事業停止<br>30日 | 事業停止<br>60日 | 事業停止<br>90日 | 許可取消し |

- 4 「第1項の違反行為が行われたことが明らかになった日から起算して過去1年以内の違反行為」  
当該違反行為が行われたことが明らかになった日から起算して過去1年間に行われた違反行為をいう。ただし、二重の処分を回避するため、既に処分が終了した違反行為は含まない。

**【留意事項等】**

本条は、処分基準を明確にするための規定であり、直接の処分の根拠は廃棄物処理法第14条の3及び第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）である。

なお、条例第19条第4項では、知事が廃棄物処理法に基づく許可又はその取消しを行うに当たって、廃棄物処理法第7条第5項第4号ト「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当する者を規定している。

第6章 廃棄物等の適正処理の促進

| 条 例  | 規 則   |
|--|---|
| <p>(廃棄物等の適正保管等)</p> <p>第20条 1 法令又は他の条例で定める場合を除くほか、<u>2 廃棄物等の保管、埋設、散布、加工その他規則で定める行為</u>（以下「保管等」という。）を行う者は、当該廃棄物等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭を発散しないように必要な措置を講ずる等生活環境の保全上の支障が生じないよう適正に保管等を行わなければならない。</p> <p>2 法令又は他の条例で定める場合を除くほか、知事は、生活環境の保全上必要があると認めるときは、必要な限度において、廃棄物等の保管等若しくは<u>3 放置</u>をしている者に対し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該廃棄物等の保管等若しくは放置をしている場所に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物等を無償で収去させることができる。</p> <p>3 前項の規定に基づき立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第2項の規定に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>5 法令又は他の条例で定める場合を除くほか、廃棄物等の保管等又は放置をしている場所及びその周辺から<u>4 規則で定める基準以上の規則で定める物質が検出され、かつ、当該廃棄物等に起因する蓋然性が高いと認められる場合</u>その他生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあると認められるときは、知事は、当該廃棄物等の保管等又は放置をしている者に対し、<u>5 水質調査、土壌調査その他掘削等の方法による必要な調査</u>を行うべきことを命ずることができる。</p> <p>6 前項の調査を行った者は、速やかにその結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>7 第2項の立入検査又は第5項の調査の結果、生活環境の保全上の支障があると認められるときは、知事は、当該立入検査又は調査に係る廃棄物等の保管等又は放置をした者に対し、期限を定めて、当該廃棄物等の保管方法の変更<u>6 其他必要な措置</u>を講ずべきことを命ずることができる。</p> | <p>(廃棄物等の適正保管等)</p> <p>第13条 条例第20条第1項の規則で定める行為は、保管、埋設、散布又は加工が複合した行為とする。</p> <p>2 条例第20条第5項の規則で定める物質及び同項の規則で定める基準は、次に掲げる環境庁告示の別表に定める物質及び物質ごとに定める基準値又は環境上の条件とする。</p> <p>(1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）</p> <p>(2) 土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）</p> |

取 扱 要 領

(命令)

第7 条例第20条第5項の命令は、命令書(様式第2号)により行うものとする。

2 条例第20条第6項の報告は、調査報告書をもって行わせるものとし、当該報告書の内容が適当と認められるときは、調査報告受理通知書(様式第3号)により報告者にその旨を通知するものとする。

(命令)

第8 条例第20条第7項の命令は、命令書(様式第4号)により行うものとし、措置報告書を提出させるものとする。

2 前項の規定により提出された措置報告書の内容が適当と認められるときは、措置報告受理通知書(様式第5号)により報告者にその旨を通知するものとする。

【趣旨】

本条は、有価物を偽装した不適正処理等が跡を絶たないことに鑑み、指導監督対象を「廃棄物」から「廃棄物等」に拡大し、適正に保管又は利用するよう義務付けるものである。

また、知事は、必要に応じ当該廃棄物等の保管等や放置をしている者に対し立入検査等を、当該廃棄物等に起因する生活環境の保全上の支障が生ずる蓋然性が高いと認められる場合には当該保管等を行っている者に対し調査命令を、調査の結果、生活環境の保全上の支障があると認められるときは、必要な措置命令を行うことができる旨規定するものである。

【用語の解説】

1 「法令又は他の条例で定める場合を除くほか」

憲法及び地方自治法により条例は法律の範囲内でのみ定めることができること、法令は勿論、廃自動車の保管について既に規定している「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」等他条例と整合性を図る必要があることから、他に適正保管等の規定のある法令及び条例を優先させるものであり、相互に抵触するものではないことを明らかにした。

なお、平成15年の廃棄物処理法の一部改正により、「廃棄物の疑いがある物」についても立入検査等が可能となったことから、廃棄物処理法が優先され、本条の適用範囲の場面は減少するものと思われる。

2 「廃棄物等」

青森県境不法投棄事件を教訓とした有価物偽装への対応が必要であること、規制対象としては社会経済への影響を必要最小限にする必要があること等を勘案し、廃棄物の「周辺」概念である「廃棄物等」を採用したものである。定義は条例第2条第1項第1号のとおりであり、一次産業において発生する場合でも、要件に合致すれば対象になる。具体的に対象となるのは次のとおりである。

| 概 念               | 具 体 例   |                             |
|-------------------|---|-----------------------------|
| 使用済物品             | 空き缶、古新聞等                                      | ※ 現に使用されているもの及びリユース瓶や中古車は除く |
| 収集・廃棄物品           | 未使用の新品で収集(廃品回収)又は廃棄(集積所に廃棄)の対象となったもの、出荷不能な産品等 |                             |
| 人の活動に伴い副次的に得られた物品 | 製品の副産物(貝殻等を含む)、掃除により集められた塵芥、山仕事の際に刈った下草や間伐材   |                             |

3 「放置」

管理されているとは認められない状態をいう。

4 「規則で定める基準以上の規則で定める物質が検出され、かつ、当該廃棄物等に起因する蓋然性が高いと認められる場合」

調査命令の要件として、廃棄物等の保管等や放置の行為に加え、現場及びその周辺から水質や土壌に係る環境庁告示に定める値（規則第 13 条第 2 項）を超過した物質が検出されること及び当該物質の流出等が当該廃棄物等に起因する蓋然性が高いと認められる場合をいう。

調査命令は相当程度の経済的負担を強いるものであることから、客観性と相当性を担保する必要がある、かかる要件を付するものである。

なお、物質の流出等が廃棄物等に起因する蓋然性が高いと認められる場合としては、含有量検査や溶出検査により廃棄物等から当該物質が検出されるとともに、次の場合に該当することが考えられる。

ア 重金属及び自然界に存在する化学物質については、当該廃棄物等からの距離が異なる複数の箇所地下水等について検査を行い、当該廃棄物等に近い箇所の測定値が高い場合

イ 本来自然界に存在しない化学物質が検出された場合

5 「水質調査、土壌調査その他掘削等の方法による必要な調査」

保管等や放置している廃棄物等の組成や生活環境への影響等を把握するための調査をいい、水質調査や土壌調査のほか、現況の把握等に有効である掘削調査などが考えられる。廃棄物処理法の措置命令の内容として、調査を含むことが明確でないため明文化したものである。

6 「その他必要な措置」

汚染現場の浄化や当該廃棄物等の撤去などが想定される。

**【留意事項等】**

本条の規定に基づき知事が調査を命ずる場合には、蓋然性の立証は知事が負う。

第6章 廃棄物等の適正処理の促進

| 条 例  | 規 則  |
|--|--|
| <p>(屋外に産業廃棄物を保管する場合の記録義務等)</p> <p>第20条の2 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(産業廃棄物処理業者その他規則で定める者を除く。)は、屋外において産業廃棄物(規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を保管する場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該保管しようとする土地における産業廃棄物の最大保管量の見込みを把握し、これを記録しておかなければならない。</p> | <p>(屋外保管の記録義務の対象者等)</p> <p>第13条の2 条例第20条の2第1項のその事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者から除くものとして規則で定める者は、条例第2条第8号に規定する廃棄物処理施設等(以下「廃棄物処理施設等」という。)の設置者及び畜産農業、金融・保険業、宿泊業、教育・学習支援業又はサービス業(学術・開発研究機関並びに自動車修理業及び機械等修理業を除く。)を営む者とする。</p> <p>2 条例第20条の2第1項の産業廃棄物から除くものとして規則で定めるものは、次に掲げる事業場において発生する産業廃棄物とする。</p> <p>(1) 飲食店(食品製造業を営む事業場を有するものを除く。)</p> <p>(2) 販売又は総務的事務(人事、労務管理、物品の発注、財産管理、経理、財務、法務その他の組織全体の管理的事務をいう。)(これらの業務のみを行うものに限り、下取り(物品を買い入れる際、当該物品と同一の用途に供されていた買受人の所有に属する物品を、対価の一部として、当該買入れに係る物品と引換えに売渡人に譲渡することをいう。)を伴うものその他の事業活動に伴い副次的に物品が得られるものを除く。)を行う事業場</p> <p>3 条例第20条の2第1項の保管しようとする土地における産業廃棄物の最大保管量の見込みの把握及び記録は、次に掲げる区分ごとに行わなければならない。</p> <p>(1) 廃棄物処理法第2条第4項第1号の廃油、廃酸及び廃アルカリ並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第2条第1項第12号に規定するばいじん(第5項において「廃油、廃酸及び廃アルカリ並びにばいじん」という。)</p> <p>(2) 廃タイヤ</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外の産業廃棄物</p> <p>4 条例第20条の2第1項の最大保管量の見込みの記録は、毎事業年度開始前(事業年度の中途に屋外において産業廃棄物(第2項で定めるものを除く。次項及び第6項において同じ。)を保管する必要が生じたときは、当該屋外において産業廃棄物の保管を開始する前)にしなければならない。</p> |



|   |  |
|---|--|
| <p>2 前項に規定する最大保管量の見込みが規則で定める量以上である事業者は、規則で定めるところにより、帳簿を備え、当該屋外に保管する産業廃棄物に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p> | <p>5 条例第 20 条の 2 第 2 項の規則で定める量は、次の各号に掲げる産業廃棄物の区分に応じ、当該各号に定める量とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 廃油、廃酸及び廃アルカリ並びにばいじん 重量 1 トン又は体積 1 立方メートル</li> <li>(2) 廃タイヤ 100 本</li> <li>(3) 前 2 号に掲げるもの以外の産業廃棄物 重量 10 トン又は体積 30 立方メートル</li> </ul> <p>6 条例第 20 条の 2 第 2 項の帳簿は、産業廃棄物を保管する場所ごとに、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで（事業年度の中途に屋外において産業廃棄物を保管する必要が生じたときは、当該屋外において産業廃棄物の保管を開始した日から当該事業年度の 3 月 31 日まで）の間における次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 廃棄物処理法第 12 条第 2 項に定める産業廃棄物保管基準に従い保管する場合の産業廃棄物の保管可能量</li> <li>(2) 4 月 1 日及び翌年 3 月 31 日（事業年度の中途に屋外において産業廃棄物を保管する必要が生じたときは、当該屋外において産業廃棄物の保管を開始した日及び当該事業年度の 3 月 31 日）における産業廃棄物の保管量</li> <li>(3) 産業廃棄物を搬入した場合は、その年月日、当該搬入した産業廃棄物の種類及び数量並びに搬入後の合計保管量</li> <li>(4) 産業廃棄物を搬出した場合は、その年月日、当該搬出した産業廃棄物の種類及び数量並びに搬出後の合計保管量</li> </ul> <p>7 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における同項第 3 号及び第 4 号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。</p> <p>8 条例第 20 条の 2 第 1 項の規定により最大保管量の見込みを記録した書類及び同条第 2 項の規定により記載した帳簿は、当該記録又は記載を開始した日から 5 年間保存しなければならない。</p> |
|---|--|

## 【趣旨】

自社保管施設を有する事業所内での不適正処理事案が多く、屋外での大量保管は、結果として放置され、不適正処理につながるおそれがある。

しかし、事業者自らが排出した産業廃棄物の保管（積替え保管を含む。）については、許可等の法による手続きが不要とされており、放置しているにも関わらず「仮置き（保管）だ」との抗弁をする等、不適正な野積み行為が行われる事例が多発している。

そのため、排出事業者による計画的、適正な処理を誘導するため、事業者自らが排出者責任として、屋外における最大保管量を把握するとともに、最大保管量が一定量を超える場合は、廃棄物の発生量・保管量・処理量を記録することを義務付ける。現状の把握を促すことにより、不適正保管から不法投棄につながってきた悪質化を防止しようとするものである。

## 【用語の解説】

### ア 産業廃棄物（規則で定めるものを除く。）

一般の事務所、販売所、サービス事業所においても産業廃棄物が排出されるが、これらは生活環境保全上の支障を生ずるおそれが低いことから、これらのいわゆる「一般のオフィス」において排出される産業廃棄物は、最大保管量の把握、その後の屋外保管の記録義務の対象から除外する。

同様に、例えば家畜ふん尿は「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」により保管規制が行われていることから、他制度において規制対象とされている産業廃棄物も本条の対象から除外する。

### イ 産業廃棄物処理業者その他規則で定めるものを除く

一般廃棄物処理施設の設置者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設の設置者、自動車リサイクルの解体、破碎業を営む者は、本条の記録義務の対象から外すこととする。

これらの事業者に対しては、個別の業許可又は施設設置許可の時点で、保管量の見込みを記載することとされているほか、保管基準の上限等の規制が設けられているためである。

### ウ 当該保管しようとする土地における産業廃棄物の最大保管量の見込み

「保管可能量」ではなく、「最大保管量の見込み」であることに注意が必要である。両者が一致するケースも想定されるが、当該保管地において、最大限どの程度の保管を行おうとするのか、また、どの程度が保管上限であるのかを把握することが、適正保管のための第一歩といえる。

なお、「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」では、一定の解体工事を行う際、解体する建設物等に用いられた建設資材の量の見込みをあらかじめ都道府県知事に届け出ることとされているため、当該都道府県知事に届出を行った事項と、これらの解体工事における最大保管量の見込みとは同一となることが予想される。

第6章 廃棄物等の適正処理の促進

| 条 例  | 規 則 |
|--|-----|
| <p>(搬入一時停止命令)</p> <p>第20条の3 法令又は他の条例の規定により廃棄物等の搬入の停止を命ずることができる場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、廃棄物等の保管等又は放置をしている者への命令その他当該廃棄物等の適正な処理を確保するための措置を講ずべきかどうかを判断するために、廃棄物処理法又はこの条例に基づく報告の徴収、立入検査又は調査を行う必要があると認めるときは、知事は、これらの結果が明らかとなるのに要する期間の範囲内で、廃棄物等を搬入しようとする者又は当該廃棄物等の保管等若しくは放置をしている者に対し、当該廃棄物等の保管等又は放置がされている場所への廃棄物等の搬入の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第20条第5項に規定する場合</p> <p>(2) 産業廃棄物であることの疑いのある物の保管等又は放置がされ、当該物が産業廃棄物であるとすれば、廃棄物処理法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、廃棄物処理法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しないと認められる場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、廃棄物等の保管等又は放置がされている場所への廃棄物等の搬入が継続されることにより、廃棄物等の適正な処理の確保が困難となると認められる場合</p> <p>2 前項の規定により搬入の停止を命ずることができる期間は、30日を超えることができない。ただし、同項の規定による命令を受けた者が次の各号のいずれかに該当することその他同項の規定による命令を受けた者の責めに帰すべき事由により、当該期間内に同項に規定する報告の徴収、立入検査又は調査の結果が明らかとならなかったときは、知事は、当該期間を延長することができる。</p> <p>(1) 廃棄物処理法第18条第1項又はこの条例第20条第2項若しくは第6項若しくは第31条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたこと。</p> <p>(2) 廃棄物処理法第19条第1項又はこの条例第20条第2項若しくは第31条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したこと。</p> |     |

|   |  |
|---|--|
| <p>(3) 第20条第5項の規定による調査を行わず、又は虚偽の調査を行ったこと。</p> <p>3 知事は、第1項の規定に基づき搬入の停止を命じた期間（前項の規定により当該期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）内であっても、第1項に規定する報告の徴収、立入検査又は調査の結果、廃棄物等の保管等又は放置について、その適正な処理を確保する上で支障がないと認められるときは、直ちに、当該命令を取り消さなければならない。</p> |  |
|---|--|

| 取 扱 要 領   |
|---|
| <p>(命令)</p> <p>第9 条例第20条の3第1項の命令は、命令書（様式第6号）により行うものとする。</p> <p>2 条例第20条の3第2項の命令の期間の延長は、通知書（様式第7号）により行うものとする。</p> <p>3 条例第20条の3第3項の命令の取消しは、通知書（様式第8号）により行うものとする。</p> |

#### 【趣旨】

県が立入検査や行政指導を行っても、悪質事業者は様々な抗弁を用いて事業（保管場所への搬入）を継続しようとする。例え監視の網にかかっても、悪質処理業者に対しては、法に基づく手続きに時間を要するケースがあるなど、結果として周辺環境への損害が拡大してしまうことが起こっている。

廃棄物等の適正な処理を確保するために措置を講ずる必要があると認められる場合、新規の搬入の規制を行い、適正処理方法の検討・実施を行わなければ、環境被害が悪化し、事後の原状回復が困難となるおそれがあることから、早期の段階で規制を設ける必要がある。

そのため、廃棄物等の保管等が行われている土地で、「土壌・地下水汚染の疑いが濃厚であるが、断定できない」場合等において、報告徴収や調査の結果が判明するまでの間、一定の要件の下に、一時的に搬入を規制する規定を設けることとする。

搬入一時停止命令は、生活環境の保全上支障が生じる蓋然性が極めて高い場合に発せられるものであるため、当該命令違反に対しては行政罰（過料）ではなく、行政刑罰（懲役・罰金：1年以上・50万円以下）を設けることとする。

#### 【用語の解説】

**ア 産業廃棄物であることの疑いのある物の保管等又は放置がされ、当該物が産業廃棄物であるとすれば、廃棄物処理法第12条1項に規定する産業廃棄物処理基準（中略）に適合しないと認められる場合**

当事者は有価物と主張しているものの、産業廃棄物の疑いのある物の保管等又は放置が行われており、当該物が有価物ではなく、産業廃棄物である場合には、廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理基準（産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準）等に反することとなる場合を指す。

**イ 廃棄物処理法又はこの条例に基づく報告の徴収、立入検査又は調査の結果に基づき（中略）当該廃棄物等の適正な処理を確保するために措置を講ずる必要があると認めるとき**

搬入一時停止命令は、事業の停止を目的とするものではない。廃棄物等は、その性質に応じた適正な処理が必要であることから、不法投棄や放置等を目的として短期間かつ計画的に搬入された多量の廃棄物等について、処理基準等への適合性を確認するとともに、その後の行政調査や改善命令等を円滑に行うことが本条の趣旨である。その旨を、搬入一時停止命令の発動要件中に規定したものである。

**ウ 搬入の停止を命ずることができる期間は、30日を超えることができない**

搬入一時停止命令は、「必要な限度で」課すものであり、調査等の結果が明らかになるまでの間を見込んだ上で、期間を設定することとなる。さらに、特定物質の検査に最長30日程度を要することを踏まえ、事業者の権利保護を図る観点から、停止期間に限界を設けるものである。

**エ 他当該命令を受けた者の責めに帰すべき事由により、当該期間内に同項に規定する報告の徴収、立入検査又は調査の結果が明らかとならなかったときは、知事は、当該期間を延長することができる**

停止命令の期間は30日としているが、命令を受けた者の責めに帰すべき理由により、検査等の結果が明らかにならない場合、廃棄物等の性質が不明なままでは保管基準に照らして適正に処理されているか否かの判断ができないため、廃棄物等の適正な処理を確保するために措置を講ずることができない。事業者は1ヶ月を経過すれば搬入が可能となるため、処分逃れを目的として検査の忌避を行うおそれがある。そのため、このような場合においては、停止期間を延長できることとすることが合理的であり、その旨を規定したものである。

**オ 廃棄物等の保管等又は放置について、その適正な処理を確保する上で支障がないと認められるときは、直ちに、当該命令を取り消さなければならない**

命令違反が第34条に規定する懲役又は罰金の構成要件とされていること等を踏まえ、理由が解消した場合、早期に命令を取り消す規定を設け、事業者の権利保護を図るものである。

| 条 例   | 規 則   |
|---|---|
| <p>(建設資材廃棄物の適正処理)</p> <p>第21条 発注者は、その注文する建設工事について、当該工事により生ずる<sup>1</sup>建設資材廃棄物(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第2条第2項の建設資材廃棄物をいう。以下同じ。)の処理に要する費用を適正に負担するよう努めなければならない。</p> <p>2 建設リサイクル法第9条第1項の<sup>2</sup>対象建設工事(以下「対象建設工事」という。)を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、当該工事により生ずる建設資材廃棄物の再生、処分等の完了予定年月日その他規則で定める事項について、これらの事項を記載した<sup>3</sup>書面を交付して説明しなければならない。</p> <p>3 対象建設工事の発注者は、当該工事により生ずる建設資材廃棄物の処理の状況について、その確認に努めなければならない。</p> <p>4 対象建設工事の受注者又は建設リサイクル法第9条第1項の自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、当該工事により生ずる<sup>4</sup>建設資材廃棄物の処理方法等(分別解体を除く。)について、規則で定めるところにより、知事に<sup>5</sup>届け出なければならない。</p> <p>5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の7日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>6 知事は、第4項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る事項が<sup>6</sup>規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から7日以内に限り、その届出をした者に対し<sup>7</sup>届出に係る事項の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>7 国の機関、地方公共団体又は国の機関若しくは地方公共団体が発注しようとする対象建設工事の受注者は、第4項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を<sup>8</sup>通知しなければならない。</p> | <p>(建設資材廃棄物の処理方法等の届出等)</p> <p>第14条 条例第21条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 再生、処分等の方法</p> <p>(2) 再生、処分等に要する費用</p> <p>2 条例第21条第4項の届出は、建設資材廃棄物処理方法等届出書(様式第4号)により行わなければならない。</p> <p>3 条例第21条第5項の届出は、建設資材廃棄物処理方法等変更届出書(様式第5号)により行わなければならない。</p> <p>4 条例第21条第6項の規則で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる場合とする。</p> <p>(1) 許可業者への適正な委託による再生、処分等であること。</p> <p>(2) 自ら行う適正な再生、処分等であること。</p> <p>5 条例第21条第7項の通知は、通知書(様式第6号)により行わなければならない。</p> |

取 扱 要 領

(許可条件の伝達)

第10 知事は、条例第21条の適切な運用のため毎月1日に産業廃棄物処理業許可業者の名簿をホームページ等に掲載するものとする。

(台帳への記載)

第11 所管振興局長は条例第21条第4項の届出等の処理状況を明らかにしておくため、台帳を整備するものとする。

第12 規則第14条第2項及び第3項の届出書の提出を受けた所管振興局(土木部)長は、届出書の写しを定期的に所管振興局(保健福祉環境部又は支所)長に送付するものとする。

(通報等)

第13 所管振興局(土木部)長は、必要に応じ、規則第14条第2項及び第3項の規定により提出された届出書の内容について、建設資材廃棄物処理方法等届出意見照会書(様式第9号)により所管振興局(保健福祉環境部又は支所)長に意見を求めることができる。

2 所管振興局(土木部)長は、規則第14条第2項及び第3項の規定により提出された届出書の内容について、条例第21条第6項の命令又は条例第31条の立入検査等を行うことが相当と認めた場合は、通報書(様式第10号)により関係書類の写しを添付し、所管振興局(保健福祉環境部又は支所)長に通報するものとする。

**【趣旨】**

本条は、不適正処理された産業廃棄物の大半を占める建設資材廃棄物について、建設リサイクル法を補完し、一層の再資源化等を促進するため、対象となる建設工事の受注者に知事(特定行政庁にあっては市長)への事前の届出義務を課するものである。

これは、建設廃棄物の不適正処理事件を予防するには、分別解体等の指導監督のみでは不十分であり、当該分別解体等により生じた建設廃棄物の処理方法等を工事前に確立するとともに、行政への事前の届出が有効と判断されたためである。

なお、建設リサイクル法においては、分別解体等に関する届出義務を有するのは発注者(実際には受注者が代行や受任により届出事務を遂行する 경우가多い)とのことである。)であるのに対し、本条においては、廃棄物処理法上の排出事業者は元請業者であること、届出内容の専門性や業務の実際等を勘案し、受注者に直接届出義務を課したものである。

**【用語の解説】**

1 「建設資材廃棄物」

建設リサイクル法第2条第2項の建設資材廃棄物であり、建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものである。ただし、条例第21条第4、5項の届出、第7項の通知については、そのうちコンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの(以下「特定建設資材」という。)の記載で足りることとしている。

2 「対象建設工事」

建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事であり、特定建設資材を用いる次の規模以上の工事である。

| 工 事 の 種 類           | 規 模    | 基 準   |
|---------------------|--------|-------|
| 建築物の解体              | 床面積の合計 | 80㎡   |
| 建築物の新・増築            | 床面積の合計 | 500㎡  |
| 建築物の修繕・模様替(リフォーム)   | 請負代金の額 | 1億円   |
| その他工作物に関する工事(土木工事等) | 請負代金の額 | 500万円 |

### 3 「書面を交付」

書面であれば特に様式は問うておらず、当該事前届出書や建設リサイクル法による再資源化報告書等の利用でも可能である。

### 4 「建設資材廃棄物の処理方法等（分別解体は除く。）」

建設資材廃棄物についての中間処理（破碎、焼却（縮減）、最終処分（埋立て）、再資源化等の処理方法や要する費用であり届出を要する事項である。

なお、建設資材廃棄物については、分別解体等は建設リサイクル法で完結し、条例ではそれ以外の処理を対象とするため、分別解体を除いたものである。

また、費用は、再生、処分等に要する費用で、運搬費用、諸経費及び消費税を合計した額が標準となる。なお、現在のところ、標準的な処理料金等が定められておらず、具体的な適正額は明らかにはされていない。

### 5 「届け出」

4についての届出をいい、建設リサイクル法の届出に対応するものである。なお、同法による届出とは根拠を異にする独立した手続であり、届出の提出状況や内容は双方に影響を及ぼさないが、同法及び条例とも工事に着手する7日前までに届け出ることとしていること、対象工事により建築資材廃棄物が発生すること等から、原則として、同時に双方の届け出がなされるものとする。

なお、次の場合は、様式4の4中「(3)その他」に記載するものとする。

- ① 業者ではない1個人の自主施行の場合（事業活動に伴うものではないことから一般廃棄物）
- ② ストーブ等の燃料として使用した場合（本来の廃棄物ではない）

### 6 「規則で定める基準」

届出の審査基準（規則第14条第4項）をいい、委託による場合と自ら行う場合に区分している。

#### ① 委託による場合の審査基準

委託先が法許可を有する産業廃棄物処分業者（中間処理業者又は最終処分業者）であることである。なお、中間処理及び最終処分は許可による廃棄物処理法の強力な指導監督対象となるため、排出事業者である元請業者が直接委託した処分業者についての許可状況のみを対象としたものである。

#### ② 自ら行う場合の審査基準

自らが法許可を有する産業廃棄物処分業者（中間処理業者又は最終処分業者）であること、又は法許可等を受けた処理施設による再生、処分等であること等である。

### 7 「届出に係る事項の変更その他必要な措置」

委託先の変更等の届出に係る事項の変更、再生、処分等の中止等が想定される。

### 8 「通知」

建設リサイクル法第11条に準じ、公共工事の場合、本来届出を要する行為については知事に対し通知を行うこととしており、その通知をいう。通知義務者は届出と同様であり、自主施行の場合は国の機関、地方公共団体であり、請負の場合は受注者である。

#### 【留意事項等】

- 1 委託先等が産業廃棄物処分の許可を有していながら、ダイオキシン類排出削減対策により産業廃棄物処理施設（焼却施設）を稼動することができない場合があり、留意が必要である。
- 2 特定行政庁の7市（盛岡市、花巻市、北上市、水沢市、一関市、釜石市、宮古市）に対し、岩



手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例により循環型地域社会の形成に関する条例第 21 条第 4 項及び第 5 項の届出及び第 7 項の通知の受理を委任しており、建設リサイクル法の届出窓口と一致している。

なお、届出窓口は建設部署であるが、変更命令等警察的権限の発動は本県の環境部署（本庁環境生活部及び地方振興局保健福祉環境部）の担当である。

第7章 原状回復の確保等

| 条  | 例 | 規   | 則 |
|--|---|---|---|
| <p>(排出事業者等の責務等)</p> <p>第22条 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(当該産業廃棄物が廃棄物処理法第12条第3項の中間処理産業廃棄物である場合にあっては、当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とする。以下「排出事業者等」という。)は、産業廃棄物の運搬又は処分(再生を含む。以下この条において同じ。)を委託しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、<u>1</u>「<u>受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることの確認</u>(次項において「適正処理能力確認」という。)を行い、その結果を記録しなければならない。</p> <p>2 前項の排出事業者等は、その産業廃棄物の処分を同項の受託者に1年以上にわたり継続して委託したときは、1年に1回以上、適正処理能力確認を行い、その結果を記録しなければならない。</p> <p>3 第1項の排出事業者等は、その産業廃棄物の処分を委託したときは、当該産業廃棄物の処分の状況を1年に1回以上、<u>2</u>「<u>実地に確認</u>」し、その結果を記録しなければならない。</p> <p>4 第1項の排出事業者等は、当該委託した産業廃棄物について不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、<u>3</u>「<u>適正に処理されるための措置を講ずるとともに、知事に対し、その不適正な処理の状況及び講じた措置の内容を報告しなければならない。</u>」</p> |   | <p>(排出事業者等の確認義務等)</p> <p>第15条 条例第22条第1項の確認は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 産業廃棄物の運搬を委託する場合にあっては、受託者の収集運搬車両、機材、容器及び積替え保管施設を実地に調査し、確認すること(自らの責任において、実地に調査している者から聴取し、及び確認する場合を含む。)</p> <p>(2) 産業廃棄物の処分を委託する場合にあっては、受託者の処理施設を実地に調査し、確認すること(自らの責任において、実地に調査している者から聴取し、及び確認する場合を含む。)</p> <p>(3) 産業廃棄物の処分を委託する場合にあっては、受託者の処理施設の処理能力(産業廃棄物の埋立処分を委託する場合にあっては、当該埋立処分を行う最終処分場の残余容量を含む。)及び処理実績を確認すること。</p> <p>(4) 産業廃棄物の中間処理(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分することをいう。)を委託する場合にあっては、当該中間処理により生ずる産業廃棄物(以下この号において「中間処理産業廃棄物」という。)の処分を行う処理施設の確保その他中間処理産業廃棄物の適正な処分に必要な措置の実施状況を確認すること。</p> <p>2 条例第22条第1項から第3項までの規定により記録した書類は、5年間これを保存しなければならない。</p> |   |

【趣旨】

本条は、排出事業者等に対し、処理委託時には産業廃棄物処理業者が適正な処理能力を有していることの確認と、委託後は処分の状況を年に1回以上実地又は実地調査者からの聴取等で確認することを明文で義務付けたものであり、産業廃棄物の不適正処理を防止するため、排出事業者が果たすべき注意義務を例示するとともに、一部具体的に定めたものである。

これは、排出事業者責任の全うという意味を持つと同時に、排出事業者による産業廃棄物処理業者の監視という効果も期待するものである。また、確認を通じて、排出事業者等の適正処理に向けた意識の向上や産業廃棄物処理業者に関する情報の蓄積による委託先の適切な選定につながることも期待できる。

併せて、排出事業者等は、委託した産業廃棄物が不適正に処理されたことを知ったときは、必要な措置を講ずるとともに、当該不適正処理の状況及び講じた措置の内容の知事への報告を義務付けたものである。

【用語の解説】

1 「受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを確認」

運搬又は処分を委託する際に、運搬車両や処理施設の実地確認等により受託者の適正処理の能力を確認することをいう。実地確認が原則だが、排出事業者等が自らの責任において受託者の能

力を把握できれば十分であること、受託者が遠隔地に所在するために実地確認が困難である場合が想定されることから、実地に調査した者からの聴取であっても可とする。

ただし、規則第 15 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する、処理施設の処理能力及び処理実績並びに中間処理により生ずる産業廃棄物の処分を行う処理施設の確保及び適正処分に必要な措置の実施状況の確認については、必ずしも実地調査を必要とするものではないことから、排出事業者自らに義務を求めるもの。

2 「実地に確認」

処分の委託期間中に、処理施設の実地確認等により処分の状況を確認することをいう。これは、排出事業者等の注意義務として、一般廃棄物処理の委託時の場合と同様の義務（施行令 § 4 (9) 口）を課したものである。なお、上記 1 に準じ、実地に調査した者からの聴取であっても可とする。

3 「適正に処理されるための措置」

委託契約を解除したり、不適正処理の進行を防いだり、不適正な処理をやめるよう進言する等の措置をいう。

【留意事項等】

1 県外産業廃棄物を県内に搬入する者については、条例の地域的限界から本条のような確認の義務付けは困難であること、搬入事前協議の添付書類により委託する処理業者の許可状況は県外事業者自身が確認できることから当該義務を課していない。

2 次により排出事業者等が処分の状況を実地に確認することで常に免責されるものではない。

排出事業者等に対する措置命令（法第 19 条の 6）は注意義務違反の排出事業者に対し発することができるが、本条による確認で注意義務を果たしたとして常に免責されるという仕組みではない。これは、状況に応じ求められる注意義務の内容や程度は異なるものであり、当該確認により全ての場合に注意義務を尽くしたと言えないものと解されからである。特に、不適正処理の場合は、被害の甚大さ等に鑑み、無過失責任ではないが、高度な注意義務が排出事業者には課されているとする説もあり、実地確認により、かかる注意義務が常に果たされるとは限らないものと思われる。

当該確認義務は排出事業者が求められる注意義務として一般廃棄物の場合と同程度のものが適当であると思われるため採用したものであるが、一般廃棄物の場合についても免責事項とはなっていない。

3 義務付けしているものの、特に罰則は設けていないが、これは次の理由による。

上記 2 により、免責されないことと均衡を図ったこと。

遠隔地に処分場が所在する場合等は確認が著しく困難であること。

ただし、条例で規定しなくとも本来果たすべき注意義務の内容であること、遠隔地の事業場の処理業者に委託する排出事業者は一定規模以上でかつ安定的な経営を行う企業が大半であり、条例施行以前から実地確認を行っている場合が多いこと等から、遠隔地であっても実地確認義務を課すことは酷ではないとする議論もある。

| 条   | 例 | 規 | 則 |
|---|---|---|---|
| <p>(不適正処理関与者の責務等)</p> <p>第23条 次に掲げる者は、処理に関与した産業廃棄物について不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、第1号又は第2号に掲げる者にあつては当該産業廃棄物の処理を委託した排出事業者等及び知事に対し、第3号に掲げる者にあつては知事に対し、その不適正な処理の状況を報告するとともに、<u>1 適正に処理されるための必要な措置</u>を講じなければならない。</p> <p>(1) 産業廃棄物の収集又は運搬を2行つた者</p> <p>(2) 産業廃棄物の中間処理を2行つた者</p> <p>(3) 産業廃棄物の不適正な処理を行つた者に当該処理の際に土地を2使用させた者</p> <p>2 使用者は、その従業者に対して、前項の報告をし、又は必要な措置を講じたことを理由として、<u>3 解雇その他不利益な取扱い</u>をしてはならない。</p> <p>3 知事は、<u>4 不適正な処理を行つた者及び排出事業者等の資力その他の事情からみて、これらの者のみによっては、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置</u>（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき認めるときは、第1項第1号に掲げる者に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。ただし、<u>5 当該者が必要な措置を講じたことを明らかにした場合、この限りでない。</u></p> |   |   |   |

| 取  | 扱 | 要 | 領 |
|--|---|---|---|
| <p>(命令)</p> <p>第15 条例第23条第3項の命令は、第8の規定を準用する。</p> |   |   |   |

**【趣旨】**

本条は、産業廃棄物の処理に関与した者が当該産業廃棄物が不適正処理されたこと等を知った等場合、不適正処理の状況を排出事業者等及び知事へ報告すること、適正に処理されるための必要な措置を講ずることを義務づけるとともに、現行法上の措置命令の対象者である「処分者等（土地提供者を含む）」及び「排出事業者（中間処理業者を含む）」に加え、不適正処理について悪意の収集運搬業者に対しても措置命令を命ずることができることとしたものである。

これは、不適正処理についての報告は、排出事業者等及び県の対応の端緒となること及び重大事件への発展防止につながることで、適正処理のための措置は「初動」措置として重要であること等に鑑み、事情を知っていれば結果的であっても不適正処理に関与した者に報告義務等を課すものである。

なお、不適正処理事件の情報は現場作業員の従業者が最も把握していると思われるが、その情報の重要性、報告した場合に使用者との利害衝突が想定されること等に鑑み、報告等を行つた従業者を保護することとしたものである。

**【用語の解説】**

- 1 「適正に処理されるための必要な措置」  
不適正処理をやめるよう進言するほか、運搬の中止（契約の解除）、汚染拡散の防止等の措置をいう。
- 2 「行った者」、「使用させた者」  
収集等を行った法人等のみでなく、実際に収集等を行った個人を含む。
- 3 「解雇その他不利益な取扱い」  
解雇、減給、降任・降格等の従業者に対する不利益な取扱いをいう。
- 4 「不適正な処理を行った者及び排出事業者等の資力その他の事情からみて、これらの者のみによっては、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき」  
不適正処理を行った者への措置命令（法第 19 条の 5）及び排出事業者等への措置命令（法第 19 条の 6）では原状回復等が困難である場合をいい、次の手段として、不適正処理等について悪意の収集運搬業者に対しても措置命令を命ずることができるものとした。
- 5 「必要な措置を講じたことを明らかにした場合は、この限りでない」  
措置命令の前に必要な措置を講じた場合は免責され、その立証責任は当該措置を講じた不適正処理関与者側にあることを明記したものである。

#### 【留意事項等】

- 1 不適正処理事件の報告の義務違反については廃棄物処理法又は当該条例により措置命令（違反時には罰則）が予定されているため、当該義務違反について罰則は規定しない。
- 2 従業者による報告等は使用者との利害に抵触する場合は想定されるが、かかる報告が重要であること、他に法律の例があることから、使用者の従業者の不利益取扱いを禁じたものである。

#### 【参考：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律】

（主務大臣に対する申告）

第六十六条の二 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、これらの者の従業者は、その事実を主務大臣に申告することができる。

- 2 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者は、前項の申告をしたことを理由として、その従業者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 収集運搬業者、中間処理業者及び土地提供者についてはいずれも報告義務を課してはいるが、中間処理業者については廃棄物処理法第 19 条の 6 に、土地提供者については同法第 19 条の 5 に規定があるため、これらの者については条例第 23 条第 3 項の措置命令は除外し、悪意の収集運搬業者にのみ適用する仕組みとなっている。
- 4 不適正処理について悪意の収集運搬業者を措置命令の対象とした理由は次による。
  - ① 適正に処理されるための措置を講じなかったことで、積極的ではないにしろ不適正処理を容認したものと同視でき、「当該処分等をするのを助けた者」（法第 19 条の 5 第 1 項第 4 号）に準ずると評価できること。
  - ② 不適正処理の事情を最も知りうる立場にあり、かかる者が行政への通報とともに未然防止や拡散防止の役割を担うことが最も実効性があがると期待され、したがって相当程度の注意義務があるものと解されること。
  - ③ 措置命令の発出については、実際は不適正処理の実行者への負担の度合いにより判断され、適正な運用により、過度な負担とはならないようにすることは可能であること。

第 8 章 適正な廃棄物処理施設等の設置等

| 条 例   | 規 則   |
|---|---|
| <p>( 廃棄物処理施設等の設置等事前協議 )</p> <p>第 24 条 <u>1 廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、又は借り受けようとする者(一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設にあつては、廃棄物処理法第 8 条第 1 項、第 9 条の 5 第 1 項( 廃棄物処理法第 15 条の 4 において準用する場合を含む。 ) 若しくは第 15 条第 1 項の許可を受けようとする者又は廃棄物処理法第 15 条の 2 の 4 の規定に基づく届出をしようとする者。以下同じ。 ) は、<u>2 あらかじめ、3 規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。</u></u></p> <p>2 <u>4 廃棄物処理施設等の種類、処理能力その他規則で定める事項の変更(以下「廃棄物処理施設等の変更」という。 ) をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。ただし、その変更が<u>5 規則で定める軽微な変更</u>であるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 第 1 項の廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者又は前項の廃棄物処理施設等の変更をしようとする者は、第 1 項又は前項の協議に先立って、<u>6 当該廃棄物処理施設等の周辺の居住者その他規則で定める者に対し、当該協議の内容のうち、<u>7 規則で定める事項</u>について、説明会の開催その他の規則で定める方法により説明を行わなければならない。ただし、<u>9 規則で定める場合は、この限りでない。</u></u></p> | <p>( 廃棄物処理施設等の設置等事前協議 )</p> <p>第 16 条 条例第 24 条第 1 項の協議は、廃棄物処理施設等設置等 ( 変更 ) 事前協議書 ( 様式第 7 号 ) により行わなければならない。</p> <p>2 前項の廃棄物処理施設等設置等 ( 変更 ) 事前協議書には、別表第 3 に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、廃棄物処理法第 15 条の 2 の 4 の規定に基づく届出をしようとする場合は、同表に掲げる書類及び図面のうち変更に関するものを添付しなければならない。</p> <p>3 条例第 24 条第 2 項の協議は、廃棄物処理施設等設置等 ( 変更 ) 事前協議書 ( 様式第 7 号 ) により行わなければならない。</p> <p>4 前項の廃棄物処理施設等設置等 ( 変更 ) 事前協議書には、別表第 3 に掲げる書類及び図面のうち変更に関するものを添付しなければならない。</p> <p>5 条例第 24 条第 2 項及び第 27 条第 1 項第 3 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>( 1 ) 廃棄物処理施設等の種類、処理方式及び処理能力</p> <p>( 2 ) 廃棄物処理施設等において処理する廃棄物の種類</p> <p>( 3 ) 廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画</p> <p>( 4 ) 廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画</p> <p>6 条例第 24 条第 2 項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる施設又は設備の変更とする。</p> <p>( 1 ) 門扉</p> <p>( 2 ) 立札等</p> <p>( 3 ) 雨水等の流入防止設備</p> <p>( 4 ) 洗車設備</p> <p>( 5 ) 消火設備</p> <p>( 6 ) 管理事務所</p> <p>( 7 ) その他前各号に掲げる施設又は設備に準ずるもの</p> <p>7 条例第 24 条第 3 項の規則で定める者は、次に掲げる者のうち、廃棄物処理施設等の種類、設置場所の状況、生活環境に対する影響等を勘案し当該廃棄物処理施設等の設置等に関し利害関係を有すると認められる者とする。</p> <p>( 1 ) 廃棄物処理施設等を設置する事業場(以下「施設設置事業場」という。 ) の周辺地域の居住者</p> <p>( 2 ) 施設設置事業場に隣接する土地の所有者</p> <p>( 3 ) 施設設置事業場への廃棄物の搬入に用いる道路であつて、新たに取り付けるもの又は既設の</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>もの（廃棄物の搬入により交通に支障が生ずるおそれがあるものに限る。以下「搬入道路」という。）に隣接する区域の居住者</p> <p>(4) 施設設置事業場からの放流水の放流先水路等の管理者及び利水権者</p> <p>8 条例第 24 条第 3 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 事業計画の概要</p> <p>(2) 廃棄物処理施設等の設置場所</p> <p>(3) 廃棄物処理施設等の種類、処理方式及び処理能力</p> <p>(4) 廃棄物処理施設等において処理する廃棄物の種類</p> <p>(5) 廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画</p> <p>(6) 廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画</p> <p>(7) 生活環境に対する影響</p> <p>9 条例第 24 条第 3 項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかに掲げる方法とする。</p> <p>(1) 説明会を開催し、説明を行う方法</p> <p>(2) 関係住民等に対し個別に説明を行う方法（自治会長、町内会長等地域の代表者を通じて間接的に説明を行う方法を含む。）</p> <p>10 条例第 24 条第 3 項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理施設にあつては、廃棄物処理法第 9 条第 1 項の規定による変更の許可を要しない変更（一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。）を行う場合</p> <p>(2) 産業廃棄物処理施設にあつては、廃棄物処理法第 15 条の 2 の 4 の規定に基づく届出又は廃棄物処理法第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定による変更の許可を要しない変更（産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。）を行う場合</p> <p>(3) 自動車リサイクル施設にあつては、次に掲げる事項の変更を行う場合</p> <p>ア 処理に伴い生ずる産業廃棄物の処理方法</p> <p>イ 別表第 4 に掲げる事項のいずれにも該当しない事項（廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。）</p> <p>(4) 小規模再生事業施設にあつては、次に掲げる事項の変更に該当しない変更を行う場合</p> <p>ア 一般廃棄物の再生に係る事業の内容</p> <p>イ 事業の用に供する小規模再生事業施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要</p> |
|--|--|

|  |   |
|--|---|
|  | <p>(5) その他処理施設にあっては、次に掲げる事項の変更を行う場合</p> <p>ア 処理に伴い生ずる産業廃棄物の処理方法</p> <p>イ 別表第4に掲げる事項のいずれにも該当しない事項（産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。）</p> <p>(6) 事業者が現に事業活動を営んでいる場所に廃棄物処理施設等の設置等を行う場合</p> <p>(7) 第1号から第5号までに規定する施設であって移動式の廃棄物処理施設等（以下「移動式施設」という。）の設置等を行う場合</p> |
|--|---|

### 【趣旨】

本条は、従来、廃棄物に関する指導要綱（平成2年5月29日公告）により行っていた手続きを条例化したものである。その内容は、廃棄物処理施設等の設置又は変更等を行おうとする者に対し、法定許可対象施設については許可申請等に先立ち、許可対象外施設については当該手続で完結する事前協議を義務付けるとともに、その過程において当該施設周辺の住民等への説明を義務付けるものである。

#### 1 廃棄物処理施設設置等事前協議

廃棄物処理法第15条による許可申請にあっては、相当程度の投資を伴う生活環境影響調査を行う必要があり、かかる投資後である許可申請時点では、内容に問題がある場合でも、現実には計画の中止、変更が困難なため、構想段階で許可を行う行政庁として情報を把握し、適切に指導する必要があること。

当該事前協議の過程、審査結果により、設置等の予定者にとっても、本格的な投資に値する内容か否かの判断（すなわち投資リスクの回避）に資することになり、有用であること。

#### 2 周辺住民等への説明

事前説明により周辺住民の信頼感の醸成が図られ、円滑な設置が期待できること。

紛争回避の観点からは、周辺住民の同意を求められることも考えられるが、設置の過度な障害、設置等の予定者の私有財産等の使用収益への過度な負担、住民への金銭の授受をめぐる深刻な紛争への発展等が懸念されることから同意までは要しないものとしたこと。

### 【用語の解説】

#### 1 「廃棄物処理施設等」

次のものをいう

廃棄物処理法の許可施設

産業廃棄物処理業者が設置する産業廃棄物の処理施設（積替え施設及び積替え保管施設を含む。）であって法第15条第1項の許可を要しないもの

#### 2 「あらかじめ」

設置等の事前であれば足り、明確な期限は特に設けていない。

#### 3 「規則の定めるところにより」

廃棄物処理施設等設置等（変更）事前協議書（様式第7号）により行う。

#### 4 「廃棄物処理施設等の種類、処理能力その他規則で定める事項の変更」

廃棄物処理施設等の種類、処理方式、処理能力等、変更する場合には協議を要する事項である。

#### 5 「規則で定める軽微な変更」

門扉、立札等の変更であり事前協議を要しない。

#### 6 「廃棄物処理施設等の周辺の居住者その他規則で定める者」



事前説明の対象となる者であり、従来の指導要綱では設置する施設の内容に応じ設置場所からの一定の半径内（積替保管施設：200m、中間処理施設：300m、最終処分場：500m）に居住する住民を対象にしていたが、実際の生活環境に対する影響はこの範囲以外にも及ぶことが考えられるため、当該距離と併せ、設置条件や気象条件等個別事案ごとの生活環境に対する影響を勘案し利害関係を有すると認められる場合には事前説明の対象とすることとしたものである。また、既設の搬入道路で「廃棄物の搬入により交通に支障が生ずるおそれがあるもの」（規則第16条第7項第3号）としては、搬入道路の幅員が5m以下である場合などを想定している。なお、「廃棄物処理施設等を設置する事業場からの放流水の放流先水路等の管理者及び利水権者」（規則第16条第7項第4号）には、処理施設自体からの排水がない場合であっても、事業場から雨水等を放流する場合は説明を行う必要がある。

- 7 「規則で定める事項」  
事業計画の概要等住民への事前説明を義務付ける事項である。
- 8 「説明会の開催その他規則で定める方法」  
事前説明は、説明会の開催の他、関係住民等に対する個別の説明により行うものである。なお、個別の説明として、周辺の居住者の場合、地域の代表者等を通じて間接的に説明を行う方法、放流先水路の管理者及び利水者に対する説明の場合、耕作者、漁業者等による団体の代表者等を通じて間接的に説明を行う方法も含む。
- 9 「規則で定める場合」  
許可対象施設にあっては変更許可を要しない場合等、事前説明を必要としない場合である。  
ただし、廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更、廃棄物の種類を変更する場合は周辺の生活環境に対する影響が変わるものであることから事前説明を要する。

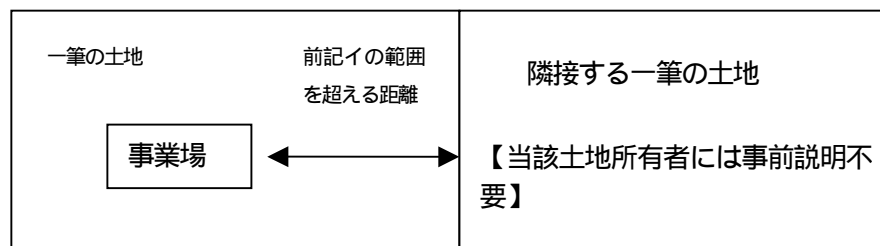
#### 【留意事項】

- 1 当該事前協議は、行政手続上は「届出」である。
- 2 当該事前協議を経ずに行う法許可申請であっても有効である。ただし、事前協議を通じて、施設計画に係る適法性、合理性、確実性等の検討による、投資リスクの低減や施設整備の円滑化の機会を失することになる。  
なお、事前協議を行わないで申請が行われた場合、知事は事前協議を行うよう勧告し、それに従わない場合は公表することができる。
- 3 2により事前協議は法許可申請の前提条件ではないこと、住民との紛争を回避するための調整や他法令との調整が目的の中心であること等から、許可とは独立した手続きであり、許可条件の上乗せではない。
- 4 事前協議の標準処理日数は、焼却施設及び最終処分場は130日、焼却施設及び最終処分場以外の施設は80日となっているが、協議書を補正するために要する期間は標準処理日数に含まれない。
- 5 事前協議に必要な添付書類等として別表第3に掲げる書類及び図面が規定されているが、平成20年4月1日施行の改正条例規則において、当該内容について所要の見直しを図っている。その内容は次のとおり。
  - (1) 様式第17号（出入口への表示立札）  
様式第17号については、これまでも規則第21条第2号において「産業廃棄物の積換保管施設又は廃棄物の中間処理施設」に設置することとしており、今般、事前協議において当該表示立札の確認を行うことを明確にしたこと。
  - (2) 施設設置事業場縦横断面図  
当該書類は従来から添付書類として規定していたが、「土木工事（造成工事）がある場合に限り」添付するものであることを明確にしたこと。
  - (3) 実証試験結果及びその評価を示した書類  
施設の設置にあたり、当該施設がこれまで本県内において用いられたことのない構造又は処理方法（以下、「構造等」という。）により廃棄物を処理する場合、当該構造等について実証試験結果及びその評価を示した書類により、当該施設の設置等にあたり構造基準への適合

等を審査する必要があることから、新たに添付書類として規定したこと。

- 6 「施設に隣接する土地の所有者」への事前説明にあたっては、次の事項に留意すること。
- (1) 「隣接する」とは「事業用地が含まれる土地と筆と筆が接すること。」として取り扱っているところである。
- しかし、「土地(筆)が接していても事業場用地が含まれる土地が広大であり、かつ、隣接する筆に当該事業場からの生活環境の保全上の支障がない場合((2)参照)があることから、この場合については、当該隣接する土地(筆)の所有者に対して事前説明は不要である。」こと。
- (2) (1)に掲げる「隣接する筆に当該事業場からの生活環境の保全上の支障がない場合」とは、「原則として積替保管施設にあっては事業場の用地から200m、中間処理施設にあっては300m、最終処分場にあっては500mの範囲を超える場合」が該当すること。

図. 隣接する土地の所有者に対する事前説明が不要な場合



- 7 「その他処理施設」において、事前協議の前置として行う「周辺居住者等に対する事前説明」が不要な場合を別表第4に規定していたが、平成20年4月1日施行の改正条例規則において、次のとおり所要の改正を行ったこと。
- (1) 移動式の産業廃棄物処理施設等(以下、「移動式施設」という。)の設置等
- 条例規則第16条第10項第7号において、移動式施設の設置等にあたり周辺住民等に対する事前説明が不要である旨規定しているが、当該施設は第1号から第5号までに掲げる施設にも含まれることから、重複して規定することを避けるため第7号で当該事項を明確にしたこと。
- (2) 自動車リサイクル法
- 当該施設の設置等において事前説明を要しない場合とは、次のいずれにも該当しない場合であることを明確にしたこと。
- 処理能力に係る変更であって、当該変更により当該処理能力が10パーセント以上変更されるに至るもの
- 主な設備(破砕業の施設に係る保管設備を除く。)に係る変更又は設計計算上の達成することができる排ガスの性状、方流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなる変更
- (3) その他処理施設
- 当該施設の変更において、別表第4に掲げる事項のいずれかに該当する事項は変更許可が必要な場合であるが、「中間処理施設に係る保管設備の変更」は当該場合に含まれないことから、事前説明を要しないことを明確にしたこと。
- なお、自動車リサイクル施設における「破砕業の施設に係る保管設備の変更」についても、同様の理由により事前説明を要しないとしたこと。
- 8 周辺住民へ説明すれば同意までは要していないが、当該施設の設置等に対し周辺住民等が反対している場合は、合意形成を図るとともに相互連携のために必要な措置を講ずるよう努力する必要がある。
- 9 条例第27条に基づく勧告及び公表については、当該条項の欄を参照のこと。

【参考】

所管法令と関係機関は以下のとおり。

所管法令と関係機関

| 項 目         | 根 拠 法 令         | 担 当 課           |
|-------------|-----------------|-----------------|
| 環境影響評価      | 岩手県環境影響評価条例     | 環境保全課           |
| 土地取引        | 国土利用計画法         | 環境保全課           |
| 林地開発        | 森林法             | 森林保全課           |
| 農業振興地域の序が   | 農業振興地域の整備に関する法律 | 広域振興局等の農政部（農林部） |
| 農地転用        | 農地法             |                 |
| 河川への処理水等の放流 | 河川法             | 河川課             |
| 都市施設の決定     | 都市計画法           | 都市計画課           |
| 開発行為        |                 |                 |
| 特殊建築物の位地決定  | 建築基準法           | 建築住宅課           |
| 建築確認        |                 |                 |
| 埋蔵文化財保蔵地の発掘 | 文化財保護法          | 教育委員会事務局障害学習文化課 |
| 危険物貯蔵所の設置   | 消防法             | 所管消防署           |

| 条 例   | 規 則  |
|---|--|
| (意見聴取)<br>第25条 知事は、前条第1項又は第2項の協議があった場合は、廃棄物処理施設等の設置、譲受け若しくは借受け又は廃棄物処理施設等の変更(以下「廃棄物処理施設等の設置等」という。)に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長及び規則で定める事項について専門的知識を有する者に対し、期限を定めて、生活環境の保全上の見地からの意見を聴くことができる。 | (意見聴取)<br>第17条 条例第25条の規則で定める事項は、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する事項とする。 |

【趣旨】

本条は、設置等事前協議があった場合、知事は、庁内関係各課をはじめ、設置等に関し生活環境保全上関係がある市町村等関係機関、有識者から意見を聴取できることとするものである。

1 庁内関係課等関係機関の所管法令は次のとおりである。

| 項 目         | 根 拠 法 令         | 担 当 課           |
|-------------|-----------------|-----------------|
| 環境影響評価      | 岩手県環境影響評価条例     | 環境保全課           |
| 農業振興地域の除外   | 農業振興地域の整備に関する法律 | 地方振興局農政部(農林部)   |
| 農地転用        | 農地法             |                 |
| 林地開発        | 森林法             | 森林保全課           |
| 都市施設の決定     | 都市計画法           | 都市計画課           |
| 開発行為        |                 |                 |
| 特殊建築物の位置決定  | 建築基準法           | 建築住宅課           |
| 建築確認        |                 |                 |
| 埋蔵文化財包蔵地の発掘 | 文化財保護法          | 教育委員会事務局生涯学習文化課 |
| 土地取引        | 国土利用計画法         | 環境保全課           |
| 危険物貯蔵所の設置   | 消防法             | 所管消防署           |

- 2 必要に応じ、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する事項に関し専門的知識を有する者(廃棄物処理施設設置等専門委員会の委員)に対しても生活環境の保全上の見地からの意見を聴くことができるものとしている。具体的には、焼却施設や最終処分場、レンダリングプラントなどで生活環境に与える影響が大きいと史料される施設について、廃棄物処理施設設置等専門委員会が協議することが考えられる。

| 条   | 例 | 規 | 則 |
|---|---|---|---|
| (通知)<br>第 26 条 知事は、第 24 条第 1 項又は第 2 項の協議を受けたときは、その内容を審査した上で、 <u>1 協議が調った旨又は 2 調わなかった旨</u> を当該協議を行った者に通知するものとする。 |   |   |   |

| 取   | 扱 | 要 | 領 |
|---|---|---|---|
| (結果の通知)<br>第 16 条例第 26 条の通知は、廃棄物処理施設設置等(変更)事前協議結果通知書(様式第 12 号)により行うものとする。 |   |   |   |

#### 【趣旨】

本条は、事前協議について、審査が終了した場合、その結果を協議者に通知することを定めたものである。

事前協議は行政手続上は「届出」であり、県に到達すれば協議者の届出義務は履行されるので「受理」の概念はなく、協議を受けた県から反論等がなければ協議内容は適当ということになるが、それでは協議者の立場が相当の期間不安定となるため、審査結果を通知するものとしたものである。

#### 【用語の解説】

##### 1 「協議が調った旨」

協議の内容を審査し適正であると認められる場合は、知事は協議が調った旨の通知を行うものであり、指導要綱の終了通知に相当するものである。

##### 2 「協議が・・・調わなかった旨」

協議の内容が適正とは認められない場合は、知事は協議者に対し協議が調わなかった旨を通知する。

協議の内容が適正とは認められない場合とは次のことが想定される。

協議の内容が法令に抵触する又はそのおそれがあると認めるとき

照会に対し回答がなく、相当期間経過後に催告通知を行っても回答がないとき

紛争等で協議が終了する見込みがないと認められるとき

| 条 例   | 規 則   |
|---|---|
| <p>( 勧告及び公表 )</p> <p>第 27 条 知事は、廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者又は廃棄物処理施設等の変更をしようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、理由を付して廃棄物処理施設等の設置等の中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>( 1 ) 第 24 条第 1 項若しくは第 2 項の協議をせず、廃棄物処理施設等の設置等に着手し、又は廃棄物処理法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 5 第 1 項の許可の申請若しくは廃棄物処理法第 15 条の 2 の 4 の規定に基づく届出をしたとき。</p> <p>( 2 ) 前条の通知を受けないで、廃棄物処理施設等の設置等に着手し、又は廃棄物処理法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 5 第 1 項の許可の申請若しくは廃棄物処理法第 15 条の 2 の 4 の規定に基づく届出をしたとき。</p> <p>( 3 ) 前条の協議が調わなかった旨の通知を受けたにもかかわらず、廃棄物処理施設等(一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を除く。以下この号において同じ。)の設置、譲受け若しくは借受け又は廃棄物処理施設等の種類、処理能力その他規則で定める事項の変更に着手したとき。</p> <p>2 知事は、第 24 条第 1 項又は第 2 項の協議の申出をした者が同条第 3 項の規定による説明を行わないときは、当該者に対し、当該説明を行うべきことを勧告することができる。</p> <p>3 知事は、前 2 項の規定に基づく勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。</p> <p>4 知事は、前項の規定に基づく公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者にあらかじめその旨を通知し、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p> | <p>( 公表 )</p> <p>第 18 条 条例第 27 条第 3 項 ( 条例第 30 条第 7 項において準用する場合を含む。 ) の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>( 1 ) 勧告に従わない者の氏名 ( 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 )</p> <p>( 2 ) 勧告に従わない者の住所 ( 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 )</p> <p>( 3 ) 勧告の内容</p> |

## 取 扱 要 領

### ( 勧告 )

第 17 条例第 27 条第 1 項及び第 2 項の勧告は、勧告書 ( 様式第 13 号 ) により行うものとし、措置報告書を所管振興局長を経由して提出させるものとする。

2 前項の規定により提出された措置報告書の内容が適当と認められるときは、措置報告受理通知書 ( 様式第 14 号 ) により報告者にその旨を通知するものとする。

### ( 公表 )

第 18 条例第 27 条第 4 項の規定に基づく通知は、公表通知書 ( 様式第 15 号 ) により行うものとする。

### 【趣旨】

- 1 本条は、事前協議は「届出」であり、法許可と独立した手続きであることから、手続違反については命令ではなく勧告を行うこととし、勧告に従わない場合には公表することとしたものである。
- 2 公表は行政法上「事実の開示」として不利益処分ではないと解されるが、影響の大きさ等から不利益処分に準ずるものとして弁明の機会を付与するものである。

| 条 例  | 規 則   |
|--|---|
| <p>(設置届等)</p> <p>第28条 第26条の協議が調った旨の通知を受けた者は、当該協議に係る廃棄物処理施設等の設置若しくは廃棄物処理施設等の変更の工事に着手し、当該工事を休止し、若しくは再開し、又は当該協議に係る廃棄物処理施設等を廃止したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める施設については、この限りでない。</p> | <p>(設置届等)</p> <p>第19条 条例第28条の届出は、廃棄物処理施設等工事着手等届出書(様式第15号)又は廃棄物処理施設等廃止(休止、再開)届出書(様式第16号)により行わなければならない。</p> <p>2 条例第28条ただし書の規則で定める施設は、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設とする。</p> <p>(提出書類の部数及び経由)</p> <p>第20条 第16条の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、当該書類は、廃棄物処理施設等の設置等の場所の所管広域振興局長等を經由して提出しなければならない。ただし、県外に駐機場所がある移動式施設に係る場合にあつては、当該書類の提出部数は1部とし、所管広域振興局長等の經由を要しない。</p> <p>2 前条の規定により知事に提出する書類の提出部数は、1部とし、当該書類は、所管広域振興局長等(県外に駐機場所がある移動式施設に係る場合にあつては、知事)に提出しなければならない。</p> |

【趣旨】

本条は、廃棄物処理施設等のうち廃棄物処理法に基づく設置許可を要しない施設については事前協議終了後、直ちに設置等の工事の着手等が可能であるが、設置又は変更の着手状況を把握するため「その他処理施設工事着手等届出書」の提出を義務付けたものである。

また、同様に施設の廃止及び休止、再開状況を把握するため「その他処理施設廃止(休止・再開)届出書」の提出を義務付けたものである。

なお、廃棄物処理法上の設置許可を要する施設については、本条に基づく施設工事着手等の届出の義務はないが、使用前検査の申請(法第8条の2第5項及び第15条の2の5第3項)を提出しなければならない。

書類の提出部数については、次のとおり規定している。

| 書 類 名                        | 提 出 先                                | 提出部数 | 備 考   |
|------------------------------|--------------------------------------|------|---|
| 廃棄物処理施設等設置等(変更)事前協議書(様式第7号)  | 廃棄物処理施設等の設置等の場所の所管広域振興局長等(所管広域振興局長等) | 正副2部 | 同局等の保健福祉環境部廃棄物担当課あて提出のこと。(様式第15号、第16号に同じ。)  |
|                              | (県外に駐機場所がある移動式施設の場合)県庁資源循環推進課(県庁)    | 1部   | 同課資源循環担当あて提出のこと。(様式第15号、第16号に同じ。)           |
| 廃棄物処理施設等工事着手等届出書(様式第15号)     | 所管広域振興局長等                            | 1部   | 設置許可が必要な施設については提出不要。ただし、使用前検査の申請が必要(【趣旨】参照) |
| 廃棄物処理施設等廃止(休止、再開)届出書(様式第16号) | (県外に駐機場所がある移動式施設の場合)県庁               |      |   |



| 条 例   | 規 則   |
|---|---|
| <p>( 廃棄物処理施設等の構造 )</p> <p>第 29 条 廃棄物処理施設等の設置等 ( 自動車リサイクル施設に係るものを除く。次条第 1 項において同じ。 ) を行う者は、当該廃棄物処理施設等の構造について、次の基準を遵守しなければならない。</p> <p>( 1 ) 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。</p> <p>( 2 ) 廃棄物、廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、廃棄物処理施設等において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>( 3 ) 廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。</p> <p>( 4 ) 著しい騒音及び振動を発生し、<u>周囲の生活環境を損なわないものであること。</u></p> <p>( 5 ) 廃棄物処理施設等から排水を放流する場合は、その水質を、<u>生活環境上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。</u></p> <p>( 6 ) 廃棄物の受入設備及び処理された廃棄物の貯留設備は、廃棄物処理施設等の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。</p> <p>( 7 ) その他生活環境の保全上必要なものとして、<u>規則で定める技術上の基準に適合していること。</u></p> <p>2 知事は、廃棄物処理施設等 ( 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設又は自動車リサイクル施設を除く。次条第 2 項において同じ。 ) の構造が、前項に定める基準に適合していないと認めるときは、当該廃棄物処理施設等の設置等を行った者に対して、期限を定めて、必要な改善を命ずることができる。</p> | <p>( 廃棄物処理施設等の構造基準 )</p> <p>第 21 条 条例第 29 条第 1 項第 7 号の規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。ただし、移動式施設については、第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 8 号及び第 9 号の規定は適用しない。</p> <p>( 1 ) 施設設置事業場の周囲には、みだりに人が立ち入ることを防止するため、ネットフェンス、亜鉛引鉄板等の耐久性を有する素材により、囲いが設けられているとともに、施設設置事業場の出入口には、施錠できる門扉が設けられていること。ただし、すべての施設が屋内に設置され、かつ、入口に施錠できる場合、最終処分場において埋立地に囲いが設けられている場合その他廃棄物処理施設等にみだりに人が立ち入ることを防止できる場合は、この限りでない。</p> <p>( 2 ) 法令に定めのある場合を除き、施設設置事業場の出入口の見やすい箇所に様式第 17 号により、産業廃棄物の積替保管施設又は廃棄物の中間処理施設であることを表示する立札等が設けられていること。</p> <p>( 3 ) 廃棄物処理施設等の外部からの雨水等の流入を防止する開渠 ( きよ ) その他の設備が設けられていること。</p> <p>( 4 ) 廃棄物処理施設等からの排水を水質汚濁防止法 ( 昭和 45 年法律第 138 号 ) 第 2 条第 1 項の公共用水域 ( 以下「公共用水域」という。 ) に放流する場合にあっては、放流先まで管渠 ( きよ ) 構造であること。ただし、当該廃棄物処理施設等内において排水が溢れるおそれがない場合は、開渠 ( きよ ) 構造とすることができる。</p> <p>( 5 ) 油水分離槽を設置する場合にあっては、分離された廃油を抜き取ることができる設備及び当該廃油を貯えることができる貯留槽等が設けられていること。</p> <p>( 6 ) 煙突等から排出される排ガスにより生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。</p> <p>( 7 ) 施設設置事業場への搬入道路は、大型車両の通行に支障とならない幅員が確保されていること。</p> <p>( 8 ) 車両に付着した土砂等を洗い落とすことができる洗車設備が設けられていること。ただし、車両に土砂等が付着するおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>( 9 ) 適切な広さの管理事務所が設けられていること。</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>第22条 条例第29条第1項第7号の規則で定める技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。</p> <p>(1) 積替保管施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>ア 保管場所は、原則として産業廃棄物の種類ごとに保管できる構造であること。</p> <p>イ 保管場所及び選別場所の仕切り壁及び床は、コンクリート構造とし、床面は、亀裂の発生や破損を防止するために十分な厚さであること。ただし、保管又は選別に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物（以下「管理型産業廃棄物」という。）の選別場所には、屋根その他床面に雨水等がかからないようにするための設備（仮設のものを除く。以下「屋根等」という。）が設けられていること。ただし、木くず（生活環境の保全上の支障がないものに限る。）と安定型産業廃棄物の選別場所について、屋根等の設置が著しく困難であり、かつ、当該選別場所において次のすべての基準を満たす構造の設備がある場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 選別場所の周囲に、積み上げる高さの上限に相当する高さまで囲いが設けられているなど十分な飛散防止措置がなされていること。</p> <p>(イ) 選別場所の床面は、コンクリート舗装又はアスファルト舗装であること。</p> <p>(ウ) 選別場所の外部からの雨水等の流入を防止できる開渠（きよ）その他の設備が設けられていること。</p> <p>(エ) 選別場所からの排水を公共水域に放流する場合は、その水質を生活環境の保全上支障が生じないものとするため、沈殿槽その他の排水処理設備が設けられていること。</p> <p>エ 選別に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれのある廃棄物（廃油、廃液及びその付着物）（以下「液状等産業廃棄物」という。）の選別場所には、屋根等が設けられていること及び当該選別場所の床面には、防液堤、溜めます等が設けられていること。</p> <p>オ 管理型産業廃棄物（液状等産業廃棄物を除く。）の保管場所には、屋根等が設けられていること。ただし、木くずその他生活環境の保全上の支障がない産業廃棄物を保管する場合であって、当該保管場所について、ウ(ア)から(エ)までの規定中「選別場所」とあるのを「保管場所」と読み替えた場合において当該ウ(ア)から(エ)</p> |
|--|--|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>までの規定に定める基準をすべて満たす構造の設備があるときは、この限りでない。</p> <p>カ 液状等産業廃棄物の保管場所には、屋根等が設けられていること及び当該保管場所の床面には、防液堤、溜めます等が設けられていること。ただし、屋根等これらの設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による液状物の流出又は地下浸透を防止するために十分な処理能力を有する油水分離槽を設けることその他必要な措置が講じられることが設計計算及び維持管理計画に明らかである場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 中間処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。なお、中間処理施設において保管又は選別を行う場合にあつては、この号に定めるもののほか、前号の規定を準用する。</p> <p>ア 汚泥の脱水施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 廃棄物処理施設等が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>(イ) 泥の性状の変化に対応して運転できる構造であること。</p> <p>イ 汚泥の乾燥施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 汚泥の性状に応じ、最適な温度、乾燥時間、風量等を設定し、乾燥できること。</p> <p>(イ) 施設から排出されるガス（悪臭を含む。）により生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。</p> <p>ウ 汚泥の天日乾燥施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。</p> <p>(イ) 汚泥又は汚泥からの分離液が、直接外部へ流出しない構造であること。</p> <p>エ 汚泥、廃油、廃プラスチック類その他の産業廃棄物の焼却施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 燃焼に必要な空気の量を調節する機能を有する設備が設けられていること。</p> <p>(イ) 廃油の焼却設備にあつては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p> |
|--|--|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>オ 廃油の油水分離施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 事故時における受入設備、油水分離施設及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。</p> <p>(イ) 施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>カ 廃酸又は廃アルカリの中和施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 施設が設置されている床又は地盤面は、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>(イ) 廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに中和槽には、攪(かく)拌(はん)装置及び水素イオン濃度測定装置が設けられていること。</p> <p>キ 廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設の技術上の基準は、破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要なフード又は集じん器、散水装置その他の設備が設けられていることとする。</p> <p>ク 処理に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれのある廃棄物の処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 原則として屋根等が設けられている場所に設置されていること。</p> <p>(イ) 床面は、コンクリート構造とし、亀裂の発生や破損を防止するために十分な厚さであること。なお、当該作業に重機を使用する場合には、必要に応じて床面の破損防止対策が講じられていること。</p> <p>(ウ) 液状物の地下浸透を防止できる構造であること。</p> <p>(エ) 液状物の回収装置を備えるとともに、作業床面に漏出した液状物は、滞留することなく排水処理設備に流入する構造であること。</p> <p>ケ アからクまでに掲げる施設に類似する施設の技術上の基準は、アからクまでに掲げる施設の技術上の基準の例によることとする。</p> <p>(3) 最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>ア 最終処分場に共通する技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 隣接地と必要な保安距離を保つこと。なお、最終処分場を設置することにより隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合は、雨水等が</p> |
|--|--|

|  |   |
|--|---|
|  | <p>廃棄物と接触しないうちに、速やかに排水できる設備が設けられていること。</p> <p>(イ) 切土の場合は、原則としてのり面勾(こう)配を別表第5のとおりとし、同一土質からなる場合は、直高5メートルごとに水平距離1メートル以上の小段が設けられ、かつ、直高20メートルごとに水平距離2メートル以上の小段が設けられていること。なお、遮水工を施工する場合は、勾(こう)配は原則として1:1.5以上であること。</p> <p>(ウ) 盛土の場合は、原則として、盛土勾(こう)配は1:2.0とし、直高5メートルごとに水平距離1メートル以上の小段が設けられ、かつ、直高20メートルごとに水平距離5メートル以上の小段が設けられていること。なお、土えん堤の堤頂幅は、3メートル以上とし、遮水工を施工する場合は、遮水の施工方法を考慮し勾(こう)配を決定すること。</p> <p>(エ) (イ)及び(ウ)の切土の直高又は盛土の直高を超える場合及び地盤、土質条件等が特異な場合は、円弧すべり面法等によるのり面の安定計算を行い、勾(こう)配を決定すること。また、小段は、土質の条件、湧水等を考慮して、その境界等に合わせて設けられていること。</p> <p>(オ) 埋立地以外の切土及び盛土の箇所は、必要に応じ、適正な工法によるのり面保護工を施工するほか、小段排水溝又は縦排水溝を設ける等のり面の安定が図られていること。なお、植生工を採用する場合は、成育に必要な衣土及び肥料を施すこと。</p> <p>(カ) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号。)第1条第2項第10号(同令第2条第2項第3号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及び同令第2条第2項第2号八に規定する周縁の地下水の水質検査を行うための監視用井戸が設けられていること。なお、監視用井戸は、検体採取のために十分な口径を有し、かつ、雨水等の流入を防止できる構造であるとともに、検査のために必要な水量が採取できるものであること。また、井戸の深さは、最初の不透水性地層までとし、当該不透水性地層の上部の地下水の採取が可能な構造であること。</p> <p>(キ) 最終処分場周辺の沈下等変位のおそれのない位置に、堅牢(ろう)な構造の基準高が2か所以上設けられていること。</p> <p>(ク) 最終処分場区域及び埋立区域には、原則と</p> |
|--|---|

|  |   |
|--|---|
|  | <p>して区域杭がすべての変化点に設けられていること。</p> <p>イ 遮断型最終処分場の技術上の基準は、埋め立てた産業廃棄物の飛散及び雨水等の流入防止のため、上屋が設けられていることとする。</p> <p>ウ 一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 鉛直遮水工は、グラウト工法、鋼矢板工法等により行われており、不透水性地層に1メートル以上貫入していること。</p> <p>(イ) 浸出液処理設備の処理能力は、廃棄物の保有水の浸出量と埋立地内の降水量の合計を処理できるものとし、降水量は、20年以上の最大月間平均降雨量の日換算値を基に算定すること。</p> <p>(ウ) 処理水を放流するための河川その他の放流先が確保されていること。</p> <p>(エ) 切土のり面等に湧水がある場合は、遮水シート下面に集排水設備を設けるとともに、湧水は、他の排水と分離して排水できる構造とすること。</p> <p>(オ) 発生するガスを排除するためのガス抜き設備は、埋め立てる廃棄物の性状等により必要に応じ設けることとし、管路式を原則とし、縦管は重機作業等によるずれ及び破損のおそれのない構造であること。なお、ガス抜き設備は、原則として埋立地内の保有水等集排水設備に接続し、ガスは、周辺的生活環境に支障のないよう大気中に放出すること。また、遮水シート下面にガスが発生する場合は、必ずガス抜き設備を設けること。</p> <p>エ 安定型最終処分場の技術上の基準は、浸透水採取設備の構造が、原則として、堅固で耐久力を有する材質による井戸構造であることとする。ただし、管渠(きょ)その他の設備により集水することを妨げない。なお、有孔管の周囲に蛇籠を設置する等埋め立てた廃棄物、覆土材等が混入せずに浸透水を採取でき、かつ、雨水等の流入を防止できる構造とすることとする。</p> |
|--|---|

【趣旨】

本条は廃棄物処理施設等の構造基準を定めるものである。

- 1 産業廃棄物処理業者が設置する廃棄物処理法の許可対象ではない処理施設についても、同法の構造基準と同等の基準を遵守するよう定めるとともに、全ての施設について、生活環境の保全上必要な基準を遵守するよう定めるものである。
- 2 処理施設の構造が基準に適合していない場合に知事が改善を命ずることができる規定を設け、構造基準の遵守の徹底に実効性を持たせたものである。

【用語の解説】

- 1 「周囲の生活環境を損なわない」  
騒音、振動について、環境基準を遵守することは勿論のこと、環境基準が設定されていない場合でも、周囲の土地利用実態等に応じて生活環境に十分に配慮した施設とするという意味である。
- 2 「生活環境上の支障が生じない」  
排水の水質について、環境基準を遵守することは勿論のこと、環境基準が設定されていない場合でも、放流先の水利用に支障を生じさせないように排水処理設備を設けるという意味である。
- 3 「規則で定める技術上の基準」  
廃棄物処理法に基づく構造に関する共通基準に加え、生活環境の保全上必要な基準を定めるものである。  
囲い等、全ての廃棄物処理施設等に共通する基準（規則第 21 条）  
廃棄物処理施設等の種類に応じた個別の基準（規則第 22 条）

【留意事項等】

- 1 条例第 29 条第 1 項第 7 号の「規則で定める技術上の基準」は、改善命令の基準となるものを規定したものである。
- 2 平成 19 年 10 月改正(平成 20 年 4 月 1 日施行)における廃棄物処理施設等の構造基準に係る主な改正点は次のとおりであること。
  - (1) 施設からの排水を公共用水域に放流する場合の排水施設の構造は、排水が施設内に溢れることがないように、原則として放流先まで管渠（きょ）構造としているが、そのおそれがない場合は、開渠構造とすることができることとしたこと。（規則第 21 条第 4 号関係）
  - (2) 施設には原則として洗車設備を設置することとしているが、車両に土砂、廃棄物、汚水等が附着するおそれがない場合は、当該設備の設置を不要としたこと。  
この場合に適用する事例としては、場内が全面舗装されている事業場で容器に入った廃棄物のみを取扱う場合等が考えられるが、当該規定の適用については個別の事例ごとに判断するものであること。（規則第 21 条第 8 号関係）
  - (3) その他の技術上の基準  
積替保管施設・中間処分施設の選別場所について規定したこと。（規則第 22 条第 1 号、第 2 号関係）  
管理型産業廃棄物（下記 に掲げる産業廃棄物を除く。）の選別場所について、次のとおり規定したこと。（第 1 号ウ関係）  
ア 当該場所には、「屋根」又は「その他の床面に雨水等がかからないようにするための設備」（仮設の設備を除く。以下「屋根等」という。）が設けられていること。  
ア）当該場所には屋根の設置を基本とし、これによらない場合として「その他の床面に雨水等がかからないようにするための設備」の設置について規定したところであるが、事前協議する設備が「その他の床面に雨水等がかからないようにするための設備」に該当するか否かについては、個別の事例により判断するものであること。  
イ）仮設の設備とは、原則として産業廃棄物処分業許可期間である 5 年程度の耐久性を有しない設備をいい、管理型産業廃棄物の選別場所には設置できないこと。  
イ アの施設において、「木くず（生活環境の保全上の支障がないものに限る。）と安定型産業廃棄物」を選別する場合であって、次のア）及びイ）のいずれにも該当する場合にあっては、アによらない設備でも差し支えないこと。（第 1 号ウ関係）  
なお、前記規定は、木くず以外の管理型産業廃棄物が含まれた混合廃棄物を屋根等以外の場所で選別を行った場合、飛散、流出等のおそれがあるととも、木くず

には腐敗等の性状を呈するものがあることから、限定した取扱いとしているものであること。

ア) 「屋根等の設置が著しく困難な場合」とは、消防法等他法令の規制により屋根等が設置できない等設置者の意思による設置が著しく困難な場合をいうものであること。

イ) 「規則第22条第1号ウ各号(次の(ア)から(エ)をいう。)を満たす次の設備。なお、(ア)から(エ)は改正前の規則第24条第1号エに規定していたものであること。

(ア) 選別場所の周囲に、積み上げる高さの上限に相当する高さまで囲いが設けられているなど十分な飛散防止措置がなされていること。

(イ) 選別場所の床面は、コンクリート舗装又はアスファルト舗装であること。

(ウ) 選別場所の外部からの雨水等の流入を防止できる開渠(きょ)その他の設備が設けられていること。

(エ) 選別場所からの排水を公共水域に放流する場合は、その水質を生活環境の保全上支障が生じないものとするため、沈殿槽その他の排水処理設備が設けられていること。

「選別に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれがある産業廃棄物(廃油、廃液(廃酸、廃アルカリ)及びその付着物。以下「液状の産業廃棄物等」という。)の選別場所について、次の事項を規定したこと。(第1号エ関係)

ア アによること。

イ 床面には、防液堤、溜めます等が設けられていること。

管理型産業廃棄物(液状の産業廃棄物等を除く。)の保管場所について、次の事項を規定したこと。(第1号オ関係)

ア アによること。

イ イのイ)(当該規定の「選別場所」を「保管場所」に読み替えること。)に該当する場合にあっては、アの規定によらない設備等でも差し支えないこと。

液状の産業廃棄物等の保管場所について、次の事項を規定したこと。(第1号カ関係)

ア の設備等を設置すること。

イ 次の場合のいずれにも該当する場合にあっては、アの規定によらない設備でも差し支えないこと。

ア) イのア)に該当すること。

イ) 設計計算及び維持管理計画により、雨水等による液状物の流出又は地下浸透を防止するために十分な処理能力を有することが明らか(ア)に掲げる設備の設置及びその他必要な措置を講じること。

(ア) 油水分離槽

(イ) その他必要な措置とは、施設の維持管理計画において、雨水等の排水に、取扱う産業廃棄物の種類によって想定される性状、成分等が流出等していないことを確認できるシステムを構築し、当該システムの適切な稼働状況について定期的に確認する措置が講じられている場合等をいい、個別の事例ごとに判断するものであること。



| 条 例  | 規 則  |
|--|--|
| <p>( 廃棄物処理施設等の維持管理 )</p> <p>第 30 条 廃棄物処理施設等の設置等を行った者は、次の基準に従い、当該廃棄物処理施設等の維持管理をしなければならない。</p> <p>( 1 ) 受け入れる廃棄物の種類及び量が当該廃棄物処理施設等の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。</p> <p>( 2 ) 廃棄物処理施設等への廃棄物の投入は、当該廃棄物処理施設等の処理能力を超えないように行うこと。</p> <p>( 3 ) 廃棄物が廃棄物処理施設等から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに当該廃棄物処理施設等の運転を停止し、流出した廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>( 4 ) 廃棄物処理施設等の正常な機能を維持するため、定期的に廃棄物処理施設等の点検及び、機能検査を行うこと。</p> <p>( 5 ) 廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>( 6 ) 蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持すること。</p> <p>( 7 ) 著しい騒音及び振動の発生により、<u>周囲の生活環境を損なわない</u>ように必要な措置を講ずること。</p> <p>( 8 ) 廃棄物処理施設等から排水を放流する場合は、その水質を、<u>生活環境の保全上の支障が生じないもの</u>とするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。</p> <p>( 9 ) 廃棄物処理施設等の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。</p> <p>( 10 ) その他生活環境の保全上必要なものとして、<u>規則で定める技術上の基準に適合していること</u>。</p> <p>2 知事は、廃棄物処理施設等の維持管理が、前項に定める基準に適合していないと認めるときは、当該廃棄物処理施設等の設置等を行った者に対して、期限を定めて、必要な改善を命ずることができる。</p> | <p>( 廃棄物処理施設等の維持管理基準 )</p> <p>第 23 条 条例第 30 条第 1 項第 10 号の規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。ただし、移動式施設については、第 1 号から第 7 号までの規定は適用しない。</p> <p>( 1 ) 施設設置事業場の周囲の囲い及び門扉は、みだりに人が立ち入るのを防止することができる設備とし、これらの設備が破損した場合は、直ちに補修すること。</p> <p>( 2 ) 施設設置事業場の出入口は、作業終了後及び作業員が不在のときは、閉鎖し、施錠すること。</p> <p>( 3 ) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他の必要な措置を講ずるほか、これらの設備が破損した場合は直ちに補修すること。</p> <p>( 4 ) 廃棄物処理施設等の煙突等から排出されるガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにするとともに、1 年に 1 回以上、定期的に排ガスに関する検査を行うこと。</p> <p>( 5 ) 洗車設備は、定期的に点検し、土砂等が堆積した場合は、速やかに除去し、良好な状態にしておくこと。</p> <p>( 6 ) 廃棄物処理施設等内に外部から雨水等が流入しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>( 7 ) 道路事情その他の事由により必要に応じて、交通整理員を配置する等必要な措置を講じ、搬入道路等の安全確保を図ること。</p> <p>( 8 ) 常に廃棄物処理施設等構内及びその周辺の清掃等を行い、美観の保持に努めること。</p> <p>( 9 ) 可燃性の廃棄物を取り扱う場合は、防災計画を策定し、適切な消火設備を設けるとともに、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>第 2 項～第 7 項：「事故防止等措置」の章参照<br/>第 8 項～第 11 項：「施設の運営状況説明」の章参照</p> <p>第 24 条 条例第 30 条第 1 項第 10 号の規則で定める技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。</p> <p>( 1 ) 積替保管施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>ア 積替保管施設及び選別施設の床面に亀裂や破損が生じた場合は、直ちに補修すること。</p> <p>イ 産業廃棄物の保管の高さの上限を、保管施設の内壁等に明示すること。</p> <p>ウ 受け入れた産業廃棄物について、産業廃棄物管理票ごとに保管の状況を明確にし、遅滞なく、</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>処分先等に運搬すること。ただし、当該積替保管施設において受け入れた産業廃棄物に混入し当該産業廃棄物から拾集された物（有償で譲渡できるものに限る。）を除く。</p> <p>エ 管理型産業廃棄物の保管及び選別は、屋根等が設けられている場所において行うこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 保管場所が第 22 条第 1 号オただし書に該当する場合</p> <p>(イ) 選別場所が第 22 条第 1 号ウただし書に該当する場合</p> <p>オ 液状等産業廃棄物の保管又は選別は、屋根等が設けられ、かつ、床面に防液堤、溜めます等が設けられた場所において行うこと。ただし、保管場所が第 22 条第 1 号カただし書に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 中間処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。なお、中間処理施設において保管又は選別を行う場合にあっては、この号に定めるもののほか、前号エの規定を準用する。</p> <p>ア 汚泥の脱水施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 脱水機の脱水機能低下を防止するため、定期的にろ布及び脱水機の洗浄を行うこと。</p> <p>(イ) 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>イ 汚泥の乾燥施設の技術上の基準は、汚泥の性状に応じ、最適な温度、乾燥時間、風量等を設定し、乾燥を行うこととする。</p> <p>ウ 汚泥の天日乾燥施設の技術上の基準は、定期的に天日乾燥床、開渠（きよ）、流入防止堤等を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかに補修その他の必要な措置を講ずることとする。</p> <p>エ 焼却施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させること等により炉温を速やかに上昇させること。</p> <p>(イ) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を、助燃装置を作動させること等により摂氏 800 度以上に保つこと。</p> <p>(ウ) 運転を停止する場合は、助燃装置を作動させること等により炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと。</p> |
|--|---|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>(エ) 処理後の燃え殻の熱しゃく減量が、10パーセント以下となるよう焼却すること。なお、燃え殻の熱しゃく減量は、1年に1回以上、定期的に測定すること。</p> <p>(オ) 廃油の焼却処理にあつては、施設が設置されている床又は地盤面、流出防止堤その他の設備について定期的に保守点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>オ 廃油の油水分離施設の技術上の基準は、廃油が地下に浸透しないよう、施設が設置されている床又は地盤面の亀裂等について定期的に保守点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずることとする。</p> <p>カ 廃酸又は廃アルカリの中和施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 中和槽内の水素イオン濃度を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調整し、混合を十分に行うこと。</p> <p>(イ) 水素イオン濃度計を定期的に洗浄し、及び校正すること。</p> <p>(ウ) 廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないよう、施設が設置されている床又は地盤面の亀裂等について定期的に保守点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>キ 廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 破碎により生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(イ) 容器類にあつては、あらかじめ内容物を除去してから破碎すること。</p> <p>ク 処理に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれのある廃棄物の処理施設の技術上の基準は、液状物の回収に努めるとともに、回収したものを適切に処分等することとする。</p> <p>ケ アからクに掲げる施設に類似する施設の技術上の基準は、アからクまでに掲げる施設の技術上の基準の例によることとする。</p> <p>(3) 最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>ア 最終処分場に共通する技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 最終処分場（安定型最終処分場を除く。）においては、別表第6に定める項目について、周縁の地下水の水質検査を1月に1回以上、定期的に実施すること。</p> |
|--|--|

|  |   |
|--|---|
|  | <p>(イ) 埋立処分は計画的に行うとともに、搬入された廃棄物について当日に締め固め、整地、覆土等の措置を講ずること。</p> <p>(ウ) のり面は、芝等を植栽し、施肥等の管理を行うほか、のり面に小段排水溝又は縦排水溝が設置されている場合は、適切に排水されるよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(エ) 基準高及び区域杭を定期的に点検し、常に見やすいようにしておくこと。</p> <p>(オ) 埋立ての進行状況を把握できる場所を定め、その場所から処分場を3月に1回以上、定期的に写真撮影し、埋立て終了後5年間保管すること。</p> <p>イ 遮断型最終処分場の技術上の基準は、埋立地に設けられた上屋を定期的に点検し、上屋の破損又は雨水等の流入のおそれがあると認められる場合には、速やかに補修その他の必要な措置を講ずることとする。</p> <p>ウ 一般廃棄物の最終処分場及び管理型最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 埋め立てる廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条第1項第3号ヲ本文に規定する場合に係るものを除く。)の性状に応じ、廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭が発散しないよう適切に中間覆土を行うこと。</p> <p>(イ) 中間覆土の施工が支障なく行うことができるよう、常に必要な土砂量を確保すること。</p> <p>エ 安定型最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 埋め立てる廃棄物の性状に応じ、廃棄物が飛散し、又は流出しないよう適切に中間覆土を行うこと。</p> <p>(イ) 展開検査は、強雨又は強風時を避けて実施するほか、展開検査結果は、検査の都度記録し、これを3年間保管すること。</p> <p>(ウ) 展開検査は、最終処分場内の埋立地以外の場所又は埋立地内部であって埋立処分及び覆土が終了している場所で行うこととし、廃棄物から液状物が地下に浸透しないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄物からの液状物の流出等に備え、回収マット、土のう等を備えておくとともに、検査により安定型廃棄物以外のものが認められた場合は、回収し、適正に処理すること。</p> |
|--|---|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>(工) 中間覆土の施工が支障なく行うことができるよう、常に必要な土砂量を確保すること。</p> <p>(最終処分場の残余容量の報告)</p> <p>第 25 条 最終処分場(廃棄物処理法第 8 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の許可を受けたものに限る。)の維持管理を行う者は、毎年 4 月 1 日現在の残余容量を把握し、廃棄物最終処分場残余容量報告書(様式第 20 号)により 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正副 2 部とし、当該書類は、所管広域振興局長等を経由して提出しなければならない。</p> |
|--|--|

**【趣旨】**

本条は、廃棄物の適正処理を確保するために、施設の能力に合った処理の実施、定期的な保守点検の実施、生活環境保全上の措置及び事故時の措置等廃棄物処理施設等の維持管理について基準を定めたものである。

- 1 産業廃棄物処理業者が設置する廃棄物処理法の許可対象ではない処理施設についても同法に基づく維持管理に関する共通基準と同等の基準を遵守するとともに、全ての施設について、生活環境の保全上必要な基準を遵守するよう定めるものである。
- 2 施設の維持管理が基準に適合していない場合に知事が改善を命ずることができる規定を設け、維持管理基準の遵守の徹底に実効性を持たせたものである。

**【用語の解説】**

1 「機能検査」

廃棄物の処理能力や公害防止設備の能力などの施設機能が低下していないことを定期的に確認する検査である。機能の低下が認められた場合は、部品交換等の措置を講ずる必要がある。

2 「周囲の生活環境を損なわない」

騒音、振動について環境基準を遵守することは勿論のこと、環境基準が設定されていない場合でも、周囲の土地利用実態等に応じ生活環境に十分に配慮して維持管理を行うという意味である。

3 「生活環境上の支障が生じない」

排水の水質について、環境基準を遵守することは勿論のこと、環境基準が設定されていない場合でも、放流先の水利用に支障を生じさせないように排水を行うという意味である。

4 「規則で定める技術上の基準」

廃棄物処理法に基づく維持管理に関する共通基準に加え、生活環境の保全上必要な基準を定めるものである。

全ての廃棄物処理施設等に共通する基準(規則第 23 条)

廃棄物処理施設等の種類に応じた個別の基準(規則第 24 条)

**【留意事項等】**

- 1 条例第 30 条第 1 項第 10 号の「規則で定める技術上の基準」は、改善命令の基準となるものを規定したものである。
- 2 規則第 25 条規定の最終処分場の残余容量の報告は次のとおり行うものとする。

| 書 類 名                     | 提 出 先                                  | 残余容量把握の基準日   | 提出期限          | 提出部数   |
|---------------------------|--|--------------|---------------|--------|
| 廃棄物最終処分場残余容量報告書(様式第 20 号) | 廃棄物最終処分場の設置場所の所管広域振興局長等(保健福祉環境部廃棄物担当課) | 毎年 4 月 1 日現在 | 毎年 6 月 30 日まで | 正副 2 部 |

### 3 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する個別基準（条例第30条第1項、規則第24条関係）

#### （1）積替保管施設

選別場所について規定したことに伴う所要の改正を行ったこと。

当該施設における受入れた産業廃棄物の取扱いについて、アのとおり明確にしたこと。

なお、当該規定はイに掲げる廃棄物処理法、同法施行令（政令）及び同法施行規則（省令）を踏まえたものであること。

##### ア 積替保管施設における産業廃棄物の取扱い規定

受入れた産業廃棄物について産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）ごとに保管状況を明確にし、遅滞なく処分先等に運搬すること。ただし、当該施設において拾集された物（有償で譲渡できるものに限る。）を除くものとする。

##### イ 法、政令及び省令の規定

ア） 排出事業者は排出した産業廃棄物の運搬を委託する場合、管理票を当該産業廃棄物の引渡しと同時に当該運搬受託者に対し交付し、当該産業廃棄物の処分が終了することを当該管理票ごとに確認しなければならない（法第12条の3関係）。

イ） 一方、運搬受託者が積替保管施設を有し、運搬受託廃棄物から有償で譲渡できるものを拾集した場合、その拾集量を記載しなければならない。（省令第8条の22関係）

ウ） また、産業廃棄物の保管に当たっては、当該産業廃棄物の保管数量の規定があるとともに、搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出しなければならない。（政令第6条第1号ホ、省令第1条の4関係）

#### （2）中間処理施設

選別場所について規定したことに伴う所要の改正を行ったこと。（中間処理に伴う選別又は保管について、積替保管に順じた取扱いを規定したこと。）

| 条 例   | 規 則  |
|---|--|
| <p>( 廃棄物処理施設等の維持管理 )</p> <p>第 30 条 ( 略 )</p> <p>3 一般廃棄物処理施設の設置者( 廃棄物処理法第 8 条第 1 項の許可を受けた者をいう。 )及び産業廃棄物処理施設の設置者( 廃棄物処理法第 15 条の 2 第 5 項の産業廃棄物処理施設の設置者をいう。第 5 項及び第 6 項において同じ。 ) ( 次項及び次条第 1 項において「施設設置者」と総称する。 ) は、規則で定めるところにより、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の運営に関し、これらの施設における事故の発生を防止するための措置並びに事故が発生した場合における生活環境の保全上の支障の発生及び拡大の防止のための措置その他の必要な措置( 次項及び次条第 1 項において「事故防止等措置」という。 ) を講じておかなければならない。</p> <p>4 知事は、施設設置者が、事故防止等措置を講じていないと認めるときは、当該施設設置者に対して、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> | <p>( 廃棄物処理施設等の維持管理基準 )</p> <p>第 23 条 ( 略 )</p> <p>2 条例第 30 条第 3 項の施設設置者 ( 以下この条において「施設設置者」という。 ) は、その設置に係る施設の構造、運転管理、維持管理等を勘案して発生の危険がある事故を想定し、同項に規定する事故防止等措置 ( 以下この条において「事故防止等措置」という。 ) を講じなければならない。</p> <p>3 施設設置者は、前項の規定により事故防止等措置を講ずる場合においては、同項の規定に基づき想定した事故の種類に応じ、次に掲げる事項をその内容としなければならない。</p> <p>( 1 ) 事故が発生した場合の対応に係る責任体制、緊急連絡体制等事故が発生した場合において講じる措置の内容等を記載した手引書等の作成</p> <p>( 2 ) 事故の発生を未然に防止するための措置</p> <p>( 3 ) 事故が発生した場合における生活環境の保全上の支障の発生及び拡大の防止のために必要な対応及び措置</p> <p>( 4 ) その他知事が必要と認める事項</p> <p>4 施設設置者は、事故防止等措置を講じ、又は変更したときは、事故防止等措置 ( 変更 ) 報告書 ( 様式第 18 号 ) により、当該事故防止等措置を講じ、又は変更した日から 30 日以内に知事に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により知事に提出する書類の提出部数は、1 部とし、当該書類は、所管広域振興局長等 ( 県外に駐機場所がある移動式施設に係る場合にあっては、知事 ) に提出しなければならない。</p> |

【趣旨】

本条第 3 項、第 4 項及び第 7 項は、平成 19 年 10 月改正条例により新規に規定された内容である。( 施行は平成 20 年 4 月 1 日、規定が必要となった背景については、次ページのとおり。 )

当該条項では、廃棄物処理施設等のうち、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置者が、当該施設に係る施設の構造、運転管理、維持管理等を勘案して発生の危険がある事故を想定し、同項に規定する事故防止等措置を講じることを義務付けたものである。

事故防止等措置を講じる内容は、規則本条第 3 項のとおりである。

また、施設設置者に対し、事故防止等措置を講じ、又は変更したときは、報告書の提出を義務付けたものである。( 報告書の提出方法等の概要は下表のとおり。 )

| 書 類 名                           | 提 出 先   | 提出期限                         | 提出部数 |
|---------------------------------|---|------------------------------|------|
| 事故防止等措置 ( 変更 ) 報告書 ( 様式第 18 号 ) | 廃棄物処理施設等の設置等の場所の所管広域振興局長等 ( 保健福祉環境部廃棄物担当課 )<br>( 県外に駐機場所がある移動式施設の場合 )<br>県庁資源循環推進課 ( 資源循環担当 ) | 当該措置を講じた ( 変更した ) 日から 30 日以内 | 1 部  |

**【事故防止等措置について規定するに至った背景】**

廃棄物処理施設における火災の発生、水質事故、焼却施設における排ガス中のダイオキシン濃度超過の事故等により、廃棄物処理施設に対する住民の不信感、不安感が高まり、反対運動や紛争が起こるなど設置が困難な事例がある。

一方、こうした状況の下、廃棄物の処理施設の立地が進まないことにより、県内での廃棄物の適正処理が確保できなくなり、県内の産業活動に支障が生じることも予想される。

このようなことから、住民不安を解消し、廃棄物処理施設の円滑な設置に資するため、対象施設の設置者は、あらかじめ当該施設に係る事故防止等の措置を講じておかなければならないこととしたものである。

なお、廃棄物処理施設における事故防止対策については、平成 18 年 12 月に環境省から「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」が示され、事故防止対策の導入が求められているところである。

また、対象施設の設置者が事故防止等の措置を講じない場合には、当該施設設置者に対して、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとし、勧告に従わない場合には、条例第 30 条第 7 項で準用する第 27 条で当該者の氏名等を公表することができることとした。

**【用語の説明】**

- 1 「廃棄物処理法第 15 条の 2 第 5 項の産業廃棄物処理施設の設置者」とは、次に掲げる者をいう。

法第 15 条第 1 項の許可を受けた者（政令第 7 条で定める施設の設置者）



| 条 例  | 規 則   |
|--|---|
| <p>( 廃棄物処理施設等の維持管理 )</p> <p>第 30 条 ( 略 )</p> <p>5 <u>産業廃棄物処理施設の設置者 ( 規則で定める者に限る。次項において同じ。 ) は、当該産業廃棄物処理施設の、<sup>2</sup>周辺の居住者その他規則で定める者 ( 次条第 1 項において「周辺居住者等」という。 ) に対し、1 年に 1 回以上、当該産業廃棄物処理施設の運営の状況について、<sup>3</sup>当該産業廃棄物処理施設の運営に関する事項で規則で定めるものを記載した書面その他の資料によって、<sup>4</sup>説明会の開催その他の規則で定める方法により説明を行わなければならない。</u></p> <p>6 知事は、前項の説明が行われていないと認めるとき又は同項の説明が虚偽の資料を用いる等適切に行われていないと認めるときは、当該産業廃棄物処理施設の設置者に対して、期限を定めて、同項の説明を適切に行うべきことを勧告することができる。</p> <p>7 第 27 条第 3 項及び第 4 項の規定は、第 4 項及び前項の勧告について準用する。</p> | <p>( 廃棄物処理施設等の維持管理基準 )</p> <p>第 23 条 ( 略 )</p> <p>6 条例第 30 条第 5 項の規則で定める設置者は、<sup>1</sup>政令第 7 条の 2 に規定する産業廃棄物処理施設の設置者とする。</p> <p>7 条例第 30 条第 5 項の規則で定める周辺居住者等は、<sup>2</sup>第 16 条第 7 項に規定する者とする。</p> <p>8 条例第 30 条第 5 項の、<u>産業廃棄物処理施設の運営に関する事項で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</u></p> <p>( 1 ) 産業廃棄物処理施設における次に掲げる事項</p> <p>ア 事業内容 ( 説明を行う日から 1 年以内に事業の変更を予定している場合は、その変更の計画を含む。 ) の概要</p> <p>イ 処理する廃棄物等の種類</p> <p>ウ 事業の用に供する施設の種類</p> <p>エ 設置場所及び設置年月日</p> <p>オ 処理能力、構造及び設備の概要</p> <p>カ 維持管理計画</p> <p>( 2 ) 直近の 1 年間における廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 ( 昭和 46 年厚生省令第 35 号 ) 第 12 条の 7 の 3 各号に定める事項</p> <p>( 3 ) その他知事が必要と認める事項</p> <p>9 条例第 30 条第 5 項の規則で定める方法は、<sup>4</sup>第 16 条第 9 項に規定する方法とする。</p> <p>10 施設設置者は、条例第 30 条第 5 項の規定による説明を行った場合は、施設運営状況説明報告書 ( 様式第 19 号 ) により、当該説明を行った日から 30 日以内に知事に報告しなければならない。</p> <p>11 前項の規定により知事に提出する書類の提出部数は、1 部とし、当該書類は、所管広域振興局長等に提出しなければならない。</p> <p>( 公表 )</p> <p>第 18 条 条例第 27 条第 3 項 ( 条例第 30 条第 7 項において準用する場合を含む。 ) の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>( 1 ) 勧告に従わない者の氏名 ( 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 )</p> <p>( 2 ) 勧告に従わない者の住所 ( 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 )</p> <p>( 3 ) 勧告の内容</p> |

【趣旨】

本条第 5 項から第 7 項は、平成 19 年 10 月改正条例により新規に規定された内容である。( 施行は平成 20 年 4 月 1 日、規定が必要となった背景については、次ページのとおり。 )

当該条項では、廃棄物処理施設等のうち、下記【用語説明1】に掲げる施設の設置者が、周辺居住者等に対して、同項に規定する施設の運営状況説明（環境報告）を実施することを義務付けたものである。

環境報告を行う内容は、規則本条第8項（下記【用語説明3】）のとおりである。

また、周辺居住者等に対して、環境報告を実施した内容について、報告書の提出を義務付けたものである。（報告書の提出方法等の概要は下表のとおり。）

| 書類名                 | 提出先   | 提出期限             | 提出部数 |
|---------------------|---|------------------|------|
| 施設運営状況説明報告書（様式第19号） | 廃棄物処理施設等の設置等の場所の所管広域<br>振興局長等（保健福祉環境部廃棄物担当課）<br>（県外に駐機場所がある移動式施設の場合）<br>県庁資源循環推進課（資源循環担当） | 当該説明を行った日から30日以内 | 1部   |

【環境報告について規定するに至った背景】

廃棄物処理施設における火災の発生、水質事故、焼却施設における排ガス中のダイオキシン濃度超過の事故等により、廃棄物処理施設に対する住民の不信感、不安感が高まり、反対運動や紛争が起るなど設置が困難な事例がある。

一方、こうした状況の下、廃棄物の処理施設の立地が進まないことにより、県内での廃棄物の適正処理が確保できなくなり、県内の産業活動に支障が生じることも予想される。

また、廃棄物処理法施行規則第12条の7の2及び第12条の7の3（第15条の2の3で準用する第8条の4）では、産業廃棄物処理施設の設置者が、必要な維持管理事項を記録し、当該維持管理に関し「生活環境保全上、利害関係を有する者」の求めに応じ、当該記録を閲覧させなければならない義務が制度化されているが、必ずしも前記の者による閲覧が行われている実態にない。

このようなことから、住民不安を解消し、廃棄物処理施設の円滑な設置に資するため、対象施設の設置者は、施設の基本事項、あらかじめ記録した維持管理記録事項等について、1年に1回以上、周辺居住者等に対して説明しなければならないこととしたものである。

また、対象施設の設置者が当該説明を行わない場合には、当該施設設置者に対して、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとし、勧告に従わない場合には、条例第30条第7項で準用する第27条で当該者の氏名等を公表することができることとした。

条例第27条に基づく勧告及び公表の詳細については、当該条項を参照のこと。

【用語の説明】

1 施設運営状況説明の実施者（規則第23条第6項関係）

施設運営状況説明を実施しなければならない者は、廃棄物処理法施行令第7条の2に掲げる施設の設置者です。

|   |
|---|
| 廃棄物処理法施行令第7条の2に掲げる施設（設置許可対象施設）<br>汚泥の <b>焼却施設</b><br>廃油の <b>焼却施設</b><br>廃プラスチック類の <b>焼却施設</b><br>廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設<br>廃ポリ塩化ビフェニル等の <b>焼却施設</b><br>廃ポリ塩化ビフェニル等の分解施設<br>ポリ塩化ビフェニル汚染物等の洗浄施設又は分離施設<br>産業廃棄物の <b>焼却施設</b> （ 、 、 を除く）<br>産業廃棄物の <b>最終処分場</b> （遮断型・安定型・管理型） |
|---|

## 2 周辺居住者等（規則第 23 条第 7 項関係）

施設運営状況説明の対象者（周辺居住者等）は次のとおりです。なお、廃棄物処理施設等設置等事前協議において実施する事前説明の対象者と同様ですので、「廃棄物処理施設等設置等事前協議の手引き」についても参考としてください。

### 周辺居住者等

廃棄物処理施設等を設置する事業場(以下「施設設置事業場」という。)の周辺地域の居住者  
(中間処理施設にあっては事業場の用地から 300m、最終処分場にあっては事業場の用地から 500m の範囲。ただし焼却施設にあっては最大濃度出現距離を考慮のこと。)

施設設置事業場に隣接する土地の所有者

施設設置事業場への廃棄物の搬入に用いる道路であって、新たに取り付けるもの又は既設のもの(廃棄物の搬入により交通に支障が生ずるおそれがあるものに限る。以下「搬入道路」という。)に隣接する区域の居住者

施設設置事業場からの放流水の放流先水路等の管理者及び利水権者

## 3 施設の運営に関する事項（規則第 23 条第 8 項関係）

施設の運営状況の説明事項を次のとおり規定しています。

### 施設の運営に関する事項

産業廃棄物処理施設における次に掲げる事項

ア 事業内容（説明を行う日から 1 年以内に事業の変更を予定している場合は、その変更の計画を含む。）の概要

イ 処理する廃棄物等の種類

ウ 事業の用に供する施設の種類

エ 設置場所及び設置年月日

オ 処理能力、構造及び設備の概要

カ 維持管理計画

直近の 1 年間における廃棄物処理法施行規則第 12 条の 7 の 3 の規定による記録

… 1

1 については、以前から廃棄物処理法の規定により、廃棄物処理施設に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ閲覧させなければならないこととされており【次ページ参照】

## 4 施設運営状況説明の実施方法（条例第 30 条第 5 項、規則第 23 条第 9 項関係）

廃棄物処理施設等設置等事前協議において実施する事前説明の実施方法と同じく、次のいずれかの方法で行う必要があります。なお、施設の運営に関する事項を記載した書面その他の資料を用いる必要がありますので留意してください。

### 施設運営状況説明の実施方法

説明会を開催し、説明を行なう方法

関係住民等に対し個別に説明を行なう方法（自治会長、町内会長等地域の代表者を通じて間接的に説明を行なう方法を含む。）… 2

2 について、「関係住民等に対し個別に説明を行なう方法」には、放流先水路の管理者及び利水者に対する説明の場合は耕作者、漁業者等による団体の代表者を通じて間接的に説明を行なう方法も含まれます。

## 1 【記録する事項（法施行規則第12条の7の3関係）】

焼却施設・安定型最終処分場・管理型最終処分場について記載

### 1 焼却施設

イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 燃焼室中の燃焼ガスの温度・集じん器に流入する燃焼ガスの温度・煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度・ばいじん又は焼却灰を焼成する場合にあっては焼成炉中の温度に係る測定に関する次に掲げる事項

- (1) 当該測定を行った位置
- (2) 当該測定の結果の得られた年月日
- (3) 当該測定の結果

ハ ばいじんの除去を行った年月日

ニ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度・ばい煙量又はばい煙濃度（硫酸化合物、ばいじん、塩化水素及び窒素化合物に係るものに限る。）に係る測定に関する次に掲げる事項

- (1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
- (2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
- (3) 当該測定の結果の得られた年月日
- (4) 当該測定の結果

### 2 安定型最終処分場

イ 埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 擁壁、えん堤その他の設備（擁壁等）の定期的な点検に関する次に掲げる事項

- (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
- (2) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

ハ 残余の埋立容量について一年に一回以上測定を行った年月日及びその結果

ニ 産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について行った目視による検査に関する次に掲げる事項

- (1) 当該検査の各月ごとの実施回数
- (2) 当該検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日

ホ 地下水の水質検査及び浸透水の水質検査に関する次に掲げる事項

- (1) 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所
- (2) 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日
- (3) 当該水質検査の結果の得られた年月日
- (4) 当該水質検査の結果

ヘ 地下水の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置に関する次に掲げる事項

- (1) 当該措置を講じた年月日
- (2) 当該措置の内容

### 3 管理型最終処分場

イ 埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 擁壁、えん堤その他の設備（擁壁等）の定期的な点検に関する次に掲げる事項

- (1) 当該点検を行った年月日及びその結果

- (2) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

八 遮水工の定期的な点検に関する次に掲げる事項

- (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
- (2) 当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

二 地下水等及び放流水の水質検査に関する次に掲げる事項

- (1) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所
- (2) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日
- (3) 当該水質検査の結果の得られた年月日
- (4) 当該水質検査の結果

ホ 地下水等の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置に関する次に掲げる事項

- (1) 当該措置を講じた年月日
- (2) 当該措置の内容

へ 調整池の定期的な点検に関する次に掲げる事項

- (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
- (2) 当該点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

ト 浸出液処理設備の機能の状態の定期的な点検に関する次に掲げる事項

- (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
- (2) 当該点検の結果、浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

チ 残余の埋立容量について一年に一回以上測定を行った年月日及びその結果

第9章 雑則

| 条   | 例 | 規 | 則 |
|---|---|---|---|
| <p>(立入検査等)</p> <p>第31条 知事は、「この条例の施行に必要な限度において、事業者若しくは廃棄物等の処理（保管等を除く。以下同じ。）を行う者に対し、再生資源を利用した製品の製造、廃棄物等の処理若しくは廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求め、又はその職員に、事務所、事業場若しくは廃棄物処理施設等のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他の必要な物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物等を無償で収去させることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> |   |   |   |

【趣旨】

本条は、この条例の施行に必要な限度において、報告徴収、立入検査等を行うことができるものとするものである。当該権限は、地方振興局長に委任されている。

【用語の解説】

1 「この条例の施行に必要な限度において」

報告徴収等は事業者等の権利義務に影響を及ぼすことから、この条例を適正に施行する必要な限度内に限定するものである。なお、廃棄物処理法の報告徴収等とともに、それぞれの根拠法令の施行の範囲内に限定されていることから、理論上の役割分担は明確であるが、実際には両者に跨る場合が想定される。その場合には双方が補完しあいながら、一体的に行うこととなる。

| 条  | 例 | 規 | 則 |
|--|---|---|---|
| <p>(指導及び助言)</p> <p>第32条 知事は、市町村等、事業者及び県民に対し、この条例の目的を達成するために必要な指導及び助言をすることができる。</p> |   |   |   |

【趣旨】

循環型地域社会の形成に向け、各主体に対し目的達成に向け、県は必要な指導及び助言を行うこととしたものである。

| 条  | 例 | 規 | 則 |
|--|---|---|---|
| <p>(補則)</p> <p>第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。</p> |   |   |   |

## 第10章 罰則

| 条 例  | 規 則 |
|--|-----|
| <p>(罰則)<br/>第34条 第20条第7項、第20条の3第1項又は第23条第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(過料)<br/>第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>15万円</u>以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第11条第2項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第20条第2項若しくは第6項又は第31条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(3) 第20条第2項又は第31条第1項の規定に基づく立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>(4) 第20条第5項若しくは第7項、第21条第6項、第23条第3項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく知事の命令に違反した者</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。</p> |     |

| 取 扱 要 領  |
|--|
| <p>(過料)</p> <p>第19 地方振興局長は、条例第35条の各号に掲げる者について過料処分とすることが相当であると認めるときは過料上申書(様式第16号)により、知事に上申するものとする。</p> <p>2 条例第35条の規定に基づく過料処分は、過料処分通知書(様式第17号)により行うものとする。</p> |

### 【趣旨】

1 条例違反に対する罰則は次のとおりである。

| 項   | 目             | 条 項          | 内 容              | 罰 則      | 罰 則 条 項 |
|-----|---------------|--------------|------------------|----------|---------|
| 第3章 | 認定製品の表示       | 第11条第2項      | 認定製品の表示の不正使用     | 5万円以下の過料 | 第34条第1号 |
| 第6章 | 廃棄物等の適正保管等    | 第20条第2項又は第6項 | 報告違反、虚偽報告        |          | 第34条第2号 |
|     |               | 第20条第2項      | 立入検査等の拒み、妨げ、又は忌避 |          | 第34条第3号 |
|     |               | 第20条第5項      | 調査命令違反           |          | 第34条第4号 |
|     |               | 第20条第7項      | 措置命令違反           |          | 第34条第4号 |
|     | 建設資材廃棄物の適正処理  | 第21条第6項      | 措置命令違反           |          | 第34条第4号 |
| 第7章 | 不適正処理関与者の責任徹底 | 第23条第3項      | 措置命令違反           |          | 第34条第4号 |

|                             |                 |         |               |          |         |
|-----------------------------|-----------------|---------|---------------|----------|---------|
| 第8章                         | 適正な廃棄物処理施設等の設置等 | 第29条第2項 | 改善命令違反        |          | 第34条第4号 |
|                             |                 | 第30条第2項 |               |          | 第34条第4号 |
| 第9章                         | 報告              | 第31条第1項 | 報告違反、虚偽報告     |          | 第34条第2号 |
|                             | 調査等             |         | 拒み、妨げ、又は忌避    |          | 第34条第3号 |
| 【参考】<br>県外搬入<br>事前協議<br>等条例 | 報告及び調査          | 第6条第1項  | 偽り、拒み、妨げ、又は忌避 | 5万円以下の過料 | 第8条     |

2 命令違反についての罰則として、次の理由から、行政刑罰ではなく、行政罰である過料制度を採用したものである。

罰金は行政刑罰であり、制裁的な意味が強いほか、刑事訴訟手続が必要となるのに対し、過料は威嚇的效果によって間接的に履行を促す執行罰であり履行確保の手段として適当である上、県の判断で決することができ迅速な対応が可能となること。

罰金刑については、違反行為による経済的利益の大きさの故に威嚇等の効果が薄いとされており、とりわけ産業廃棄物分野では一層威嚇効果は望めないこと。むしろ、行政刑罰と異なり二重処罰の禁止を受けず、命令に期限を付するなどしながら、同一事実に対し目的を達するまで繰り返し過料を科することの方が心理的な強制効果があるものと思われること。

#### 【用語の解説】

##### 1 「5万円以下の過料」

地方自治法第14条による過料の上限が5万円であること。



## 過料とは

一般に、刑罰としての性質をもたない金銭罰のことを総称して「過料」といい、具体的には、法令に違反する行為に対する制裁として科される「秩序罰」、公務員などのような公法上の特別の内部関係における規律維持のために懲戒として科される「懲戒罰」、行政上の義務の履行を強制する手段として科される「執行罰」の3種類がある。

これらのうち、地方公共団体の条例・規則によって規定される過料（地方自治法第14条第3項、第15条第2項、第228条第2項・第3項参照）は、の「秩序罰」の一つである「行政上の秩序罰」に当たる。

この「行政上の秩序罰としての過料」は、行政上の義務違反行為に対して科される制裁であるという点において、いわゆる「行政刑罰」（行政上の義務違反に対して刑罰が科される場合）と共通の性質をもっているが、両者には次のような相違点がある。

第一に、「行政上の秩序罰としての過料」は、刑罰の一種である「行政刑罰」と比較してやや反社会性の低いものについて科せられる。

第二に、行政刑罰には、法令に特別の規定がある場合を除いて、一般の刑罰と同様に刑法の総則部分（刑法総則）の諸規定が適用されるが（刑法第8条参照）、「行政上の秩序罰としての過料」には刑法総則の適用はない。

第三に、行政刑罰の科刑手続には刑事訴訟法が適用され、刑事裁判手続を経る必要があるのに対して、「行政上の秩序罰としての過料」には同法は適用されない。そして後者に関しては、一般的には「非訟事件手続法」に従って手続が進められることになるが、自治体の条例・規則中で規定される過料の場合には、普通地方公共団体の長が科す行政処分によりその納付を命ずることとされ、あらかじめ過料を科す旨の告知をなさなければならないなどの一定の手続が必要とされてる（地方自治法第255条の3参照）。

## 環境関連条例における過料規定の例示と運用

### 1 過料規定の例示

過料規定を設けている環境関連条例には、たとえば次の条例が挙げられる。

岡山県快適な環境の確保に関する条例（H13.12.21 条例 74号）

本条例は、快適な環境の確保を促進するために、落書きに対する措置、空き缶等の投棄に対する措置、自動車等の放置に対する措置、光害の防止に関する措置を定めている。

このうち、光害防止措置として、屋外照明による光害防止、公共の場所の管理者の義務の規定を設けるとともに、屋外でのサーチライト等の投光器を特定対象物を照射する目的以外で使用することを禁止している（第22条）。この規定に違反した者へは、知事は使用停止命令をすることができ（第23条）、違反者を5万円以下の過料に処するとしている（第29条）。

安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例（H14.6.25 条例 53 号）

本条例は、安全で快適な生活環境の整備のために、各主体の責務等を定めるとともに、路上禁煙地区、環境美化・浄化推進モデル地区、違法駐車防止重点地区を指定し、集中的・継続的な取組みを行なうものである。

なかでも路上禁煙地区での規制は全国的にも大きな反響を呼んだ。この地区では、道路上での喫煙行為と吸い殻を捨てる行為を禁止し（第 21 条）違反者には 2 万円以下（当面は 2,000 円）の過料を処するとしている（第 24 条）。なお、公共の場所でみだりに吸い殻、空き缶等その他の廃棄物を捨て、落書きをし、又は置き看板等を放置する行為についても（第 9 条）この過料規定が適用される。

千代田区のように、いわゆるポイ捨て禁止条例や環境美化条例には同様の過料規定がある条例が散見される（北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例〔H15.3.14 条例 34 号〕等）。このほか、営利目的での蛍・カワニナの捕獲をした者への過料規定を設けた下関市ほたる保護条例（H13.12.25 条例 44 号）等が挙げられる。

## 2 過料規定の運用

以上の通り、過料規定を設ける環境関連条例はいくつもあるものの、アクティブに過料を課している例は少ないようであり、わずかに千代田区的生活環境条例が過料規定を積極的に活用している程度である。千代田区では、平成 14 年 11 月より路上喫煙の過料適用を開始し、平成 15 年 10 月までに過料処分件数は 5,447 件（うち現金での徴収 3,960 件）となっている。

附則

| 条 例  | 規 則   |
|--|---|
| <p>附 則<br/>( 施行期日 )</p> <p>1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。<br/>( 再生資源利用認定製品の認定に関する経過措置 )</p> <p>2 岩手県再生資源利用認定製品認定制度実施要綱<br/>( 平成 14 年岩手県告示第 911 号の 2 ) 第 3 第 1 項<br/>の規定に基づきされた認定は、第 10 条第 1 項の規<br/>定に基づきされた認定とみなす。<br/>( 対象建設工事に関する経過措置 )</p> <p>3 第 21 条及び第 31 条の規定は、この条例の施行<br/>前に締結された請負契約に係る対象建設工事又は<br/>この条例の施行の際既に着手している対象建設工<br/>事については、適用しない。<br/>( 廃棄物処理施設等に関する経過措置 )</p> <p>4 この条例の施行の際現に設置されている廃棄物<br/>処理施設等 ( 変更に係る部分を除く。以下同じ。 )<br/>については、第 24 条から第 29 条までの規定は、<br/>適用しない。</p> <p>5 この条例の施行前に廃棄物処理に関する指導要<br/>綱 ( 平成 2 年 5 月 29 日公告 ) 第 7 第 1 項による協<br/>議に係る廃棄物処理施設等で当該協議が調ったも<br/>のについては、第 24 条から第 29 条までの規定は、<br/>適用しない。</p> <p>6 この条例の施行の際現に行われている廃棄物処<br/>理に関する指導要綱第 7 第 1 項の協議は、第 24 条<br/>第 1 項の協議とみなす。<br/>( 検討 )</p> <p>7 知事は、この条例の施行後 5 年を目途として、こ<br/>の条例の施行の状況について検討を加え、その結果<br/>に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>附 則 ( 平成 15 年 10 月 9 日条例第 65 号 )<br/>この条例は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 ( 平成 16 年 7 月 12 日条例第 44 号 )</p> <p>1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。<br/>ただし、第 24 条及び第 27 条の改正規定は、公布<br/>の日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行前にこの条例による改正前の第<br/>24 条第 1 項又は第 2 項の規定による協議が調った<br/>廃棄物処理施設等 ( この条例による改正後の第 2 条<br/>第 8 号に規定する自動車リサイクル施設に限る。以<br/>下同じ。 ) の設置、譲受け若しくは借受け又は変更<br/>については、この条例による改正後の第 24 条から<br/>第 28 条までの規定は、適用しない。</p> <p>3 この条例の施行の際現に行われている廃棄物処<br/>理施設等に係るこの条例による改正前の第 24 条第<br/>1 項又は第 2 項の規定による協議は、この条例によ</p> | <p>附 則<br/>この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 ( 平成 15 年 11 月 28 日規則第 112 号抄 )</p> <p>1 この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行す<br/>る。</p> <p>附 則 ( 平成 16 年 7 月 12 日規則第 73 号 )</p> <p>1 この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行す<br/>る。ただし、第 16 条の改正規定 ( 自動車リサ<br/>イクル施設 ( 条例第 2 条第 8 号に規定する自動<br/>車リサイクル施設をいう。以下同じ。 ) に係る<br/>部分を除く。 ) 第 19 条の改正規定、第 21 条の<br/>改正規定 ( 同条第 9 号中 「 ( 廃自動車の解体施<br/>設にあつては、必要に応じて設置すること。 ) 」<br/>を削る部分を除く。 ) 第 22 条第 1 号ア及び第<br/>23 条の改正規定、別表第 3 の改正規定 ( 自動車<br/>リサイクル施設に係る部分を除く。 ) 並びに様<br/>式第 9 号、様式第 12 号、様式第 13 号及び様式<br/>第 14 号の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の循環型地域社会の<br/>形成に関する条例施行規則に定める様式は、こ</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>る改正後の第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定による協議とみなす。</p> <p>附 則（平成 17 年 7 月 11 日条例第 52 号抄）<br/>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> | <p>の規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 17 年 3 月 4 日規則第 4 号）<br/>この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 29 号）<br/>この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 40 号）</p> <p>1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の循環型地域社会の形成に関する条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。</p> |
|---|--|

| 取 扱 要 領 |                              |
|---------|------------------------------|
| 附 則     | この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。 |

**【趣旨】**

- 1 平成 15 年 4 月 1 日からの施行とした。なお、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例も同日に施行したが、環境保全協力金の部分及び岩手県産業廃棄物税条例は直接に経済的負担をかけることから一層の周知が必要であったこと、税条例については総務大臣同意が必要であり、相当期間を要すること等により、平成 16 年 1 月 1 日からの施行とした。
  - 2 次により経過措置を設けたものである。
    - 再生資源利用認定製品認定制度については条例施行前に要綱で導入していたことから、認定の効力に差が生じないように要綱による認定を条例施行日以降は条例による認定とみなす。（第 2 項）
    - 建設資材廃棄物に関する規制については、遡及適用の回避と建設リサイクル法との均衡から、条例施行前に請負契約を締結した工事及び施行時に既に着手している工事については本条例を適用しない。（第 3 項）
    - 廃棄物処理施設等については、遡及適用の回避のため既設施設及び指導要綱による事前協議が終了した施設については、維持管理基準を除いて施設設置等に関する規定は適用せず、同時に条例施行前の駆け込みによる「条例逃れ」を回避するため、指導要綱による協議が進められているものは、条例による協議とみなすこととしたものである。
- ア 現に設置している廃棄物処理施設等に条例適合性を求めることで、大規模な改修、立て替え、撤去を強いることや運転が事実上不可能となることは、規制の遡及適用になる上、設置者の事業活動等に与える影響が大きいものと懸念されることから、条例の規定を適用しないこととしたこと。（第 4 項）
- イ 事前協議が調い、条例施行時点で、設置工事中のもの又は着手予定のものについても、条例

を適用するとすると、事前協議の「やり直し」が必要になり不合理が生じること、当条例の廃棄物処理施設等に関する手続や技術基準は従来の要綱の内容とほぼ同一であり、同要綱による手続を経たものは信頼できること等から、かかる場合も条例の規定を適用しないこととしたこと。(第5項)

ウ 要綱による協議と条例による協議の並存は可能な限り避け、根拠が明確な条例による手続を原則とすべきであること、イと同様に当条例の廃棄物処理施設等に関する手続や技術基準は現要綱の内容とほぼ同一であること、駆け込み「事前協議」の抑止にもつながること等から、事前協議途中の事案は条例による事前協議ともみなし、一連の流れで続行すること。(第6項)

3 全国的にも類例のない制度も幾つか含まれていることから、今後、制度の定着状況、実効性などを検証し、必要に応じて見直しを図る必要があることから、5年を目途とした検討を行うこととしたものである。(第7項)

#### 【用語の解説】

##### 1 「みなす」

再生資源利用認定製品認定制度については、平成14年11月6日から岩手県再生資源利用認定製品認定制度実施要綱(平成14年岩手県告示第911の2)により実施しており、条例制度の先行実施であるため、要綱による認定と条例による認定により「効力」が異なることは望ましくないことから、要綱により認定した再生資源利用認定製品を、施行日である平成15年4月1日以降は条例により認定されたものとみなすこととしたものである。

なお、「みなす」ことから、「要綱認定」の申請者は「条例認定」となるにあたり、何らの申請も要しない(廃棄物処理施設等の事前協議の「承継」についても同様)。



**循環型地域社会の形成に関する**

**条例施行規則別表**





別表第1（第4条関係）

岩手県再生資源利用認定製品品質基準

|                      |   |
|----------------------|---|
| <p>品質及び安全性に関する基準</p> | <p>1 次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>(1) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格</p> <p>(2) 財団法人日本環境協会が定めるエコマーク商品認定基準</p> <p>(3) 建築工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に定める規格等</p> <p>(4) 岩手県土木工事共通仕様書に定める規格等</p> <p>(5) その他認定製品の規格等として知事が適当と認めるもの</p> <p>2 1の(3)から(5)までの規格等に適合する製品にあっては、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 廃棄物処理法第2条第3項の特別管理一般廃棄物又は同条第5項の特別管理産業廃棄物を原材料としていないこと。</p> <p>(2) 土壌に溶出する可能性のあるものについては、溶出試験結果が環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の土壌の汚染に係る環境基準に適合していること。</p> <p>(3) その他当該製品について適用される関係法令等を遵守していること。</p> |
| <p>再生資源の配合率</p>      | <p>1 エコマーク商品認定基準に定めのある製品については、エコマーク商品認定基準で定める配合率の基準をおおむね満たしていること（エコマーク商品認定基準で定める配合率の基準が岩手県グリーン購入基本方針（平成14年3月26日岩手県環境生活部制定）で定める配合率の基準を下回る場合を除く。）。</p> <p>2 エコマーク商品認定基準に定めのない製品であって岩手県グリーン購入基本方針に定めのある製品及びエコマーク商品認定基準で定める配合率の基準が岩手県グリーン購入基本方針で定める配合率の基準を下回る製品については、岩手県グリーン購入基本方針で定める配合率の基準を満たしていること。</p> <p>3 エコマーク商品認定基準及び岩手県グリーン購入基本方針のいずれにも定めのない製品については、学識経験を有する者等の意見を聴いて知事が適当と認める再生資源の配合率の基準を満たしていること。</p>  |

別表第2（第12条関係）

行政処分基準

| 違反行為等                | 該当条項      | 違反行為等の内容   | 点数  |
|----------------------|-----------|--|-----|
| 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反 |           |  |     |
| 無許可営業                | 第7条第1項    | 許可を受けないで一般廃棄物の収集又は運搬を業として行った場合                     | 100 |
|                      | 第7条第6項    | 許可を受けないで一般廃棄物の処分を業として行った場合                         |     |
|                      | 第14条第1項   | 許可を受けないで産業廃棄物の収集又は運搬を業として行った場合                     |     |
|                      | 第14条第6項   | 許可を受けないで産業廃棄物の処分を業として行った場合                         |     |
|                      | 第14条の4第1項 | 許可を受けないで特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行った場合                 |     |
|                      | 第14条の4第6項 | 許可を受けないで特別管理産業廃棄物の処分を業として行った場合                     |     |
| 不正手段による営業許可取得        | 第7条第1項    | 不正の手段により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の営業許可を受けた場合             |     |
|                      | 第7条第2項    |  |     |
|                      | 第7条第6項    |  |     |
|                      | 第7条第7項    |  |     |
|                      | 第14条第1項   | 不正の手段により、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の営業許可を受けた場合             |     |
|                      | 第14条第2項   |  |     |
|                      | 第14条第6項   |  |     |
|                      | 第14条第7項   |  |     |
|                      | 第14条の4第1項 | 不正の手段により、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の営業許可を受けた場合         |     |
|                      | 第14条の4第2項 |  |     |
|                      | 第14条の4第6項 |  |     |
|                      | 第14条の4第7項 |  |     |
| 無許可変更                | 第7条の2第1項  | 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が許可を受けずに事業の範囲を変更した場合         |     |
|                      | 第14条の2第1項 | 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が許可を受けずに事業の範囲を変更した場合         |     |
|                      | 第14条の5第1項 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が許可を受けずに事業の範囲を変更した場合 |     |

|               |             |  |
|---------------|-------------|--|
| 不正手段による変更許可取得 | 第7条の2第1項    | 不正の手段により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業範囲変更許可を受けた場合                         |
|               | 第14条の2第1項   | 不正の手段により、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業範囲変更許可を受けた場合                         |
|               | 第14条の5第1項   | 不正の手段により、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業範囲変更許可を受けた場合                     |
| 事業の停止命令等違反    | 第7条の3       | 法又は法に基づく処分に違反した一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者に出された事業停止命令等に違反した場合           |
|               | 第14条の3      | 法又は法に基づく処分に違反した産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者に出された事業停止命令等に違反した場合           |
|               | 第14条の6      | 法又は法に基づく処分に違反した特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者に出された事業停止命令等に違反した場合   |
| 措置命令違反        | 第19条の4第1項   | 一般廃棄物処理基準又は特別管理一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合        |
|               | 第19条の4の2第1項 | 一般廃棄物処理基準又は特別管理一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合        |
|               | 第19条の5第1項   | 産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合        |
|               | 第19条の6第1項   | 排出事業者等が産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合 |
| 委託基準違反        | 第6条の2第6項    | 事業者が一般廃棄物の委託基準に違反した場合  |
|               | 第12条第3項     | 事業者が産業廃棄物の委託基準に違反した場合  |

|                        |                     |  |
|------------------------|---------------------|--|
|                        | 第 12 条の 2 第 3 項     | 事業者が特別管理産業廃棄物の委託基準に違反した場合  |
| 名義貸しの禁止                | 第 7 条の 5            | 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者が自己の名義をもって他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた場合   |
|                        | 第 14 条の 3 の 3       | 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者が自己の名義をもって他人に産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた場合   |
|                        | 第 14 条の 7           | 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者が自己の名義をもって他人に特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた場合                               |
| 処理施設の無許可設置             | 第 8 条第 1 項          | 一般廃棄物処理施設の設置に当たって許可を受けなかった場合   |
|                        | 第 15 条第 1 項         | 産業廃棄物処理施設の設置に当たって許可を受けなかった場合   |
| 不正手段による処理施設の設置許可取得     | 第 8 条第 1 項          | 不正の手段により、一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた場合  |
|                        | 第 15 条第 1 項         | 不正の手段により、産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた場合  |
| 処理施設の構造等の無許可変更         | 第 9 条第 1 項          | 一般廃棄物処理施設の処理能力、構造等の変更にあつて許可を受けなかった場合（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。）で定める軽微な変更であるときを除く。） |
|                        | 第 15 条の 2 の 5 第 1 項 | 産業廃棄物処理施設の処理能力、構造等の変更にあつて許可を受けなかった場合（省令で定める軽微な変更であるときを除く。）   |
| 不正手段による処理施設の構造等の変更許可取得 | 第 9 条第 1 項          | 不正の手段により、一般廃棄物処理施設の処理能力、構造等の変更許可を受けた場合   |
|                        | 第 15 条の 2 の 5 第 1 項 | 不正の手段により、産業廃棄物処理施設の処理能力、構造等の変更許可を受けた場合   |
| 廃棄物の輸出確認違反             | 第 10 条第 1 項         | 環境大臣の確認を受けずに、一般廃棄物を輸出した場合  |

|                |                     |   |
|----------------|---------------------|---|
|                | 第 15 条の 4 の 6 第 1 項 | 環境大臣の確認を受けないで、産業廃棄物を輸出した場合  |
| 受託禁止違反         | 第 14 条第 13 項        | 許可を受けないで、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託した場合  |
|                | 第 14 条の 4 第 13 項    | 許可を受けないで、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託した場合  |
| 投棄禁止違反         | 第 16 条              | 廃棄物をみだりに捨てた場合   |
| 焼却禁止違反         | 第 16 条の 2           | 廃棄物を焼却した場合（第 16 条の 2 に掲げる方法による場合を除く。）   |
| 指定有害廃棄物の処理禁止違反 | 第 16 条の 3           | 指定有害廃棄物を保管、収集、運搬又は処分した場合（第 16 条の 3 に掲げる方法による場合を除く。）                                   |
| 廃棄物の輸出確認違反未遂   | 第 10 条第 1 項         | 環境大臣の許可を受けないで、一般廃棄物を輸出する行為に着手した場合   |
|                | 第 15 条の 4 の 6 第 1 項 | 環境大臣の許可を受けないで、産業廃棄物を輸出する行為に着手した場合   |
| 投棄禁止違反未遂       | 第 16 条              | 廃棄物をみだりに捨てる行為に着手した場合  |
| 焼却禁止違反未遂       | 第 16 条の 2           | 廃棄物を焼却する行為に着手した場合（第 16 条の 2 に掲げる場合を除く。）   |
| 委託基準違反、再委託禁止違反 | 第 6 条の 2 第 7 項      | 事業者が一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「政令」という。）で定める基準に従わない場合              |
|                | 第 7 条第 14 項         | 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が収集若しくは運搬又は処分を他人に委託した場合   |
|                | 第 12 条第 4 項         | 事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、政令で定める基準に従わない場合   |
|                | 第 12 条の 2 第 4 項     | 事業者が特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、政令で定める基準に従わない場合                                       |
|                | 第 14 条第 14 項        | 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が収集若しくは運搬又は処分を他人に委託した場合（政令で定める再委託処理基準に従って委託する場合その他省令で定める場合を除く。） |

|                      |                     |   |    |
|----------------------|---------------------|---|----|
|                      | 第 14 条の 4 第 14 項    | 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が収集若しくは運搬又は処分を他人に委託した場合（政令で定める再委託処理基準に従って委託する場合その他省令で定める場合を除く。） |    |
| 処理施設改善命令等違反          | 第 9 条の 2            | 一般廃棄物処理施設の改善命令等に従わない場合  |    |
|                      | 第 15 条の 2 の 6       | 産業廃棄物処理施設の改善命令等に従わない場合  |    |
| 改善命令違反               | 第 19 条の 3           | 事業者又は処理業者が改善命令に従わない場合   |    |
| 処理施設の無許可譲受け等         | 第 9 条の 5 第 1 項      | 許可を受けないで、一般廃棄物処理施設の譲受け、又は借受けを行った場合  |    |
|                      | 第 15 条の 4           | 許可を受けないで、産業廃棄物処理施設の譲受け、又は借受けを行った場合  |    |
| 国外廃棄物の輸入禁止違反         | 第 15 条の 4 の 4 第 1 項 | 環境大臣の許可を受けないで、産業廃棄物を輸入した場合  |    |
| 輸入許可条件違反             | 第 15 条の 4 の 4 第 4 項 | 産業廃棄物の輸入許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反した場合   |    |
| 投棄禁止違反目的収集運搬         | 第 16 条              | 廃棄物をみだりに捨てる目的で、収集又は運搬をした場合  |    |
| 焼却禁止違反目的収集運搬         | 第 16 条の 2           | 廃棄物を焼却する目的で、収集又は運搬をした場合（第 16 条の 2 に掲げる方法による場合を除く。）  |    |
| 廃棄物の輸出確認違反予備         | 第 10 条第 1 項         | 環境大臣の確認を受けないで、一般廃棄物を輸出する目的で準備をした場合  |    |
|                      | 第 15 条の 4 の 6 第 1 項 | 環境大臣の確認を受けないで、産業廃棄物を輸出する目的で準備をした場合  |    |
| 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反 | 第 15 条の 19 第 4 項    | 廃棄物が地下にある土地で知事が指定した区域（以下「指定区域」という。）における土地形質変更届出に関して出された計画変更命令に違反した場合                          | 90 |
|                      | 第 19 条の 10 第 1 項    | 指定区域における土地形質変更届出に関して生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合   |    |

|   |                        |   |    |
|---|------------------------|---|----|
| 産業廃棄物管理票<br>(以下「管理票」<br>という。)の虚偽記<br>載等 | 第 12 条の 4 第 1 項        | 産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理<br>産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処<br>分業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業<br>者が受託していないものについて、虚偽の<br>記載をして管理票を交付した場合 |    |
| 管理票に係る勧告<br>の措置命令違反                     | 第 12 条の 6 第 3 項        | 管理票に係る勧告を受けた事業者等がその<br>勧告を受けた旨を公表された後、なお正当<br>な理由なくその勧告に係る措置をとらずに<br>出された措置命令に違反した場合                        |    |
| 処理施設使用開始<br>前受検義務違反                     | 第 8 条の 2 第 5 項         | 一般廃棄物処理施設に係る検査を受ける前<br>に施設を使用した場合   | 60 |
|   | 第 9 条第 2 項             | 処理能力や構造等を変更した一般廃棄物処<br>理施設に係る検査を受ける前に当該施設を<br>使用した場合  |    |
|   | 第 15 条の 2 第 5 項        | 産業廃棄物処理施設に係る検査を受ける前<br>に当該施設を使用した場合   |    |
|   | 第 15 条の 2 の 5 第 2<br>項 | 処理能力、構造等を変更した産業廃棄物処<br>理施設に係る検査を受ける前に当該施設を<br>使用した場合  |    |
| 管理票未交付等                                 | 第 12 条の 3 第 1 項        | 管理票を交付せず、又は法定事項を記載せ<br>ず、若しくは虚偽の記載をして交付した場<br>合   | 30 |
|   | 第 15 条の 4 の 6 第 2<br>項 |   |    |
|   | 第 12 条の 3 第 2 項前<br>段  | 運搬受託者が管理票交付者に管理票の写し<br>を送付せず、又は法定事項を記載せず、若<br>しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送<br>付した場合                                  |    |
|   | 第 12 条の 3 第 2 項後<br>段  | 運搬受託者が処分委託者に管理票を回付し<br>なかった場合   |    |
|   | 第 12 条の 3 第 3 項        | 処分受託者が管理票の写しを管理票交付者<br>に送付せず、若しくは法定事項を記載せず、<br>若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを<br>送付した場合                                |    |
|   | 第 12 条の 3 第 4 項        |   |    |
|   | 第 12 条の 5 第 5 項        |   |    |
| 虚偽管理票写し送<br>付・虚偽報告                      | 第 12 条の 4 第 2 項        | 運搬受託者又は処分受託者が受託した産業<br>廃棄物の運搬又は処分を終了していないも<br>のについて管理票交付者に管理票の写しを<br>送付し、又は情報処理センターに報告をし<br>た場合             |    |

|                   |                     |  |
|-------------------|---------------------|--|
|                   | 第 12 条の 4 第 3 項     | 処分受託者が受託した産業廃棄物の処分に係る中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の管理票の写しの送付又は通知を受けていないものについて管理票交付者に管理票の写しを送付し、又は情報処理センターに報告をした場合 |
| 保存義務違反            | 第 12 条の 3 第 5 項     | 管理票交付者が送付された管理票の写しを保存しなかった場合   |
| 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出 | 第 15 条の 19 第 1 項    | 指定区域において届出をせずに土地形質を変更し、又は虚偽の届出をした場合  |
| 虚偽登録等             | 第 12 条の 5 第 1 項     | 電子情報処理組織使用事業者が情報処理センターに虚偽の登録をした場合  |
|                   | 第 12 条の 5 第 2 項     | 運搬受託者又は処分受託者が情報処理センターに報告せず、又は虚偽の報告をした場合  |
|                   | 第 12 条の 5 第 3 項     | 処分受託者が情報処理センターに報告せず、又は虚偽の報告をした場合   |
| 帳簿備付け保存等義務違反      | 第 7 条第 15 項         | 事業者及び廃棄物処理業者が帳簿を備えず、若しくは帳簿に法定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった場合  |
|                   | 第 7 条第 16 項         |  |
|                   | 第 12 条第 11 項        |  |
|                   | 第 12 条の 2 第 12 項    |  |
|                   | 第 14 条第 15 項        |  |
| 処理業廃止、変更届出義務違反    | 第 7 条の 2 第 3 項      | 一般廃棄物処理業者がその事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他省令で定める事項を変更したときに、変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合                             |
|                   | 第 14 条の 2 第 3 項     | 産業廃棄物処理業者がその事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他省令で定める事項を変更したときに、変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合                             |
|                   | 第 14 条の 5 第 3 項     |  |
| 処理施設の廃止等届出義務違反    | 第 9 条第 3 項          | 一般廃棄物処理施設の廃止、休止若しくは再開の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合   |
|                   | 第 15 条の 2 の 5 第 3 項 | 産業廃棄物処理施設の廃止、休止若しくは再開の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合   |



|                   |              |  |     |
|-------------------|--------------|--|-----|
| 最終処分場埋立処分終了届出義務違反 | 第9条第4項       | 一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合                                       |     |
|                   | 第15条の2の5第3項  | 産業廃棄物最終処分場の埋立処分終了の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合                                       |     |
| 処理施設の相続届出義務違反     | 第9条の7第2項     | 一般廃棄物処理施設の相続の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合  |     |
|                   | 第15条の4       | 産業廃棄物処理施設の相続の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合  |     |
| 処理施設の維持管理事項記録等違反  | 第8条の4        | 一般廃棄物処理施設の維持管理に関し省令で定める事項を記録せず、若しくは備え置かず又は閲覧させない場合                         |     |
|                   | 第15条の2の3     | 産業廃棄物処理施設の維持管理に関し省令で定める事項を記録せず、若しくは備え置かず又は閲覧させない場合                         |     |
| 処理責任者等設置義務違反      | 第12条第6項      | 産業廃棄物処理施設が設置されている事業場に産業廃棄物処理責任者を置かない場合                                     |     |
|                   | 第12条の2第6項    | 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場に特別管理産業廃棄物管理責任者を置かない場合                                     |     |
| 報告義務違反            | 第18条第1項      | 事業者、一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者、一般廃棄物処理施設設置者又は産業廃棄物処理施設設置者が求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合 |     |
|                   | 第18条第2項      | 産業廃棄物の輸出又は輸入に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合                                    |     |
| 立入検査拒否妨害忌避        | 第19条第1項      | 都道府県又は市町村職員の行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合                                      |     |
|                   | 第19条第2項      | 国の職員の行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合   |     |
| 技術管理者設置義務違反       | 第21条第1項      | 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に技術管理者を置かない場合  |     |
| 名称使用禁止違反          | 第20条の2第3項    | 登録を受けずに登録廃棄物再生事業者という名称を用いた場合   | 10  |
| 基準不適合             | 第14条第5項第1号   | 産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者の能力が法に定める基準に適合せず、改善が困難と認められる場合          | 100 |
|                   | 第14条第10項第1号  |  |     |
|                   | 第14条の4第5項第1号 |  |     |

|                      |                           |  |     |
|----------------------|---------------------------|--|-----|
|                      | 第 14 条の 4 第 10 項<br>第 1 号 |  |     |
| 欠格要件該当               | 第 14 条第 5 項第 2 号          | 産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が欠格要件に該当する場合                                   | 100 |
| 許可条件違反               | 第 14 条第 11 項              | 産業廃棄物処理業の許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反した場合                                   | 30  |
|                      | 第 14 条の 4 第 11 項          | 特別管理産業廃棄物処理業の許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反した場合                               |     |
| 2 循環型地域社会の形成に関する条例違反 |                           |  |     |
| 報告義務違反・虚偽報告          | 第 20 条第 2 項               | 廃棄物等の保管等又は放置に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合                                | 30  |
|                      | 第 20 条第 6 項               | 廃棄物等の保管等又は放置に関して出された調査命令の結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合                         |     |
|                      | 第 31 条第 1 項               | 再生資源を利用した製品の製造、廃棄物等の処理又は廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合 |     |
| 立入検査等拒否妨害忌避          | 第 20 条第 2 項               | 職員の行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合   |     |
|                      | 第 31 条第 1 項               |  |     |
| 命令違反                 | 第 20 条第 5 項               | 廃棄物等の保管等又は放置に関して出された調査命令に違反した場合  |     |
|                      | 第 20 条第 7 項               | 廃棄物等の保管等又は放置に関して出された措置命令に違反した場合  |     |
|                      | 第 21 条第 6 項               | 建設資材廃棄物の適正処理に関して出された措置命令に違反した場合  |     |
|                      | 第 23 条第 3 項               | 不適正処理関与者に対する命令に違反した場合  |     |
|                      | 第 29 条第 2 項               | 条例に定める廃棄物処理施設等の構造基準に関する改善命令に違反した場合                                     |     |
|                      | 第 30 条第 2 項               | 条例に定める廃棄物処理施設等の維持管理に関する改善命令に違反した場合                                     |     |

別表第 3

| No.          | 項目                         | 新規             |                |               | 変更             |                |               | 譲受け又は借受け       |                |               |
|--------------|----------------------------|----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|---------------|
|              |                            | 積替<br>保管<br>施設 | 中間<br>処理<br>施設 | 最終<br>処分<br>場 | 積替<br>保管<br>施設 | 中間<br>処理<br>施設 | 最終<br>処分<br>場 | 積替<br>保管<br>施設 | 中間<br>処理<br>施設 | 最終<br>処分<br>場 |
| <b>【様式】</b>  |                            |                |                |               |                |                |               |                |                |               |
| 0            | 事前協議書・表紙                   | 様式第 7 号        |                |               |                |                |               |                |                |               |
| 1            | 事業計画書                      | 様式第 8 号(1)     |                |               |                |                |               |                |                |               |
| 2            | 排出事業者名簿                    | 様式第 8 号(2)     |                |               |                |                |               |                |                |               |
| 3            | 処理委託先処理業者名簿                | 様式第 8 号(3)     |                |               |                |                |               |                |                |               |
| 4            | 廃棄物処理施設等設置等事前説明結果書         | 様式第 9 号        |                |               |                |                |               |                |                |               |
| 5            | 周辺生活環境調査書                  | 様式第 10 号(1)    |                |               |                |                |               |                |                |               |
| 6            | 生活環境の保全上留意すべき事項等           | 様式第 10 号(2)    |                |               |                |                |               |                |                |               |
| 7            | 廃棄物処理施設等変更設備等対照表           | 様式第 11 号       | -              | -             | -              |                |               | -              | -              | -             |
| 8            | 積替え・積替えのための保管施設計画書         | 様式第 12 号       |                | -             | -              |                | -             | -              | -              | -             |
| 9            | 中間処理施設計画書                  | 様式第 13 号       | -              |               | -              |                | -             |                | -              | -             |
| 10           | 最終処分場計画書                   | 様式第 14 号       | -              |               | -              |                | -             |                | -              | -             |
| 11           | 出入口への表示立札                  | 様式第 17 号       | ■              | ■             | -              | ■              | ■             | -              | -              | -             |
| <b>【図面等】</b> |                            |                |                |               |                |                |               |                |                |               |
| 12           | 位置図                        |                |                |               |                |                |               |                |                |               |
| 13           | 見取図                        |                |                |               |                |                |               |                |                |               |
| 14           | 構造図                        |                |                |               |                |                |               | -              | -              | -             |
| 15           | 土地の登記事項証明書                 |                |                |               |                |                |               |                |                |               |
| 16           | 公図                         |                |                |               |                |                |               |                |                |               |
| 17           | 施設設置事業場用地の現況写真             |                |                |               |                |                |               |                |                |               |
| 18           | 求積図                        |                |                |               |                |                |               | -              | -              | -             |
| 19           | 賃貸借契約書の写し                  |                |                |               |                |                |               |                |                |               |
| 20           | 施設設置事業場平面図                 |                |                |               |                |                |               |                |                |               |
| 21           | 施設設置事業場縦横断面図               |                |                |               |                |                |               | -              | -              | -             |
| 22           | 処理工程図                      |                |                |               |                |                |               | -              | -              | -             |
| 23           | 現況平面図                      |                | -              | -             |                | -              | -             | -              | -              | -             |
| 24           | 配置平面図                      |                | -              | -             |                | -              | -             | -              | -              | -             |
| 25           | 埋立平面図                      |                | -              | -             |                | -              | -             | -              | -              | -             |
| 26           | 横断面図                       |                | -              | -             |                | -              | -             | -              | -              | -             |
| 27           | 縦断面図                       |                | -              | -             |                | -              | -             | -              | -              | -             |
| 28           | 地質調査報告書（地質柱状図、透水係数計算書を含む。） |                | -              |               |                | -              |               | -              | -              | -             |
| 29           | 事業計画工程書                    |                | -              | -             |                | -              | -             | -              | -              | -             |
| 30           | 設計計算書・仕様書                  |                |                |               |                |                |               | -              | -              | -             |
| 31           | 管理体制系統図                    |                |                |               |                |                |               | -              | -              | -             |
| 32           | 運転管理仕様書                    |                |                |               |                |                |               | -              | -              | -             |
| 33           | 保管計画図                      |                |                |               |                |                |               | -              | -              | -             |
| 34           | 保管面積・保管容量計算書               |                |                |               |                |                |               | -              | -              | -             |
| 35           | 実証試験結果及びその評価               |                | ■              | ■             | ■              | ■              | ■             | -              | -              | -             |
| 36           | 標準作業書                      |                |                |               |                |                |               | -              |                | -             |

- 備考
- 事前協議の内容及び廃棄物処理施設等の種類に応じて、印の付された書類等を添付すること。
  - 印の付された書類等については、内容に変更がある場合に限り、添付すること。
  - 印の付された書類等については、移動式施設に係る事前協議においては添付を要しないこと。
  - 印の付された書類等については、規則第 16 条第 10 項の場合には添付を要しないこと。
  - 廃棄物処理施設等を譲り受け、又は借り受ける場合にあっては、廃棄物処理施設等の許可証（廃棄物処理法第 8 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の許可を要する場合に限る。）産業廃棄物処理業の許可証、譲渡契約書等の写しを添付すること。
  - 解体業の用に供する自動車リサイクル施設については積替保管施設に、破砕業の用に供する自動車リサイクル施設については中間処理施設に準じて書類等を添付すること。
  - 施設設置事業場縦横断面図については、土木工事（造成工事）がある場合に限り、添付すること。
  - 印の付された書類等については、これまで岩手県内において廃棄物の処理に用いられたことがない構造又は処理方法により廃棄物を処理する施設を設置しようとする場合に限り、添付すること。
  - 印の付された書類等については、自動車リサイクル施設に係る事前協議である場合に限り、添付すること。

別表第4（第16条関係）

住民説明を要する変更の内容

|   |
|---|
| <p>1 その他処理施設の処理能力に係る変更であって、当該変更により当該処理能力が10パーセント以上変更されるに至るもの</p>  |
| <p>2 その他処理施設の位置又は処理方式</p>   |
| <p>3 その他処理施設の構造及び設備に係る変更であって、次の(1)から(14)までに掲げるその他処理施設の種類に応じ、(1)から(14)までに掲げる設備に係るもの又は当該変更に伴う設計計算上達成することのできる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの</p> <p>(1) 汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル以下のもの 脱水機</p> <p>(2) 汚泥の乾燥施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル（天日乾燥施設にあっては、100立方メートル）以下のもの 乾燥設備</p> <p>(3) 汚泥（ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの 焼却室</p> <p>ア 1日当たりの処理能力が5立方メートルを超えるもの</p> <p>イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの</p> <p>ウ 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p> <p>(4) 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル以下のもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 油水分離設備</p> <p>(5) 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 焼却室</p> <p>ア 1日当たりの処理能力が1立方メートルを超えるもの</p> <p>イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの</p> <p>ウ 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p> <p>(6) 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が50立方メートル以下のもの 中和槽</p> <p>(7) 廃プラスチック類の破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5トン以下のもの 破碎機</p> <p>(8) 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの 焼却室</p> <p>ア 1日当たりの処理能力が100キログラムを超えるもの</p> <p>イ 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p> <p>(9) 産業廃棄物の焼却施設（(3)、(5)及び(8)に掲げるものを除く。）であって、次のいずれにも該当しないもの 焼却室</p> <p>ア 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの</p> <p>イ 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p> <p>(10) 木くずの破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5トン以下のもの 破碎機</p> <p>(11) 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片の破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5トン以下のもの 破碎機</p> <p>(12) 工作物の除去に伴って生じたアスファルトの熱解砕施設 熱解砕機</p> <p>(13) 動物のふん尿及び有機汚泥の堆肥化施設 発酵設備</p> <p>(14) (1)から(13)までに掲げる施設以外の処理施設 主要な設備</p> |
| <p>4 その他処理施設による処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量（排出の方法又は量の増大に係る変更の場合に限る。）又は処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）</p>   |
| <p>5 その他処理施設の維持管理に関する計画に係る事項</p> <p>(1) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値（当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもののみを行う場合を除く。）</p> <p>(2) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項</p> <p>(3) (1)及び(2)のほか、その他処理施設の維持管理に関する事項</p>  |

別表第 5 ( 第 22 条関係 )

切土ののり面勾 ( こう ) 配

| 地山の土質   | 切土高         | 勾配         |
|---|-------------|------------|
| 硬岩<br>中硬岩   | 一段 5 メートル以下 | 1 : 1.0 以上 |
| 軟岩<br>砂<br>砂質土<br>砂利又は岩塊まじりの砂質土 ( 玉石 )<br>粘性土等<br>岩塊又は玉石まじりの粘性土 |             | 1 : 1.5 以上 |

備考 1 のり面は無処理又は植生工程度の保護工を前提としたものであること。

2 土質構成などにより単一勾配としないときは、勾配の変化点には小段を設けること。

3 小段には若干の勾配を設けること。

別表第 6 ( 第 24 条関係 )

監視用井戸の水質検査項目

| 項 目 |                        |
|-----|------------------------|
| 1   | 水素イオン濃度                |
| 2   | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素          |
| 3   | 有機物等 ( 過マンガン酸カリウム消費量 ) |
| 4   | 大腸菌群                   |
| 5   | 一般細菌                   |
| 6   | 色度                     |
| 7   | 濁度                     |

